第 部 持続可能な社会の実現に向けた施策とその検証・進行管理

第 1 章 資源循環型の都市市川を 目指して

第1	節	循環型社会の形成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1.	循環型社会の基本原則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2.	市川市の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	節	"いちかわじゅんかんプラン21"の概要 ・・・・・・・・・	2
	1.	市民による資源循環型のまちを目指した廃棄物処理計画の策定 ・・	2
	2.	いちかわじゅんかんプラン21の構成 ・・・・・・・・・	2
	3.	目指すべき将来像と計画目標年度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	4 .	基本方針と数値目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	_	共画性准のための主兄 東野老 主の須割し拉樹	1

第1章 資源循環型の都市市川を目指して

第1節 循環型社会の形成

1.循環型社会の基本原則

廃棄物行政には、生活環境の保全や公衆衛生の向上といったこれまでの大きな目的に加えて、循環型社会の形成という役割が求められています。平成13年1月に施行された資源循環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理の優先順位が明確化されました。第一に廃棄物の発生を抑制し、第二に再使用、再生利用を進め、第三に適正処理を行うという施策を充実・展開させていくことが必要となっています。

循環型社会:天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会。 <三つの基本原則>

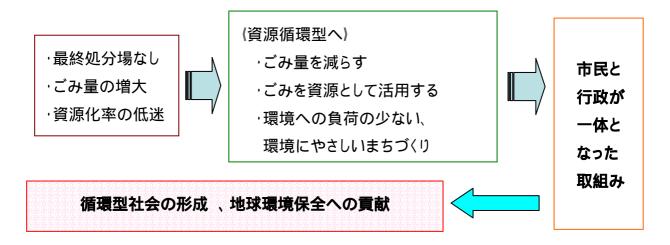
- 「廃棄物の発生抑制」=何よりもまず「ごみを出さない」
- 「循環的な利用」=出たごみは「できるだけ資源として使う」
- 「環境負荷の低減」=どうしても使えないごみは「適正に処分する」

2. 市川市の課題

これまでの本市のごみ処理行政は、人口の増加に伴って増大するごみの迅速かつ適正な処理を 推進するため、処理施設の建設や収集体制の整備など、出された後の処理が中心でした。 しかしながら、

- (1) 市内にはごみを最終的に処分するための処分場がなく、他市に依存している
- (2) ごみの排出量が年々増加している
- (3) 資源化率が全国平均より低い(平成13年度当時)

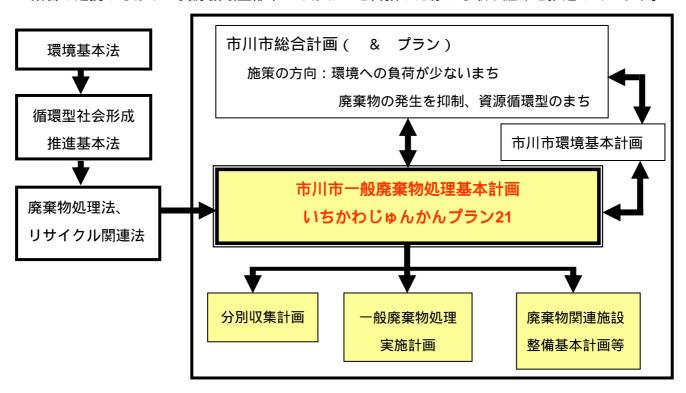
などの深刻な課題があり、市民と行政が一体となった取組みが求められていました。



第2節 "いちかわじゅんかんプラン21"の概要

1.市民による資源循環型のまちを目指した廃棄物処理計画の策定

市の総合計画を推進するための個別計画として、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に 規定された長期計画として、平成14年3月に今後10年間の廃棄物行政に関する市川市一般廃棄物 処理基本計画"いちかわじゅんかんプラン21"を策定しました。この計画に基づいて、市民、事 業者と連携しながら"資源循環型都市いちかわ"を目指した様々な取り組みを推進しています。



2. いちかわじゅんかんプラン21の構成

"いちかわじゅんかんプラン21"は、資源の循環を基調とした21世紀初頭の廃棄物行政に関する基本計画として、ごみや生活排水の処理について総合的・計画的に施策を推進していくために定めたものです。策定に際しては、市川市廃棄物減量等推進審議会の答申や市民と事業者、専門家で構成する「じゅんかんプロジェクト」の提案、市民アンケートなどを参考に、平成6年度に策定された基本計画を全面的に見直しました。



3.目指すべき将来像と計画目標年度

"いちかわじゅんかんプラン21"は、今後10年~15年程度の状況を視野に入れた上で、平成14年度から23年度の10年間を計画期間としています。

目標年度 : 平成23年度

目指すべき将来像

資源循環型都市いちかわ

- ・廃棄物の発生抑制、再使用、再利用・再資源化の優先順位に基づいた施策
- ・「脱焼却」「脱埋立」を念頭においた施策

4.基本方針と数値目標

(1)基本方針

持続可能な循環型社会の構築

将来的に適正なコストによる持続可能な循環型社会の構築を目指します。

高品質な資源の確保

資源化量の増加を目指しつつも分別の精度を高め、質の高い資源の循環を目指します。

ともにつくり上げる循環型社会

本計画は、市民、事業者、行政の協働により実施していきます。

(2)数值目標

数値目標は平成23年度を目標年度として設定しました。

	一人一日あたりの排出量	900 g /人·日以下確保
ご	資 源 化 率	35%以上確保
み	焼 却 量 削 減 率	25%以上削減
	最終処分量削減率	45%以上削減
	生活排水処理率	80%以上確保

削減率と処理率は平成12年度を基準とする

(3) ごみ処理に関する5つのプラン

ごみ処理については、「市民参加・情報公開プラン」「発生抑制・排出抑制プラン」「収集 運搬プラン」「循環的利用プラン」「適正処分プラン」により進めていきます。

5.計画推進のための市民、事業者、市の役割と協働

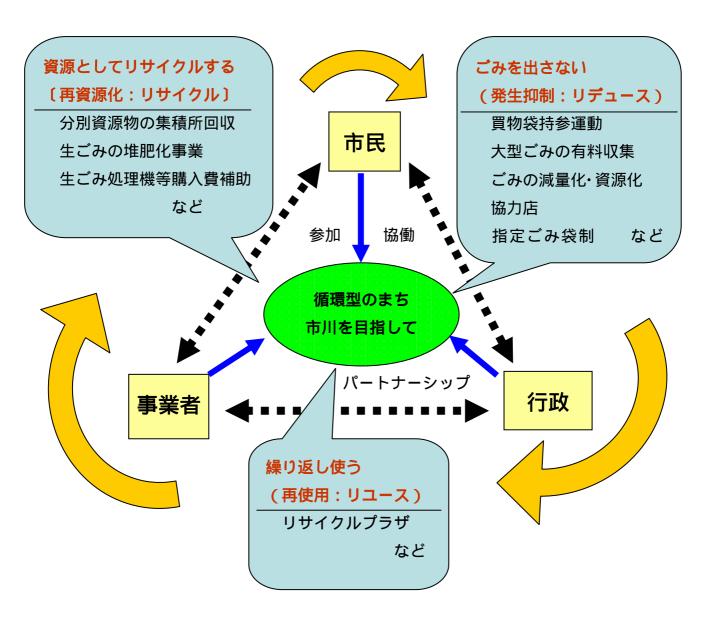
市民、事業者、市が自らの果たすべき役割意識を一層高め、より強力に連携して計画を推進していきます。

市 民 : 排出抑制を意識したライフスタイルを目指し、減量やリサイクルへの

積極的な貢献

事業者: 環境に配慮した商品の提供や事業活動の推進

市 : 全体的な調整と廃棄物の発生抑制及び収集、処理処分の実施



「資源循環型都市いちかわ」のイメージ

第 部 持続可能な社会の実現に向けた施策とその検証・進行管理

第2章 ごみ12分別の検証

第1	節	ごみ 5 分	}別から	5 1 2	2分	·別	^		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第2	節	ごみ12	分別以	集(の結	果		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第3	節	収集量、	処理量			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	1 .	燃やすこ	ごみ ・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	2 .	資源回収	双量と資	源	七率		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	3 .	資源回収	ママ・ ・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	4 .	収集車両	う数と作	業	量・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	5.	焼却処理	14の景	響	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
第4	節	資源物0	D循環	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
第5	節	市民アン	ノケート	結	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
	1 .	アンケー	- 卜時期	見、対	付象	者		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
	2 .	収集回数	などに	こつに	17	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
	3 .	分別協力]意識に	こつに	17	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
第6	節	収集・処	1理経費			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	1 .	予算額で	での比較	Ì		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	2 .	決算額で	での比較	Ž		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	3.	原価計算	による	部	門別	比	較		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
第7	節	検証結果	きを踏ま	ミえか	と今	後	の	課	題		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18

第2章 ごみ12分別の検証

第2章では、平成14年10月1日から実施したごみ12分別の実施状況について、「12分別開始前(平成13年度)と開始後(15年度)との比較」という視点でまとめた検証結果について報告します。

第1節 ごみ5分別から12分別へ

"資源循環型都市いちかわ"を目指して、平成14年10月1日から資源物とごみの12分別収集がスタートしました。それまで燃えるごみとして燃やしていたごみの中から、資源物を分別することにより燃やすごみの量を減らし、資源となるものはできるだけリサイクルしていくという取組みです。従来の5分別収集から12分別収集への変更内容は次のとおりです。

5 3	5 分 別 14年10月から 1 2 分別							
資 源 物	ピン カン		ピン カン					
燃えるごみ	紙類 布類 プラスチック類 厨芥類(生ごみ)		新聞 雑誌 ダンポール 紙パック 布類	週1回 同一曜日に収集				
	など		プラスチック製容器包装 (ペットボトル含む)	週1回収集				
			燃 や す ご み (名称変更)	週3回収集				
燃えないごみ	金属類・ガラス類・ 陶磁器類など		燃やさないごみ(名称変更)	週1回 同一曜日に収集				
有害ごみ	蛍光管・乾電池		有害ごみ					
大型ごみ	家具・寝具など		大型ごみ	戸別申込、有料収集				

第2節 ごみ12分別収集の結果

12分別開始前の平成13年度と開始後の15年度のデータを比較すると次のとおりです。

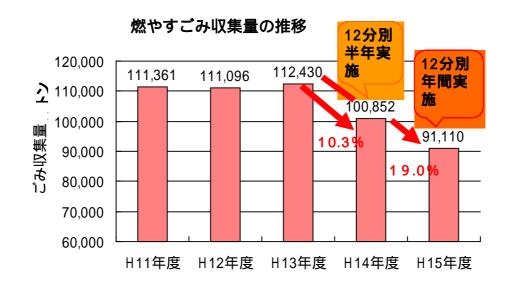
燃やすごみの集積所収集量の減少	19%減少
資源物の集積所回収量の増加	4.4倍に増加
資源化率の向上	9.4%増加し19.9%に
	ダイオキシン類7.9%
■焼却量減少により大気汚染物質発生量の減少 ■	塩化水素34.8%減少
焼却に係る排ガス処理用生石灰使用量の減少	20%減少

第3節 収集量、処理量

1. 燃やすごみ

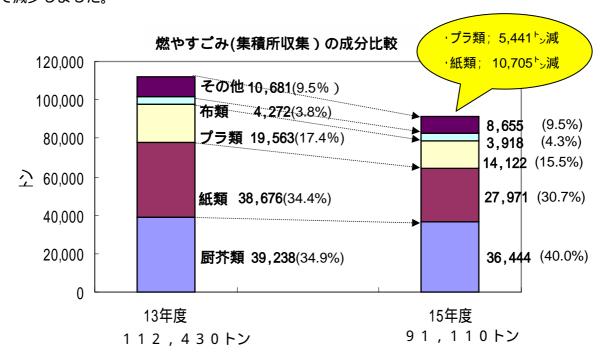
(1)燃やすごみ収集量の減少

ごみ集積所に出された燃やすごみの量は、平成13年度が112,430トン、12分別を半年実施した14年度は100,852トン(13年度比10.3%減)、1年間実施した15年度は91,110トン(同19.0%減)となりました。



(2)燃やすごみ成分の変化

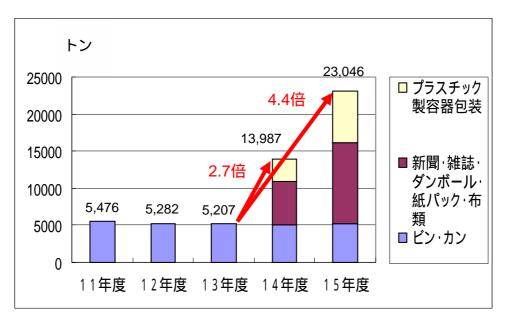
ごみ集積所で収集した燃やすごみのごみ質分析による成分割合は、厨芥類が平成13年度 34.9%から15年度40.0%に上昇しました。ごみ質分析から推計した各成分の排出量は、12分別により紙類、プラスチック類、布類の一部を資源物として回収した項目を含めて、全ての項目で減少しました。



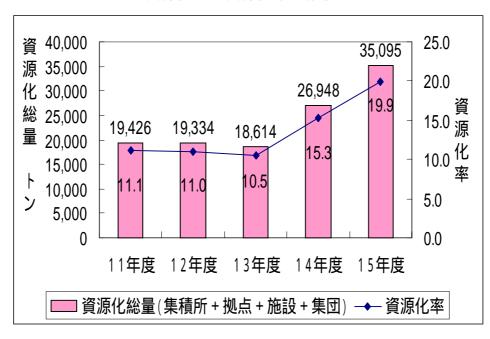
2. 資源物回収量と資源化率

ごみ集積所に出された資源物の量は、平成13年度が5,207トン、14年度13,987トン(13年度比2.7倍)、15年度は23,046トン(同4.4倍)でした。その結果、集団資源回収量等を含めた資源化率は、平成13年度10.5%(資源化量18,614トン)、14年度15.3%(同26,948トン)、15年度19.9%(同35,095トン)となりました。

資源物の年度別回収量 (集積所回収分)



資源化量と資源化率の推移



3. 資源回収率

家庭からの排出段階で、資源物とごみがどの程度分別排出されたかをみるため、ごみ質分析結果から資源物回収率(資源物として回収した量 / (燃やすごみとして収集した量 + 資源物として回収した量))を推計しました。平成15年度の資源物回収率は次表のとおりで、新聞が37%、雑誌55%、ダンボール64%、紙パック17%、布類17%、プラスチック製容器包装54%でした。

資源物の分別状況

単位: t 15年度	()内は資源物回収率
------------	-------------

分別区分	資源物または燃やすごみ	13年度	14年度	15年度
		t	t	t
新聞	資源物として回収した量	0	1,519	2,558 (37%)
	燃やすごみとして収集した量	4,007	3,502	4,373
雑誌	資源物として回収した量	0	2,281	4,407 (55%)
ホ 比 可心	燃やすごみとして収集した量	6,650	3,707	3,644
ダンボール	資源物として回収した量	0	1,418	2,945 (64%)
タンホール	燃やすごみとして収集した量	6,222	7,855	1,640
紙パック	資源物として回収した量	0	67	132 (17%)
が以入りつ	燃やすごみとして収集した量	722	657	638
布類	資源物として回収した量	0	420	805 (17%)
170 天兵	燃やすごみとして収集した量	4,272	2,645	3,918
プラ製容器	資源物として回収した量	0	3,143	6,958 (54%)
包装	燃やすごみとして収集した量	13,767	9,651	6,013

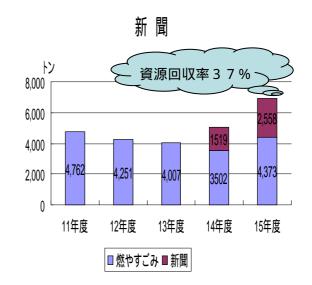
(1)紙類、布類の資源回収率

新聞は、平成13年度と15年度の資源回収量・ごみとしての収集量を比較すると、資源物として回収した量の分が増加した形となりました。これは、新聞販売店回収等が月1回であるのに対し、市の集積所回収は毎週1回あり、出し

やすさの点から市の回収に移行したとも考 えられます。

雑誌とダンボールの資源物回収率が55~64%と比較的高いのは、市の集積所回収以外の排出手段があまりないためと考えられます。

紙パックや布類の回収率が17%と低いのは、紙パックはゆすいで切り開いて乾かさなければならないこと、布類は輸出用衣料として再利用するため清潔な状態で出さなければならないこと、などの点が考えられます。

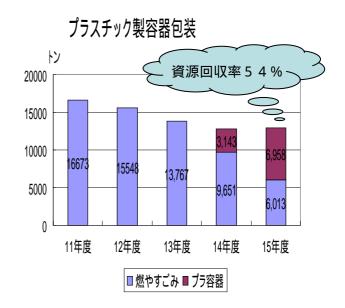


(2)プラスチック製容器包装の資源回収率

プラスチック製容器包装については、 12分別への移行にともなう住民説明会 を約300回実施した中で、一番わかりに くい区分であることから重点的に説明 してきました。こため、市民の分別へ の協力度も高くなったと考えられます。 しかしながら、容器包装以外のプラ スチック製品を混入している状況がい まだにみられるため、今後も周知に努

める必要があります。また、容器包装

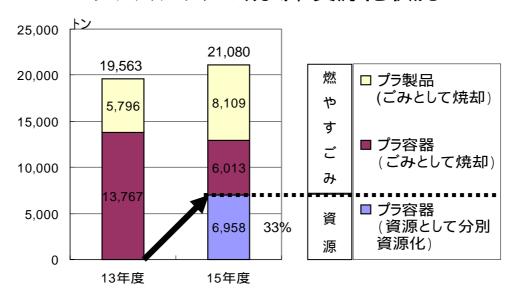
と非容器包装の区分を見直すなど、



市民にわかりやすい制度とすることも望まれます。

非容器包装を含めたプラスチックの排出量は21,080トンでした。そのうちの33%を資源化しました。

プラスチックの焼却、資源化状況



4. 収集車両数と作業量

(1)燃やすごみ

平成15年度の燃やすごみ91,110tの収集については、パッカー車45台が299日/年稼動しました。車1台あたりが受け持つ集積所数は平均185箇所で、市川市クリーンセンターと収集区域を往復する回数は4.0回、車1台で1日に6,771kg、1回あたりの積載量は1,700kgでした。

(2)紙類、布類

新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類についてはは、ごみ集積所から同一の平ボディ車で収集したのち、資源回収協同組合が選別処理しています。収集時に品目別に分けながら積み込んでいるため、作業回数は平均2.2回でした。収集車1台1回あたりの積載量は1,270kgで、燃やすごみの量の75%でした。

(3)プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装は、パッカー車で収集したのち、中間処理施設でペットボトルと その他プラスチック製容器包装に分別し、異物除去、圧縮、梱包、保管しています。

プラスチック製容器包装を収集するパッカー車1台1回あたり積載量は534kgでした。プラスチック製容器包装のパッカー車は燃やすごみのパッカー車と比較して3分の1程度の積載となりました。プラスチック製容器包装はかさばるため、燃やすごみと比較し積載できる重量が少なく、収集効率は劣ります。家庭での保管もかさばるため、週1回の収集日が祝日となった場合も収集しています。

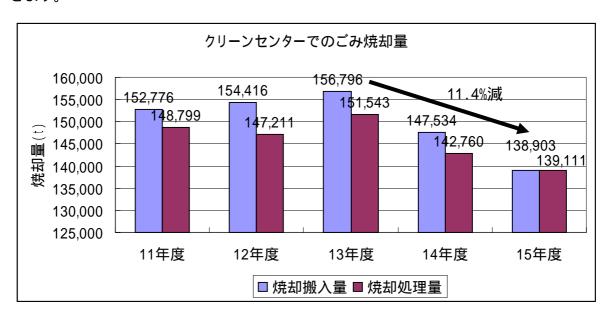
収集区分別車両数と作業量等

年	収集区分	収集量	収集	稼動	収集車両1台あたりの作業量					
度			車両	日数	集積	1日あたり	1日あたり	1回あたり		
			台数		所数	作業回数	収集量	積載量		
10		t	印	日/年	箇所		kg	kg		
13	燃やすごみ	112,430	51	297	154	4.6	7,423	1,607		
	燃やすごみ	91,110	45	299	185	4.0	6,771	1,700		
15	紙類•布類	10,847	13	298	213	2.2	2,798	1,270		
	プラ容器	6,958	14	310	198	3.0	1,603	534		

5. 焼却処理への影響

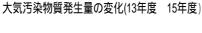
(1)焼却量の減少

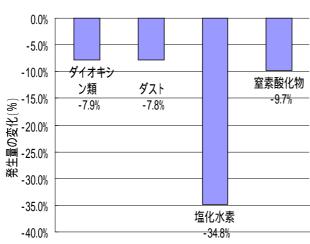
市川市クリーンセンターで焼却するために搬入されたごみの量は、収集ごみと持込ごみを併せて平成13年度が156,796トン、14年度147,534トン(平成13年度比5.9%減)、15年度138,903トン(同11.4%減)でした。焼却量の減少により、現クリーンセンター焼却炉の延命効果が期待できます。



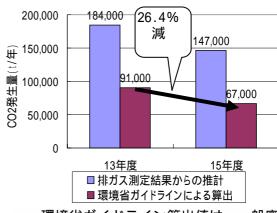
(2)大気汚染物質発生量の減少

焼却量の減少に伴って、焼却により発生する大気汚染物質や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生量も減少しました。平成15年度は13年度と比較してダイオキシン類が7.9%減、ダスト7.8%減、塩化水素34.8%減、窒素酸化物9.7%減でした。二酸化炭素は26.4%減となりました。





地球温暖化ガス(二酸化炭素)発生量

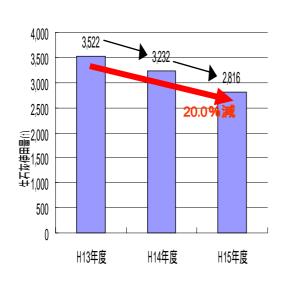


環境省ガイドライン算出値は、一般廃 棄物のうち廃プラスチック類のみの量 に排出係数を乗じた値

(3)薬剤等の減少

ごみ焼却に係る排出ガス処理のための生石灰使用量も、平成13年度3,522トンが、15年度には706トン減少し2,816トンとなりました。

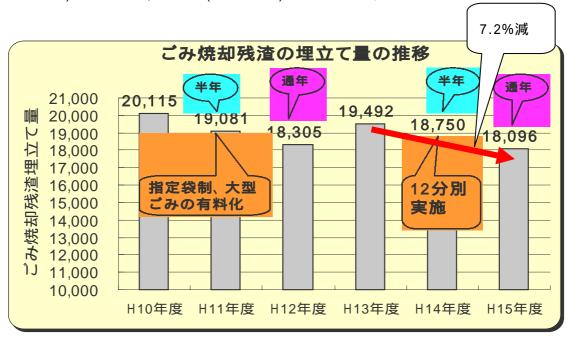
ごみ焼却に係る排ガス処理のための生石灰使用量





(4)埋立て処分量の減少

ごみ焼却残渣(焼却灰)の埋立て処分量は、平成13年度19,492トン、14年度18,750トン(13年度比3.8%減)、15年度18,096トン(同7.2%減)となりました。



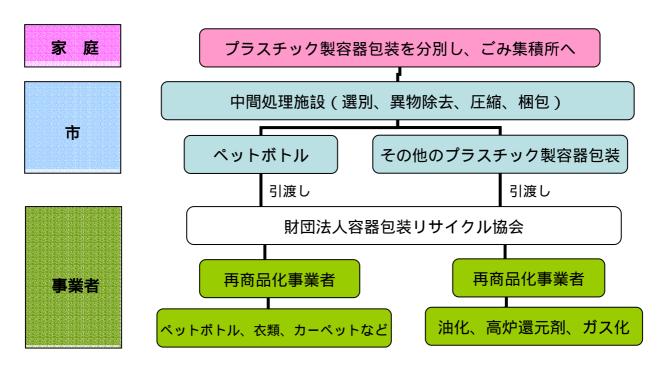
第4節 資源物の循環

資源物のリサイクルは、市民、事業者、行政それぞれの役割分担によって成り立っています。市民は、家庭でごみと資源物を分けてごみ集積所に排出します。市は収集し、さらに細かく分別する資源物もあります。事業者は、資源物を原料として再び製品を作ります。この循環の環(わ)のどこかが途切れると資源物は循環しません。

市民、事業者、市の役割とビン、カン、紙類、布類のリサイクルの流れは次の表のとおりです。

役割分担	ビン	カン	紙類	布類
市民	家原	庭 で 分 別 し	人ご み 集 積 所 へ	
	無色、茶色、その他	スチールカンと	新聞、雑誌、ダンボール、紙	資源回収協
市	の色、リターナブル	アルミカンに	パックを資源回収協同組合に	同組合に搬
	ビンに分別します。	分別します。	搬入します。	入します。
	無色、茶色のビンは	スチールカンは	新聞は新聞紙・週刊誌・OA用紙	輸出品とし
	ガラス製品に、その	鉄製品・建築資	に、雑誌は菓子箱・絵本に、ダ	て再利用、
	他の色のビンは建築	材に、アルミカ	ンボールは紙筒・ダンボール	またはウエ
事業者	資材等に、リターナ	ンは、再びアル	に、紙パックはティッシュペ	スとして利
	ブルビンはビンとし	ミカン等に。	ーパー・トイレットペーパー	用します。
	て再使用します。		に。	

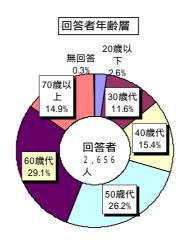
プラスチック製容器包装については次のとおりです。

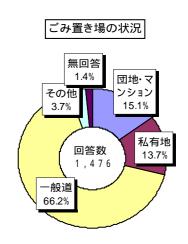


第5節 市民アンケート結果

1.アンケート時期、対象者

12分別開始 9 か月目の15年6月と1年後の15年10月に、収集回数や分別協力意識について市民アンケートを行いました。回収数は6月が1,476世帯(人)、10月が1,180世帯(人)、計2,656世帯(人)でした。





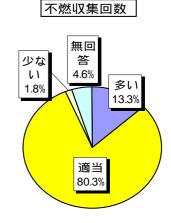
2. 収集回数などについて

燃やすごみ(可燃)を週3回収集していることについては、80.3%が適当であるとの回答でした。 燃やさないごみとビン・カン・紙類の週1回も「適当である」がそれぞれ80.3%、84.7%でした。 祝日収集があるプラスチック製容器包装の週1回収集は74.6%が「適当である」でした。

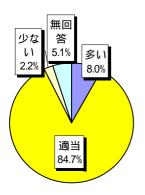
プラスチック製容器包装の

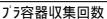
排出量については、1週間に 1袋以下が65.6%、2袋以下 が12.4%でした。

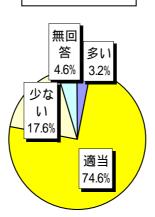




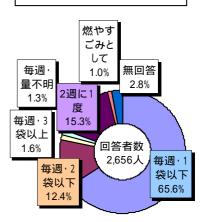
ビン・カン・紙収集回数







プラスティック容器包装ごみ排出量



3.分別協力意識について

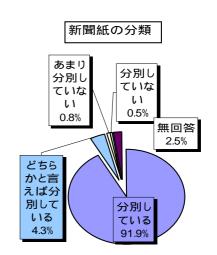
資源物の分別に関する協力意識の問いについては、「分別している」が新聞91.9%、プラスチック製容器包装90.5%、ダンボール90.3%、雑誌87.4%、紙パック74.6%の順でいずれの品目も高い協力意識が示されました。ごみ質分析結果から推計した資源回収率はダンボール64%、雑誌55%、

新聞37%、プラスチック製容器包装54%、紙パック17%でしたから、市民の分別意識よりも資源回収率の方がいずれの品目も低くなりました。

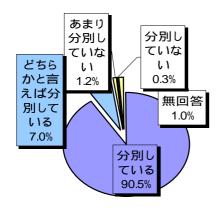
この理由は、アンケートの回答者は意識が高く、分別に協力していただいている方が多いためと思われます。

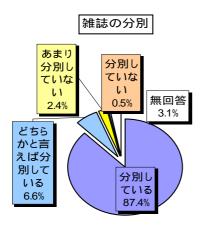
新聞については、新聞販売店回収への分別排出もアンケート結果に含まれていることが考えられます。

紙パックはアンケートと資源回収率のいずれでも一番低い値でした。排出量が少ないので、1,2枚では排出しにくいことや、家庭で保管しているうちにごみにまぎれてしまうと思われます。

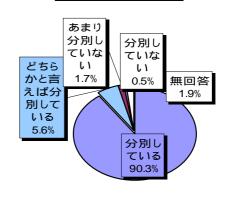


プラ容器分別状況

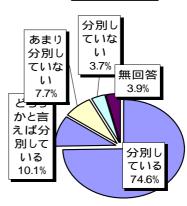




ダンボールの分別







第6節 収集・処理経費

1.予算額での比較

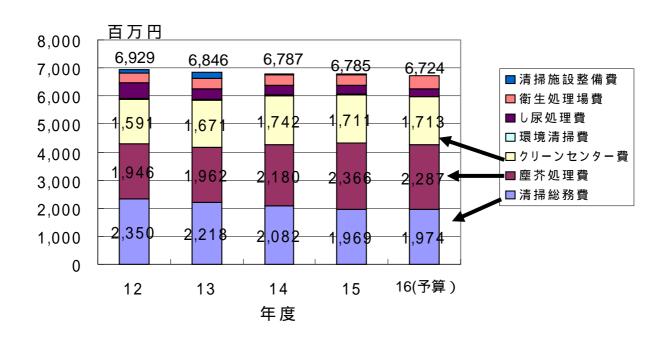
5分別であった平成13年度予算額と12分別となった15年度予算額を比較すると、清掃費全体では 30,055万円削減できました。各科目の主な内容としては清掃総務費が人件費、塵芥処理費が収集運 搬経費、クリーンセンター費が処理処分経費といえます。

/月10頁 1 弁成 2 位 1人						
科 目	13年度	15年度	16年度			
清掃総務費	万円	万円	万円			
/月饰総份員	240,604	203,027	197,392			
塵芥処理費	196,758	238,301	228,689			
クリーンセンター費	176,682	170,878	171,301			
環境清掃費						
し尿処理費	104,002	75,785	74,990			
清掃施設整備費						
計	718,046	687,991	672,372			

清掃費予算額の比較

2.決算額での比較

清掃費決算額は次のグラフのとおりです。平成13年度と15年度を比較すると、清掃総務費は24,870万円減、塵芥処理費は40,371万円増、クリーンセンター費は4,040万円増となりました。組織の見直しによる人件費の削減などを行ったこともあり、清掃費全体では6,113万円削減することができました。



(1) 新たに増加した経費

平成13年度決算額と15年度決算額の比較では、増加した主な経費として、収集運搬経費が分別収集品目の増加に伴い45,020万円増加、資源物選別処理経費が26,770万円増加、処分委託料が3,959万円増加となりました。このほか、12分別の周知啓発経費は14年度2,507万円となりました。

(2) 削減した経費

削減できた経費は、平成13年度と15年度決算額の比較では、燃やすごみの減少と収集委託契約方法の見直し(随意契約から入札方式へ)に伴い収集運搬委託料を15,131万円削減し、その他の収集品目についても収集運搬委託契約の見直しにより13,176万円削減しました。処理処分経費では、焼却量の減少に伴う薬品類の減少および最終処分費の減少により 4,518万円削減しました。

3.原価計算による部門別比較

(1) 15年度原価

ごみと資源物の収集処理経費について、平成15年度の決算額をもとに原価計算を行いました。 計算方法は、昭和57年3月に(社)全国都市清掃会議が作成した「廃棄物処理事業原価計算の手 引き」に準拠しています。なお、不法投棄物の回収費や回収量は含みません。(詳細について は第一部参照)

燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみ、大型ごみをあわせたごみの収集原価14,638円/t と処理原価24,073円/tの合計は38,711円/tでした。資源物8種類をあわせた資源物の部門 では56,665の円/tでした。

部門別	人件費	物件費	減価償	公 債	経費計	収 集	トンあた	
			却費 1	利 子	2	処理量	り原価	
ごみ収集部門	万円	万円	万円	万円	万円	t	円/t	
この収集的「	29,599	114,066	0	0	143,665	98,142	14,638	
ごみ処理部門	71,634	173,398	78,686	28,383	352,101	146,266	24,073	
資源物部門 3	51,677	119,296	1,693	3	172,669	30,472	56,665	
合 計	152,910	406,760	80,379	28,386	668,435			

ごみと資源物の収集・処理原価

- 1 減価償却費は、償却資産取得時の国県補助金を控除している額。
- 2 経費計は、歳入(ごみ処理手数料、電力売払収入、資源物売払収入等)を控除していない額。
- 3 資源物部門は、集積所収集の他に紙パックとペットボトルの拠点回収量・経費を含む。

(2) 燃やすごみと紙類・布類の比較

ごみと資源物の各部門のうち、燃やすごみ、紙類・布類(新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・布類)、プラスチック製容器包装の収集・処理原価は右表のとおりです。

燃やすごみ等の収集・処理原価

	燃やすごみ	紙類•布類	プラ容器
収集原価	円/t 9,994	円/t 21,648	円/t 40,405
処理原価	20,804	40	55,786
総原価	30,798	21,688	96,191

燃やすごみは収集から焼却・埋立までにトンあたり30,798円/t、紙類・布類は21,688円/tですので、紙類・布類は燃やすごみから分別収集処理したほうが9,110円/t安い。これは、紙類・布類は市が収集したのち、資源回収協同組合に搬入されるので、市に処理部門の経費がほとんどかからないためです。さらに有価物として売り払い収入も期待できます。しかし、古紙市況は市場の需給バランスに左右され不安定です。長期的に安定した循環システムの構築が望まれます。

(2) 燃やすごみとプラスチック製容器包装の比較

プラスチック製容器包装の収集原価は、40,405 円/tであり、燃やすごみの9,994円/tと比較して4倍以上の経費を要しています。これは、パッカー車1台あたりの積載量(プラスチック製容器包装は燃やすごみの3分の1)の差や、プラスチック製容器包装の祝日収集実施等が影響しています。処理原価55,786円/tについても、燃やすごみの20,804円/tと比較して2.6倍以上の経費を要しています。

総原価では3倍以上となっており、分別収集に取り組むほど市の負担が増えることから、リサイクル工程のうち市が担っている収集・選別処理部門についても事業者責任の徹底を図ることにより、市負担額の削減が望まれます。

第7節 検証結果を踏まえた今後の課題

ごみ12分別の実施により、家庭から排出される燃やすごみの量は19%減少しましたが、資源物を加えたごみ量全体では人口増分もあり横ばいになっています。家庭ごみのうち厨芥類が40%、紙類が30%を占めることから、今後も市民の参加・協力を得ながら**生ごみ対策や紙ごみ対策**を進めるとともに、家庭ごみの有料化などのインセンティプ手法について調査・研究していく必要があります。

また、本市は人口約46万人のうち転入転出により毎年8%程度の人口移動があることから、減量・ 資源化に関する市民への周知啓発を継続する必要があります。事業系一般廃棄物についても増加し 続けていることから、事業者自らの責任において適正に処理することを求め、減量・資源化に努め るよう事業者の協力を得ていきます。資源化率の向上、焼却量・最終処分量の削減については、分 別の徹底を図るとともに生ごみ資源化など、新たな施策が必要となっています。

第 部 持続可能な社会の実現に向けた施策とその検証・進行管理

第3章 計画の推進と進行管理

第1	節	基本記	十画に基	₹づく	5	つ(の数	値	目	標		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	1.	5 つの)数值目	標の	求战	めず	ב כ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	2 .	目標値	直と進捗	率等			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
第2	節	数値目	目標の遺		況	اځ	果題	į	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
	1.	一人一	一日あた	りの	排出	世量	₫の	削	減		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
			と率の向																								
	3 .	焼却量	量の削減	.	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
	4 .	最終処	見分量の	削減			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
	5	生活技	比水饥瑶	変の	白	⊢																				•	24

第3章 計画の推進と進行管理

いちかわじゅんかんプラン21では、発生抑制、再使用、再生利用、適正処理を計画的に達成していくために平成23年度を目標年度とした数値目標を設定しています。第3章ではじゅんかんプラン21の5つの数値目標の達成状況について、基準年である12年度と15年度実績値という視点で検証します。

第1節 基本計画に基づく5つの数値目標

1.5つの数値目標の求め方

年間収集量 + 年間持込量 + 年間集団資源回収量

(1) **一人一日あたりの排出量** = 行政人口×365日

年間資源収集量 + 年間施設資源化量 + 年間集団資源回収量

(2) **資 源 化 率** = 年間収集量 + 年間持込量 + 年間集団資源回収量

平成12年度焼却量 - 平成23年度焼却量

(3) **焼却量削減率** = 平成12年度焼却量

平成12年度最終処分量 - 平成23年度最終処分量

(4) 最終**処分量削減率** = 平成12年度最終処分量

下水道接続人口 + 合併処理浄化槽人口

2.目標値と進捗率等

項目	目標	基準年	15年度	進捗率
	(平成23年度)	(12年度)		
市民一人一日あたりの排出量	900g/人日以下	1,073 g	1,046 g	16%
資源化率	35%以上確保	11%	20%	38%
焼却量	12年度焼却量から 25%以上削減	154,416 t	138,903 t	40%
最終処分量	12年度最終処分量から 45%以上削減	20,630 t	20,814 t	- 2%
生活排水処理率	80%以上確保	65%	70%	33%

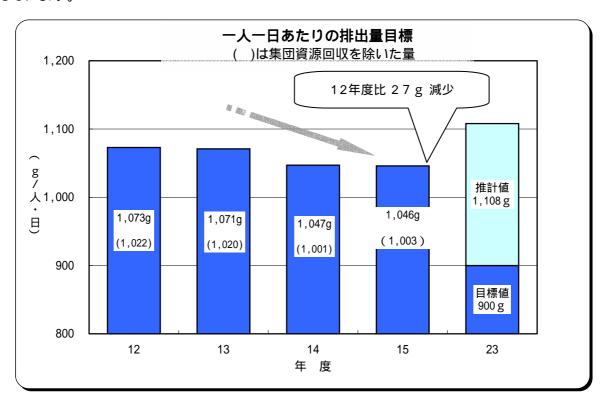
第2節 数値目標の達成状況と課題

1. 一人一日あたりの排出量の削減

(1)削減状況

市民一人一日あたりの排出量は、平成12年度1,073gをピークに減少傾向にあります。しかし、排出量をごみ集積所からの収集量とクリーンセンターへの持込量に分けると、収集量は毎年減少しているものの持込量は増加しています。

ごみ12分別は、燃やすごみと資源物を分別排出することから、排出量全体の削減に直接つながるものではありませんが、説明会等により市民意識が向上し、排出量の削減にも好影響を与えています。



「推計値1,108g」は、平成12年度の施策のままで推移していった場合の試算値。

(2) 今後の課題

燃やすごみの減量

燃やすごみには生ごみが40%、紙ごみが30%含まれています。生ごみについては、水切りにより水分を減らすとともに、生ごみ資源化を進めることが課題です。紙ごみについては、資源化が可能な紙の分別を徹底します。

また、持込ごみ削減に向けて、事業系ごみの分別資源化と効率的な収集方法の検討を進めることが課題となります。

ごみ減量、資源化の啓発、市民意識の向上

市民の協力度を上げていくためには、じゅんかんパートナーと連携しながら、自治会等 の場やイベントを活用して周知啓発していくことが必要です。

情報の内容としては、市民の立場に立った生活提案が求められます。日常の様々な場面で 身近なところから無理なく簡単にできることを提案し、周知していくことが求められます。

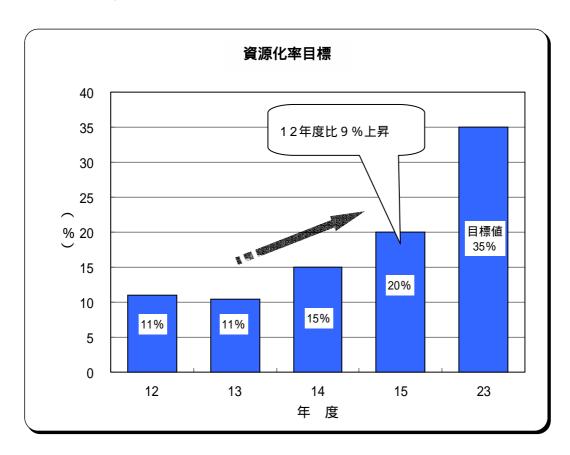
ごみ処理有料化の調査・研究

国では、有料化の導入を推進するためごみ処理の基本方針を改める方向です。今後は、ごみ処理経費に関する情報を明確に示し、今までごみ問題に無関心な市民も関心を持つよう、減量に努力する市民に経済的なインセンティブが与えられるような有料化制度を検討していくことが課題となります。

2. 資源化率の向上

(1) 資源化状況

資源化率は平成12年度から9%上昇し、平成15年度は20%となりました。これは、12分別により、燃やすごみの中から資源物として紙類、布類、プラスチック製容器包装を分別収集した効果が大きく影響しています。大型ごみや燃やさないごみを破砕したあとに回収した金属の量も増加しています。



(2) 今後の課題

家庭系生ごみの資源化

現在、生ごみ資源化の主な手法には、堆肥化、飼料化、メタンガス化があります。いずれの手法の場合も、資源化された製品の需要先を確保する必要があります。堆肥化の場合は、排出者である市民、堆肥の使用者である農家と協働し資源化を進めることが課題です。

生ごみ処理機による減量、資源化も有効です。家庭用生ごみ処理機の購入補助制度をさらに積極的にPRする必要があります。また、剪定枝葉等の資源化も課題です。

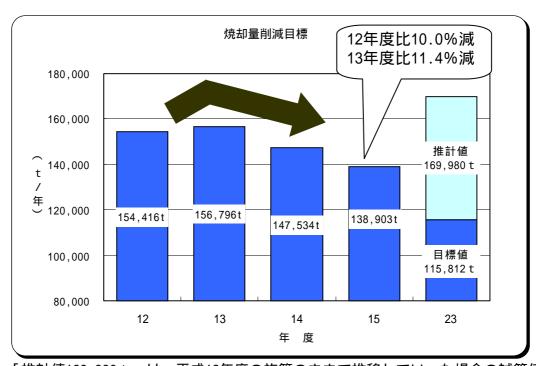
3.焼却量の削減

(1) 削減状況

焼却量は、燃やすごみと破砕後可燃物が減少したことにより平成12年度と15年度を比較すると10%減少しました。市民一人一日あたりの焼却量も12.8%減少しています。焼却量が削減できた最大の理由は12分別の成果によるものです。

(2) 今後の課題

焼却されるごみは、燃やすごみ、可燃系の大型ごみ、小型家電製品等の燃やさないごみに含まれているプラスチック等からなります。焼却量を削減することは、これらの可燃物の量を減らすことですので、ごみの発生抑制を一層進めていかなければなりません。



「推計値169,980t」は、平成12年度の施策のままで推移していった場合の試算値。

4. 最終処分量の削減

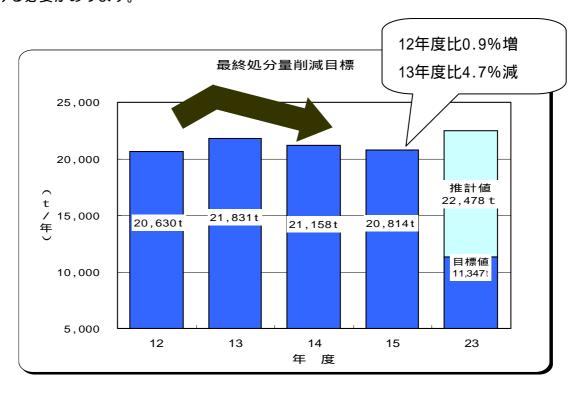
(1) 削減状況

埋立による最終処分については、焼却灰と破砕残渣の埋立を県内他市の民間処分場に委託しています。平成12年度と15年度の埋立量を比較すると、焼却灰・持込灰が226トン減少していますが、不燃物の破砕残渣が410トン増加しています。焼却灰の資源化も処理費用の点から見送られているため、差し引き184トン増加し、12年度比で0.9%の増加となり削減は進んでいません。

(2) 今後の課題

最終処分に関する大きな課題は、処分を民間に依存していることです。現状では最終処分に要する埋立単価と資源化(エコセメント化)に要する単価を比較すると埋立処分の方が安価になっていますが、埋立の問題は、平成23年度以降も常に課題となる大きな問題です。

埋立られるごみは、焼却灰、大型ごみと燃やさないごみの破砕後に残る残渣からなります。 埋立量を削減するには、第一にごみの発生量を抑制することが基本となります。次に焼却灰の 資源化、スラグ化などの手法も普及しつつありますので、最終処分を減らす技術の調査・研究 を続ける必要があります。

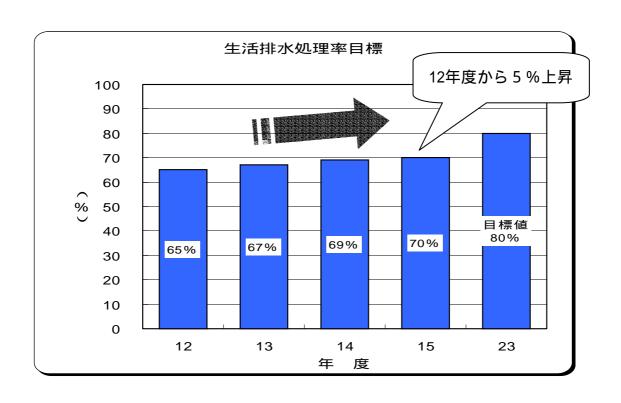


「推計値22,478 t 」は、平成12年度の施策のままで推移していった場合の試算値

5. 生活排水処理率の向上

し尿は、浄化槽や下水道、衛生処理場などですべて処理されています。しかし、下水道及び合併処理浄化槽で処理していないし尿汲み取り世帯や単独処理浄化槽世帯の生活排水(家庭雑排水)は、未処理のまま放流されており、河川に多大な負担を与えています。

平成15年度の生活排水処理率は70%で、平成12年度に較べて、5%上昇しました。今後も下水 道への接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していきます。



第 部 平成15年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第1章 予算・決算・原価計算

第1	節	予算	(平	成	1	6	年	度)	及	び	決	算	(平	成	1	5	年	度)		•	•	•	•	• 2	25
	1	歳入		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	25
	2	歳出		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	26
第2	節	平成	1	5 :	年	芰		ご	み :	処	理	原	価	計	算		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	28
	1	ごみ	処	理	部	引,	亰	価		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	28
	2	資源	物	部	引	亰ſ	価		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	28
	3	ごみ	ځ	資	源	物	の	X:	分.	別	(品	目	別)	総	原	価		•	•	•	•	•	•	•	•	• 3	30
第3	節	平成	1	5 :	年	芰		U,	尿	等	処	理	原	価	計	算		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3	34
	1	し尿	処	理	亰ſ	西		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3	34
	2	環境	御·	生:	郎	晭.	7	m [,]	佃	ത	经	書	筀															. :	34

第1章 予算・決算・原価計算

第1節 予算(平成16年度)及び決算(平成15年度)

1.歳入

款	項・	目・節	細節	16年度当初予算額	15年度決算額
1 1	I . 使用料	及び手数料		906,242,000	845,620,911
	1 . 使用料	4・衛生使用料	・清掃使用料	173,000	173,850
		清掃工場・衛	生処理場土地使用料	173,000	173,850
	2 . 手数料	4・衛生手数料	・清掃手数料	906,069,000	845,447,061
		一般廃棄物処	理手数料	760,445,000	719,504,556
		動物死体処理	手数料	5,695,000	3,267,600
		大型ごみ処理	手数料	77,434,000	71,103,500
		雑草除去手数	* *	0	2,833,050
		浄化槽汚泥処	理手数料	19,110,000	8,781,255
		残土条例許可	申請手数料	0	250,000
		許可申請手数	* *	120,000	450,000
		し尿収集運搬	手数料	43,265,000	39,257,100
1 3	3 . 県 支	出金		0	720,000
	2 . 県補助	金・衛生費県補	助金·環境費県補助金	0	720,000
		産業廃棄物不	法投棄防止対策事業補助金	0	720,000
1 4	1.財産	収 入		7,022,000	7,017,617
	1 . 財産運	国用収入・利子	及び配当金・利子及び配当金	7,000	2,617
		清掃工場建設	基金利子	7,000	2,617
	1 . 財産運	用収入・償還:	金・償還金	7,015,000	7,015,000
		東葛地区工業 金償還金	第二人	7,015,000	7,015,000

単位:(円)

款	項	•	目	•	節	細節	16年度当初予算額	15年度決算額
1	8.	諸収	λ				344,845,000	339,624,004
	2	. 市孙	頁金和	引子			0	10
	5	. 雑ノ	\ • [[[力]	売払収	双入・電力売払収入	247,763,000	263,270,658
	5	. 雑ノ	入・ 染	惟入	・雑 <i>)</i>	(97,082,000	76,353,336
				有值	西物壳	払収入	89,444,000	75,920,952
				光索	热水費	及び電話使用料収入	438,000	432,384
				IJţ	ナイク	ルプラザ入居保証金返還金収入	7,200,000	0
				É	<u> </u>	計	1,258,109,000	1,192,262,532

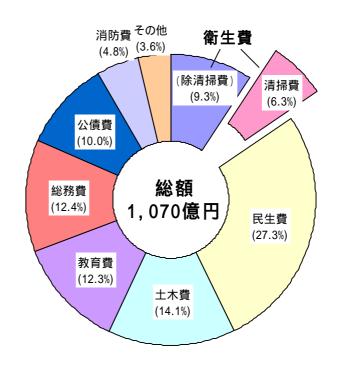
2.歳出 単位:(千円)

項・目	16年度当初予算	15年度決算	備考
清 掃 費	6,723,716	6,784,671	
1 . 清掃総務費 (内人件費)	1,973,924 (1,891,095)	1,968,918 (1,877,376)	
2 .塵芥処理費	2,286,887	2,365,454	
3.し尿処理費	280,325	309,425	
4 .環境清掃費	9,068	12,252	
5 . 衛生処理場費	452,499	397,292	
6 . クリーンセンター費	1,713,006	1,710,987	
7 .清掃施設整備費	8,007	20,343	

決算額は各目で千円未満四捨五入しているため、合計(清掃費)と合わないことがあります。

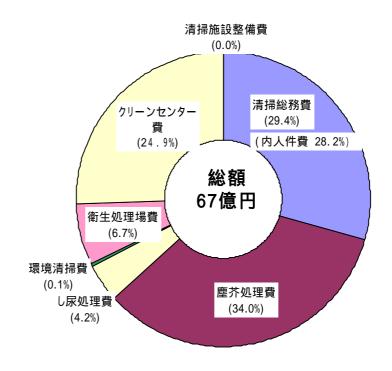
平成16年度 一般会計予算構成比(単位:億円)

款	金額
衛生費	166
(清掃費)	(67)
民生費	292
土木費	151
教育費	132
総務費	133
公債費	107
消防費	51
その他	38
合計	1,070



平成16年度 清掃費歳出予算構成比(単位:億円)

目	金額
清掃総務費	19.74
塵芥処理費	22.87
し尿処理費	2.80
環境清掃費	0.09
衛生処理場費	4.52
クリーンセンター費	17.13
清掃施設整備費	0.08
合計	67.23



第2節 平成15年度 ごみ処理原価計算

廃棄物処理事業は、ごみ及びし尿を収集運搬し、それを処理処分するというそれぞれ段階的な過程を経ていることから、原価計算においても廃棄物処理に要した費用を大きく「ごみ」と「し尿」に分類して計算しています。

さらに、ごみについては収集部門、処理処分部門に分け、収集部門ではごみの種別ごとに、処理処分部門では焼却、破砕等の処理ごとに経費を集計しています。また、ごみについては平成7年度から"ごみ処理部門"と"資源物部門"を分けて原価計算を行い、コストを算定しています。

平成15年度のごみ処理等(ごみ及び資源物の収集運搬、処理処分)にかかった総費用はおよそ66億 8,400万円でした。これは、平成15年度一般会計決算額の約6%を占めるものとなっています。

この総費用に対する市民 1 人当たりの負担額は14,434円となり、市税収入の市民 1 人あたりの額 144,448円の約10%となります。

1.ごみ処理部門原価

平成15年度のごみの収集運搬経費は14億3,600万円、処理処分経費は35億2,100万円であり、 それぞれの処理量で割って求めたごみ処理に係るトンあたりの原価は、

14,638円(収集原価) + 24,073円(処理処分原価) = 38,711円 キログラム当たり 15円 + 24円 = 39円 でした。

ごみの分別区分ごとの収集原価は、燃やすごみ 9,994円/t、燃やさないごみ 41,596円/t、大型ごみ 217,661円/t、また、処理処分における各区分ごとの原価は、破砕処理 53,948円/t、焼却処理 17,170円/t、埋立処分 29,220円/tとなっています。なお、処理処分部門の原価費目「減価償却費」には、クリーンセンター建設費に係る国県補助金は含みません。

2. 資源物部門原価

ビン・カン、プラスチック製容器包装、紙類・布類等の収集運搬、処理処分ならびに集団資源回収に係る資源物の総処理経費は17億2,700万円であり、そのトン当たり総処理原価は、

56,665円(キログラム当たり 57円)でした。

資源物部門の内訳では、収集原価(集団資源回収を除くプラスチック製容器包装・ビン・カン・紙類・布類等の公共収集)が 31,866円/t、処理・処分原価が 37,452円/tとなっています。

平成15年度 ごみ処理事業部門別原価計算表 (決算原価)

原価部門		収集部	門 (単位:	千円)	
	可燃ごみ	不燃ごみ	大型ごみ	管理部門	計
原価費目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)=(a:d)
人 件 費 (ア)	47,507	68,787	134,961	44,731	295,986
物 件 費 (イ)	844,833	136,816	141,338	17,670	1,140,657
減価償却費 (ウ)	0	0	0	0	0
部門直接経費	892,340	205,603	276,299	62,401	1, 436, 643
(オ)=(ア~ウ)					(A) (24.3%)
管理部門配賦額 (カ)	21,750	14,399	26,250	(A=ごā	み収集総経費)
部門経費	914, 090	220, 002	302, 549		
(キ)=(オ+カ)	(63.6%)	(15.3%)	(21.1%)		
				•	
収集・処理量(t) (ク)	91,463	5,289	1,390	-	98, 142 (B)
t 当り 部門原価 (ケ)=(キ/ク) (円)	9, 994	41, 596	217, 661		(B=収集量)
t 当り原価 (円)		14,638円	(15円 / kg)	(A) ÷ (B)	

原価部門		処理処	分部門	(単位:	千円)		
	破砕処理	焼却処理	枝葉リサイクル	埋立処分	管理部門	計	
原価費目	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)=(f:j)	
人 件 費 (ア)	169,868	431,203	1,867	1,867	111,534	716,339	
物 件 費 (イ)	188,290	780,488	13,580	604,176	147,446	1,733,980	
減価償却費 (ウ)	62,423	705,993	0	0	18,445	786,861	
公 債 利 子(I)	24,037	245,641	0	0	14,147	283,825	
部門直接経費	444,618	2,163,325	15,447	606,043	291,572	3, 521, 005	
(オ)=(ア~エ)						(C)(54.8%)	
管理部門配賦額	60 114	225 160	0 115	0 145	(C=ごる	み処理総経費)	
(カ)	62,114	225,169	2,145	2,145			
部門経費	506, 732	2, 388, 494	17, 592	608, 188			
(キ)=(オ+カ)	(14.4%)	(67.8%)	(0.5%)	(17.3%)			
収集・処理量(t)	9,393	139,111	965	20,814	-	146, 266	
(1)						(D)	
t 当り部門原価	53, 948	17, 170	18, 230	29, 220	(D=搬 <i>入</i>	.量-資源ごみ)	
(ケ)=(キ/ク) (円)	35, 040	17, 170	10, 200	20, 220		•	
t 当り原価(円) 24,073円 (24円/kg) (C)÷(D)							

[「]減価償却費」には、クリーンセンター建設費に係る国県補助金は含まない

平成15年度	資源物処理事業部門別原価計算表(決算原価)
		ノノマナルハ 1四 ノ

原価部門		収集部門		処理・気	见分部門		(単位:千円)
	公共収集	集団資 ビン・カン	源回収 紙・布	選別処理	資源処分	管理部門	計
原価費目	(m)	(n)	(0)	(p)	(q)	(r)	(s)=(m:r)
人件費 (ア)	48,534	375,203	9,333	3,733	1,867	78,095	516,765
物件費 (イ)	669,262	17,035	37,037	410,909	40,234	18,479	1,192,956
減価償却費 (ウ)	393	11,286	0	4,567	0	682	16,928
公債利子(I)	33	0	0	0	0	0	33
部門直接経費	718,222	403,524	46,370	419,209	42,101	97,256	1, 726, 682
(オ)=(ア~ I)							(E)
管理部門配賦額	19,187	70,975	2,244	7,322	965	(E=資源物	別総処理経費)
(ħ)						(mはペッ	トボトル・紙パッ
部門経費	737, 409	474, 499	48, 614	426, 531	43, 066	ク【拠点】	を含む)
(キ)=(オ+カ)	(42.7%)	(27.5%)	(2.8%)	(24.7%)	(2.5%)		
						-	
収集·処理量(t)	23,141	2,141	5,118	12,013	22,352	-	30, 472
(1)							(F)
t 当り 部門原価	31, 866	221, 625	9, 499	35, 506	1, 927	(F=資源 ²	物総処理量)
(ケ)=(キ/ク) (円)	31,000	ZZ 1, UZU	<u>ਹ, ਜਹੁਹ</u>	33, 300	1, 321		
t 当り原価 (円)	56	6,665円	(57円/k	g) (E) ÷ (F)		

3. ごみと資源物の区分別(品目別)総原価

ごみと資源物の区分別(品目別)総原価をキログラム単位でまとめると次のとおりです。

ごみと資源物の区分別(品目別)総原価 円/kg

	ごみ			資源物		
	可燃	不燃	大型	ビン・カン	紙・布類	プラ容装
収集原価 A	10	42	218	42	22	40
処理処分原価 B	21	69	53	29	0	56
総原価 A+B	31	111	271	71	22	96

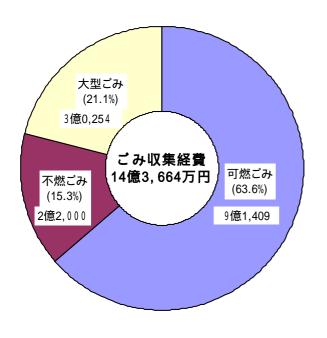
- * 処理処分原価は破砕、焼却、埋立ての各部門経費をごみ処理量によってあん分計算したもの
- * 資源物は公共収集のみの原価(集団回収を除く)

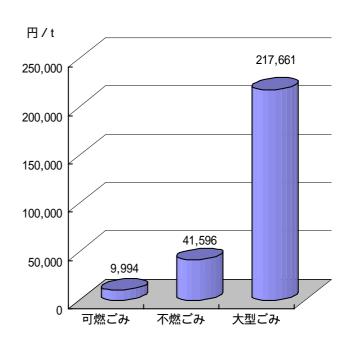
平成15年度 部門別収集経費

(単位:万円)

部門別トンあたり収集原価

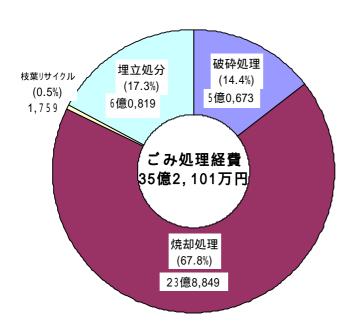
(単位:円)





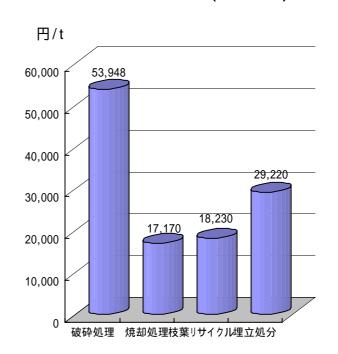
平成15年度 部門別処理経費

(単位:万円)



部門別トンあたり処理原価

(単位:円)



ごみ処理事業費の推移 (決算原価)

年度		年度	11	12	13	14	15	14 15
区分			' '	12	10	17	10	増減率(%)
	収	人件費	308,068	315,286	184,889	264,194	295,986	12.0%
	集	物件費	1,551,748	1,398,656	1,400,768	1,219,415	1,140,657	-6.5%
	部	減価償却費	0	0	0	0	0	-
	門	小計(千円)	1,859,815	1,713,942	1,585,657	1,483,609	1,436,643	-3.2%
	処理	人件費	767,426	740,576	722,475	713,376	716,339	0.4%
 経		物件費	1,582,482	1,612,788	1,600,386	1,761,876	1,733,980	-1.6%
紅	理部	減価償却費	735,889	735,920	774,695	786,847	786,861	0.0%
	門	公債利子	474,876	429,733	415,741	335,427	283,825	-15.4%
費		小計(千円)	3,560,673	3,519,016	3,513,297	3,597,526	3,521,005	
	咨	人件費	544,964	545,140	550,387	552,937	516,765	-6.5%
総	源	物件費	474,528	482,962	497,596	906,426	1,192,956	31.6%
	物	減価償却費	20,839	21,109	19,824	21,760	16,928	-22.2%
額	出門	公債利子	0	0	0	38	33	-
	,	小計(千円)	1,040,332	1,049,211	1,067,807	1,481,161	1,726,682	16.6%
		人件費	1,620,458	1,601,002	1,457,752	1,530,507	1,529,090	-0.1%
	総	物件費	3,608,758	3,494,406	3,498,750	3,887,717	4,067,593	4.6%
	経	減価償却費	756,728	757,028	794,519	808,607	803,789	-0.6%
	費	公債利子	474,876	429,733	415,741	335,465	283,858	-15.4%
		合計(千円)	6, 460, 821	6, 282, 170	6, 166, 762	6, 562, 296	6, 684, 330	1.9%
ト <u>ン 当</u>		り原価(円)	37,328	36,214	34,692	37,034	38,711	4.5%
	-	処理ごみ量	166,485	167,298	169,374	168,649	169,479	1.0%
		収集部門	15,151	14,444	13,243	13,728	14,638	6.6%
		処理部門	22,177	21,770	21,449	23,306	24,073	3.3%
		資源物部門	72,934	74,783	76,458	67,188	56,665	-15.7%
一人当り経費(円)			14, 443	14, 003	13, 558			1.5%
		年度人口	447,335	448,642	454,858	461,603	463,103	0.3%
		収集部門	4,158	3,820	3,486	3,214	3,102	-3.5%
		処理部門	7,960	7,844	7,724	7,794	7,603	-2.4%
		資源物部門	2,326	2,339	2,348	3,209	3,729	16.2%
世帯当たり 経費(円)			33, 662	32, 452	31, 113	32, 293	32, 603	1.0%
	-	世帯数	191,932	193,582	198,203	203,210	205,024	0.9%
		収集部門	9,690	8,854	8,000	7,301	7,007	-4.0%
		処理部門	18,552	18,178	17,726	17,703	17,174	-3.0%
資源物部門		資源物部門	5,420	5,420	5,387	7,289	8,422	15.5%

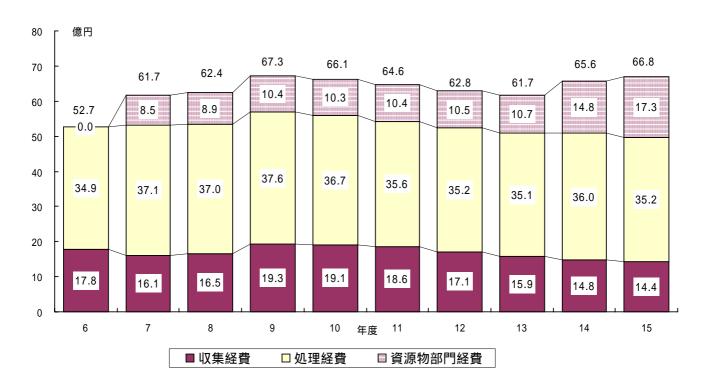
t あたり収集原価 = 収集部門経費 収集量 ー t あたり処理原価 = <u>処理部門経費</u> 収集量 + 持込量 - 資源物

人口・世帯数は各年度の10月1日現在

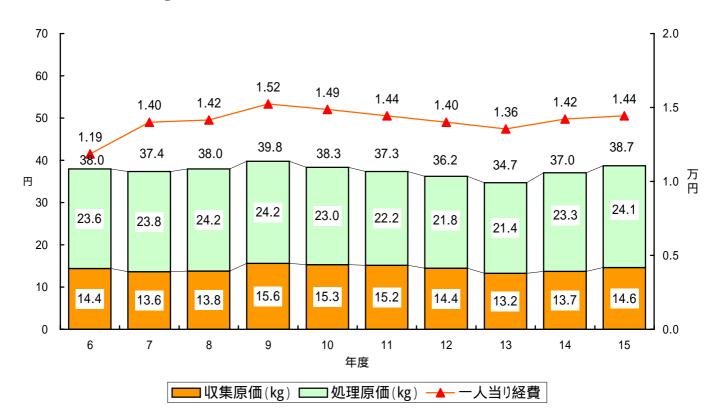
処理部門の減価償却費には、クリーンセンター建設費に係る国県補助金は含まない

収集・処理等部門別経費の推移(億円)

資源物部門の算定は平成7年度から



ごみ1kg当たり原価・市民一人あたり経費の推移(万円)



第3節 平成15年度 し尿等処理原価計算

1. し尿処理原価

し尿の収集運搬経費は 3億5,700万円、処理処分経費は 12億7,000万円でした。 それぞれの処理量から求めた収集運搬、処理処分に係るキロリットルあたりの処理原価は、 53,685**円(収集原価) + 16,625円(処理処分原価) = 70,310円**となります。なお、原価

費目「減価償却費」には、衛生処理場建設費に係る国県補助金は含みません

2.環境衛生部門その他の経費等

環境衛生部門、その他の経費(原価)としては、

雑草除去 1億1,500万円(㎡あたり482円)

側溝消毒 4,000万円(㎡あたり210円)、

不法投棄 8,100万円(tあたり63,241円) となっています。

平成15年度 し尿等処理事業部門別原価計算表 (決算原価)

原価部門		l	J 尿部門	(単位:刊	-円)	
	収集	中間	処理	最終処分	処理処分計	計
原価費目	(a)	水処理(b)	焼却処理(c)	(d)	(e)= (b:d)	(a+e)
人 件 費 (ア)	18,667	93,334	37,334	933	131,601	150,268
物件費(イ)	309,101	161,074	139,252	8,657	308,983	618,084
減価償却費 (ウ)	0	261,246	179,559	0	440,805	440,805
公 債 利 子(I)	0	52,990	34,839	0	87,829	87,829
部門直接経費	327,768	568,644	390,984	9,590	969,218	1,296,986
(オ)=(ア~ I)	327,700	300,044	330,304	9,090	909,210	1,290,900
管理部門配賦額	28,754	179,413	118,822	2,803	301,038	
(力)	20,754	173,413	110,022	2,000	301,030	
部門経費	356, 522	748, 057	509, 806	12, 393	1, 270, 256	1, 626, 778
(キ)=(オ+カ)	(21.9%)	(46.0%)	(31.3%)	(0.8%)	(78.1%)	

収集・処理量	kl	kl	t	t	kl				
(1)	6,641	76,405	4,810	315	76,405				
単位当り 部門原価	53, 685	9, 791	105, 989	39, 344	16, 625				
(ケ)=(キ/ク) (円)	(A)				(B)				
kl 当り原価 (円)	7	70,310円 (収集+処理処分)(A)+(B)							

[「]減価償却費」には、衛生処理場建設費に係る国県補助金は含まない。

(単位:千円)

原価部門	Ŧ	環境衛生部 門			その他	
原価費目	害虫駆除	雑草除去	側溝消毒	不法投棄	動物死体収集	道路清掃
人 件 費 (ア)	28,000	74,667	28,000	36,587	25,387	6,720
物 件 費 (イ)	674	9,869	1,788	30,121	554	49,092
減価償却費(ウ)	0	2,488	0	6,626	244	0
公債利子 (I)	0	0	0	34	0	0
部門直接経費	28,674	87,024	29,788	73,368	26,185	55,812
(オ)=(ア~ウ)						
管理部門配賦額	10,111	27,606	10,190	7,265	4,538	1,969
(力)						
部門経費	38,785	114,630	39,978	80,633	30,723	57,781
(キ)=(オ+カ)						

収集・処理量		m²	m²	t	頭	t
(1)	-	237,621	190,300	1,275	3,821	195
単位当り 部門原価		円/㎡	円/㎡	円/ t	円/頭	円/ t
(ケ)=(キ/ク) (円)	-	482	210	63,241	8,040	296,313

第 部 平成15年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第2章 廃棄物対策事業

第1節	ごみ処理事業・・・・・・・・	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	• 37
1.	. ごみ処理事業の推移 ・・・・・・			•	•	•	•	•	•	•	• 37
2 .	. ごみの組成 ・・・・・・・・			•	•	•	•	•	•	•	• 38
3.	. ごみの排出量・処理量 ・・・・・			•	•	•	•	•	•	•	• 41
4 .	. ごみの収集・運搬・・・・・・・			•	•	•	•	•	•	•	• 47
5.	. ごみの中間処理 ・・・・・・・			•	•	•	•	•	•	•	• 49
6.	. ダイオキシン類等有害物質対策・・			•	•	•	•	•	•	•	• 51
7.	. ごみの最終処分 ・・・・・・・			•	•	•	•	•	•	•	• 52
第2節	パートナーシップで進める廃棄物対策	É		•	•	•	•	•	•	•	• 53
1.	. 廃棄物減量等推進審議会 ・・・・	• •		•	•	•	•	•	•	•	• 53
2 .	. じゅんかんプロジェクト ・・・・	• •		•	•	•	•	•	•	•	• 53
3.	. じゅんかんパートナー ・・・・・	• •		•	•	•	•	•	•	•	• 54
4 .	. 買物袋持参運動推進検討会・・・・			•	•	•	•	•	•	•	• 54
第3節	事業系一般廃棄物対策・・・・・・			•	•	•	•	•	•	•	• 55
第4節	有害廃棄物の処理・・・・・・・			•	•	•	•	•	•	•	• 55
第5節	不法投棄の防止・・・・・・・・			•	•	•	•	•	•	•	• 56
第6節	小動物(犬・猫等)の死体処理・・			•		•	•	•	•	•	• 57

第1節 ごみ処理事業

1.ごみ処理事業の推移

廃棄物処理行政は、市民の日常生活と経済社会活動に密接したきわめて重要な部門でありながら、これまでは「汚い、人の後始末」といったマイナスイメージがあり、市民にとっては比較的関心の薄い分野でした。本市のごみ処理事業は、戦後まもない昭和21年から、リヤカ・や牛車で市内に設置されたごみ投入共同箱や各家庭への巡回収集を行い、収集したごみは市内の池や沼などに埋立て処分したほか、農業用肥料として農家に払い下げていました。その後、昭和30年に柏井塵芥焼却場が建設され、ごみの焼却処理が始まりました。

昭和30年 柏井塵芥焼却場(バッチ式*、処理能力18t/日)が竣工。(柏井塵芥焼却場は昭和48年 に閉鎖) *バッチ式:連続式でない処理方法

昭和45年 一部委託収集を開始

昭和46年 年6回の大型ごみ収集を開始。

昭和49年 田尻に市川市清掃工場(全連続燃焼方式焼却炉450t/24h)が竣工。 市全域で燃えるごみ週3回、燃えないごみ週1回の分別収集が開始され、ほぼ今日のようなごみ処理体系が確立した。

昭和50年 清掃工場に大型ごみ破砕処理施設(60t/5h) を併設。

昭和55年 市民による古紙・ビン・カンなどの集団回収の支援を始める。

昭和56年 一部の地域でビンの集積所回収を開始。 市内に最終処分場を確保することが困難となったため、民間業者に全量を委託処分。

昭和59年 環境汚染を未然に防止するため、有害ごみとして乾電池を分別回収。

昭和60年 蛍光管を分別回収。

平成6年 市川市クリーンセンター(焼却施設600t/24h、破砕施設75t/5h)が稼働したことに伴い、 従来燃えないごみとしていたプラスチック類を燃えるごみとして収集する区分変更を 行った。併せて、JR総武線を境に収集日を分けた。

平成12年 「循環型社会形成推進基本法」が制定。 クリーンセンターがISO14001の認証を取得。

平成14年 今後10年間の廃棄物処理の基本的方向性や数値目標を示したいちかわじゅんかんプラン21(市川市一般廃棄物処理基本計画)を市民参加によって策定(平成14年3月)。 平成14年10月からは、それまで燃えるごみとして収集していた新聞、雑誌、プラスチック製容器包装などを新たに資源物とする12分別収集を開始した。

平成15年 市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を改正(16年4月1日施行)し、「ごみ集積所からの資源物の抜き取り禁止」「事業系ごみの適正処理対策」「不法投棄対策」などを規定した。

2. ごみの組成

ごみの組成分析結果平均値の経年変化は、以下の表のとおりです。

平成11年度の指定ごみ袋制導入以降、燃やすごみの中に混入された金属類等の不燃物の割合はおよそ1%で推移しており、**分別排出はきわめて良好に継続している**といえます。

燃やすごみは、**紙類・厨芥類・プラスチック類**の3区分で全体の9割近くを占めていますが、近年、紙類の減少とともに、厨芥類の増加傾向がみられます。また、プラスチック類は平成10年度まで増加傾向を示していましたが、11年度以降は減少傾向を示しています。

燃やさないごみは、排出されるものにプラスチックの複合物(ラジカセ、ポット、炊飯器など)があるので、物理組成ではプラスチックの割合は高いものとなっています。

燃やすごみの組成(湿重量ベース)

	年度	8	9	10	11	12	13	14	15
可燃物	紙類	40.4%	37.3%	46.0%	37.0%	40.4%	34.5%	37.8%	30.7%
	厨芥類	23.2%	29.3%	23.0%	29.8%	32.4%	34.9%	33.7%	40.0%
	繊維類	5.8%	3.0%	3.6%	5.4%	2.7%	3.8%	2.6%	4.3%
	草・木・竹	2.0%	5.5%	3.0%	2.1%	3.4%	6.2%	6.0%	6.4%
	ゴム・その他	6.7%	2.9%	1.7%	4.8%	2.9%	2.3%	5.2%	2.4%
	プラスチック	19.3%	20.1%	20.8%	20.0%	17.5%	17.4%	13.3%	15.5%
不燃物	金属類	1.9%	0.6%	1.1%	0.7%	0.4%	0.5%	0.3%	0.3%
	ガラス	0.7%	0.6%	0.5%	0.2%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%
	磁器・その他	0.1%	0.6%	0.4%	0.0%	0.2%	0.3%	1.1%	0.3%
可	燃分小計	97.3%	98.2%	98.1%	99.1%	99.2%	98.9%	98.4%	99.3%
不	燃分小計	2.7%	1.8%	1.9%	0.9%	0.8%	1.1%	1.6%	0.7%

注:組成割合は水分を含んだ搬入時の状態を示している。

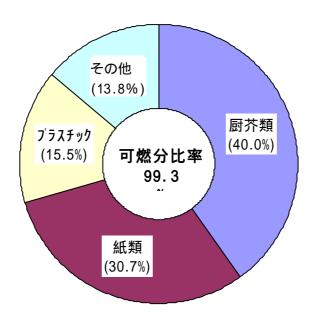
燃やさないごみの組成(湿重量ベース)

	年度	8	9	10	11	12	13	14	15
不燃物	金属類	26.1%	32.7%	37.6%	32.7%	31.8%	30.2%	39.2%	34.8%
	ガラス	21.4%	17.4%	15.9%	12.1%	11.5%	12.9%	11.3%	9.9%
	磁器・その他	11.0%	14.7%	12.8%	18.4%	23.3%	22.0%	20.6%	22.4%
可燃物	プラスチック	21.3%	19.1%	22.3%	26.4%	24.7%	28.7%	25.4%	28.1%
	紙類	8.1%	4.5%	2.7%	2.3%	1.7%	0.9%	1.7%	1.1%
	その他	12.1%	11.5%	8.7%	8.1%	7.0%	5.3%	2.0%	3.8%
不	燃分小計	58.5%	64.8%	66.3%	63.2%	66.6%	65.1%	71.1%	67.0%
□	燃分小計	41.5%	35.1%	33.7%	36.8%	33.4%	34.9%	29.1%	33.0%

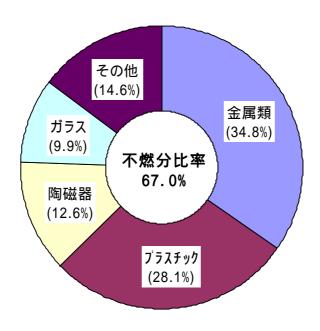
平成15年度 ごみ質区分(湿重量)

)	然やすご	ን (%)		燃やさないごみ (%)				
	1	2	3	可燃分	1	2	3	4	不燃分
$\nabla \triangle$	厨芥	紙類	プ ラスチック	99.3%	金属類	プラスチック		ガラス	67 0%
스 刀	40.0%	30.7%	15 5%	99.3%	34.8%	28.1%		Ω Ω%	67.0%

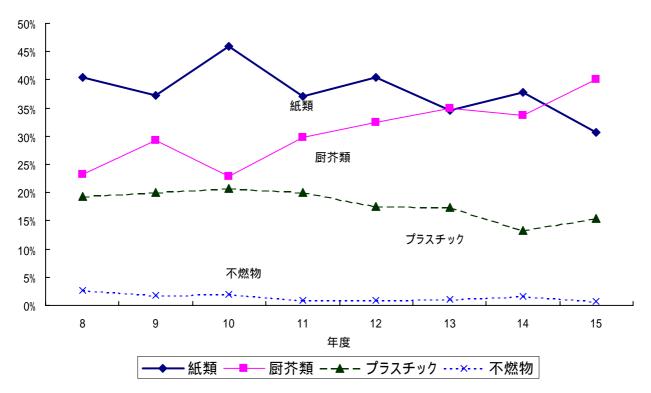
平成15年度 燃やすごみのごみ質区分 重量割合



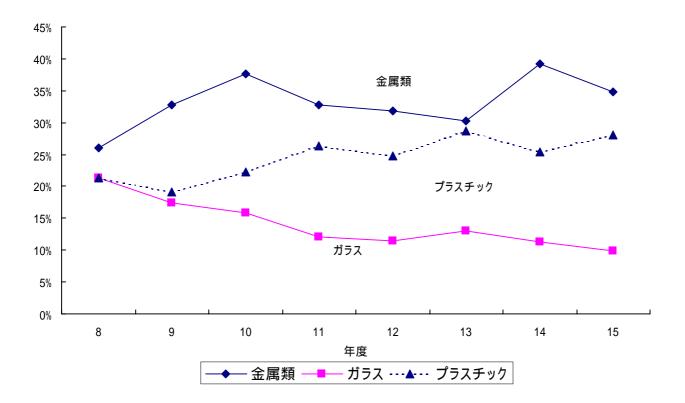
平成15年度 燃やさないごみのごみ質区分 重量割合



燃やすごみの組成 経年変化(湿重量)



燃やさないごみの組成 経年変化(湿重量)



3.ごみの排出量・処理量

(1) ごみの排出状況と市民1人1日あたりの量

平成15年度のごみ排出量は169,479トン、収集量は対前年度比785トン、0.6%減少となり、平成13年度から14年度にかけての2,902トン、2.3%減には及ばないものの引き続き減少となりました。

持込量は46,921トンで1,615トンの搬入増加となり、平成9年から12年度まで毎年3~4,000トンずつ増加し続けていた伸びは13年度以降は鈍化しています。

収集量と持込量の合計は、830トン、0.5%増となっています。その増加要因としては、15年度10月現在の人口は約463,000人で、前年度比1,500人、0.3%増となっており人口動態の変化による影響があったためと推測されます。

ごみ発生量の指標となる 1 人 1 日あたりの排出量(排出原単位)をみると、平成 4 年度の922 gを底として10年度まで増加率1~2%でなだらかに上昇していましたが、11年度1,017gから13 年度1,020gとほぼ横並びの状態が続いていました。しかし、14年10月からの12分別の実施により、14年度は1,001g 集団資源回収含むと1,047g となり、15年度も1,003g 同1,046g とほぼ同じ結果となりました。

排出原単位は、ごみ処理に対する市民の意識が向上した結果、分別のみならず排出量も減少したものと考えられます。なお、排出原単位を搬入者別でみると、ごみ集積所からの収集量(対収集量)は725gであり過去10年間で最も低い値になりました。

(2)分別区分ごとの排出量

ごみ排出量を分別区分で見ると、燃やすごみは、収集量と持込量の合計ではおよそ8,600 t 減少しました。燃やすごみは、ごみ排出量の約80%を占めています。現状では、最終処分量の減容化は焼却処理に頼るところが大きいのですが、環境負荷低減の観点からも燃やすごみの減量には更なる取組みが必要になります。

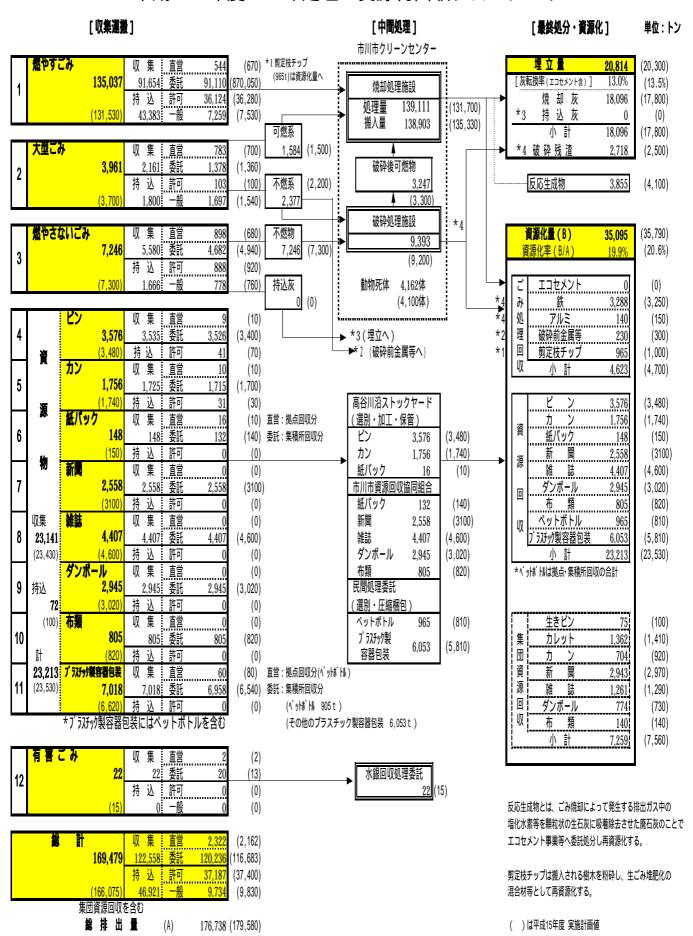
近年ほぼ横ばいで推移している燃やさないごみは、15年度はほぼ前年並みでした。プラスチック類を燃やすごみへ区分変更した平成6年度には約9,900 t であった燃やさないごみは、9年経過後の15年度には7,246 t にまで減少しています。

大型ごみは対前年度比約447 t、12.7%の増加となりました。

資源物収集量(拠点回収等も含む)は23,213 t となり、対前年度63%増となりました。(対前年度比 8,925 t の増)

集団資源回収量(約7,259 t)を含んだ**資源化率は19.9%と対前年度比で4.6%増加しました。**

平成15年度 ごみ処理・資源物回収フローシート



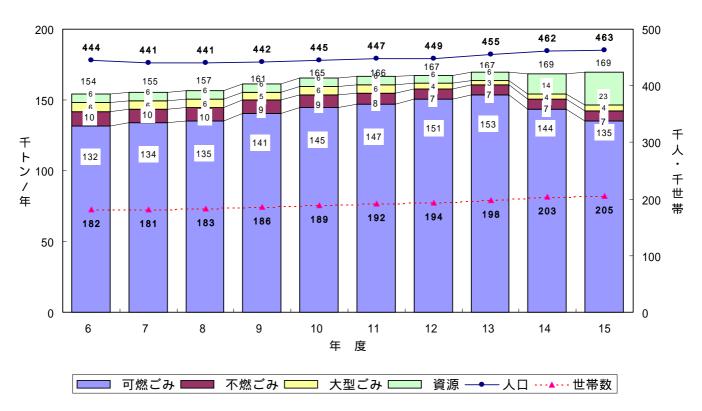
ごみ排出量の推移

	年	度	11	12	13	14	15	14 15埠	曽減比較
処	.理	人口	447,335	448,642	454,858	461,603	463,103	1,500	0.3%
処	1. 理	世帯	191,932	193,582	198,203	203,210	205,024	1,814	0.9%
世	帯	当り人数	2.33	2.32	2.29	2.27	2.26	-0	
		可燃ごみ	112,306	112,108	113,240	101,559	91,654	-9,905	-9.8%
		不燃ごみ	6,544	5,907	5,692	5,604	5,580	-24	-0.4%
	収集	大型ごみ	4,027	1,897	1,855		2,161	176	8.9%
	量	有害ごみ	12	16	16	15	22	7	46.7%
		資源物	5,806	5,520	5,442	14,180	23,141	8,961	63.2%
年間		小 計	128,695	125,448	126,245	123,343	122,558	-785	-0.6%
排		可燃ごみ	34,690	38,429	40,045	42,112	43,383	1,271	3.0%
出	持	不燃ごみ	1,131	1,311	1,446	1,557	1,666	109	7.0%
量	込	大型ごみ	1,844	1,979	1,505	1,529	1,800	271	17.7%
t	量	資源物	125	131	133	108	72	-36	-33.3%
/		小 計	37,790	41,850	43,129	45,306	46,921	1,615	3.6%
年		可燃ごみ	146,996	150,537	153,285	143,671	135,037	-8,634	-6.0%
		不燃ごみ	7,675	7,218	7,138	7,161	7,246	85	1.2%
	合	大型ごみ	5,871	3,876	3,360	3,514	3,961	447	12.7%
	計	有害ごみ	12	16	16	15	22	7	46.7%
		資源物	5,931	5,651	5,575	14,288	23,213	8,925	62.5%
		小 計	166,485	167,298	169,374	168,649	169,479	830	0.5%
		可燃ごみ	306.8	307.1	310.2	278.2	251.1	-27.1	-9.8%
		不燃ごみ	17.9	16.2	15.6	15.4	15.3	-0.1	-0.4%
	収 集	大型ごみ	11.0	5.2	5.1	5.4	5.9	0.5	8.9%
	量	有害ごみ	0.0		0.0	0.0	0.1	0.0	46.7%
日		資源物	15.9	15.1	14.9	38.8	63.4	24.6	63.2%
平		小 計	351.6	343.7	345.9	337.9	335.8	-2.2	-0.6%
均		可燃ごみ	94.8	105.3	109.7	115.4	118.9	3.5	3.0%
排	++	不燃ごみ	3.1	3.6	4.0	4.3	4.6	0.3	7.0%
. —	持					4 0	4 0	0.7	17.7%
山量	込	大型ごみ	5.0	5.4	4.1	4.2	4.9	0.7	1 7 . 7 /0
出量		大型ごみ 資源物	5.0 0.3	5.4 0.4	4.1 0.4	4.2 0.3	4.9 0.2	-0.1	-33.3%
t	込								
t /	込	資源物	0.3	0.4	0.4	0.3	0.2	-0.1	-33.3%
t	込	資源物 小 計 可燃ごみ 不燃ごみ	0.3 103.3	0.4 114.7	0.4 118.2	0.3 124.1	0.2 128.6	-0.1 4.4	-33.3% 3.6%
t /	込 量 	資源物 小 計 可燃ごみ	0.3 103.3 401.6	0.4 114.7 412.4	0.4 118.2 420.0	0.3 124.1 393.6	0.2 128.6 370.0	-0.1 4.4 -23.7	-33.3% 3.6% -6.0%
t /	込	資源物 小 計 可燃ごみ 不燃ごみ	0.3 103.3 401.6 21.0	0.4 114.7 412.4 19.8	0.4 118.2 420.0 19.6	0.3 124.1 393.6 19.6	0.2 128.6 370.0 19.9	-0.1 4.4 -23.7 0.2	-33.3% 3.6% -6.0% 1.2%
t /	込 量 	資源物 小 計 可燃ごみ 不燃ごみ 大型ごみ	0.3 103.3 401.6 21.0 16.0	0.4 114.7 412.4 19.8 10.6	0.4 118.2 420.0 19.6 9.2	0.3 124.1 393.6 19.6 9.6	0.2 128.6 370.0 19.9 10.9	-0.1 4.4 -23.7 0.2 1.2	-33.3% 3.6% -6.0% 1.2% 12.7%
t /	込 量 	資源物 小 計 可燃ごみ 不燃ごみ 大型ごみ 有害ごみ	0.3 103.3 401.6 21.0 16.0 0.0	0.4 114.7 412.4 19.8 10.6 0.0	0.4 118.2 420.0 19.6 9.2 0.0	0.3 124.1 393.6 19.6 9.6 0.0	0.2 128.6 370.0 19.9 10.9 0.1	-0.1 4.4 -23.7 0.2 1.2 0.0	-33.3% 3.6% -6.0% 1.2% 12.7% 46.7%

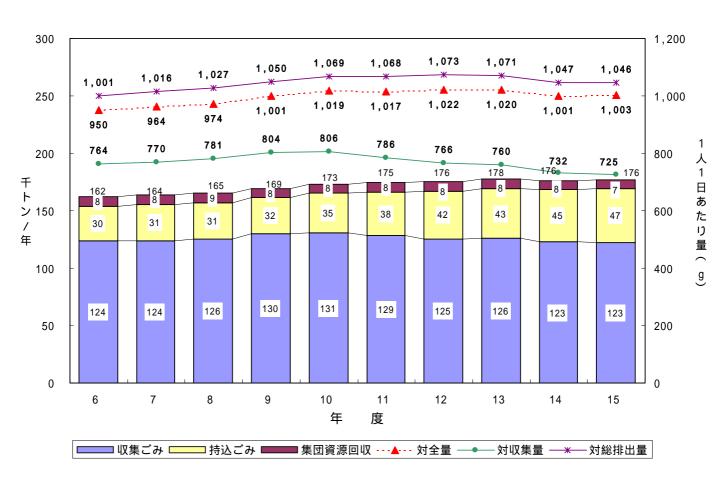
人口・世帯は各年10月1日現在 【1人1日あたりの排出量(単位:g)】

対収集量	786	766	760	732	725	-7	-1.0%
対全量	1,017	1,022	1,020	1,001	1,003	2	0.2%
対総排出量 (集団回収含む量)	1,068	1,073	1,071	1,047	1,046	0	-0.1%

人口・世帯とごみ排出量の推移



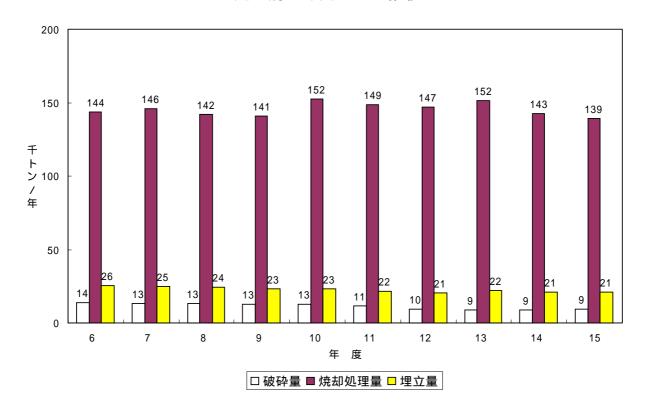
搬入別ごみ排出量と1人1日あたり量



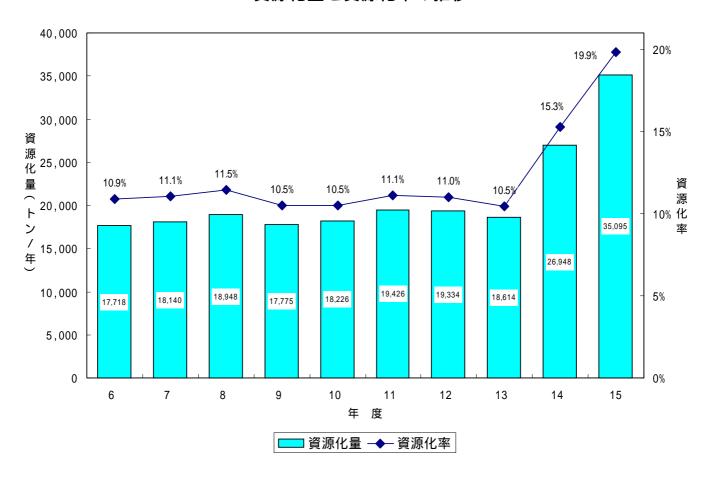
ごみ処理量の推移

		年 度	11	12	13	14	15	14 15 [‡]	曽減比較
	破	不燃ごみ	7,650	7,201	7,133	7,159	7,246	87	1.2%
	砕	大型不燃	3,775	2,451	1,820	1,871	2,147	276	14.8%
	量	計	11,425	9,652	8,953	9,030	9,393	363	4.0%
		可燃ごみ	146,057	149,207	152,083	142,789	134,072	-8,717	-6.1%
	焼	大型可燃	1,761	1,163	1,344	1,406	1,584	178	12.7%
	却	破砕可燃	4,958	4,046	3,369	3,339	3,247	-92	-2.8%
 	量	搬入量	152,776	154,416	156,796	147,534	138,903	-8,631	-5.9%
年間		処理量	148,799	147,211	151,543	142,760	139,111	-3,649	-2.6%
処	+#1	焼却灰	19,081	18,305	19,492	18,750	18,096	-654	-3.5%
理	埋 立	持込み灰	25	17	5	2	0	-2	-100.0%
量	量	破砕残渣	2,579						13.0%
t		計	21,685	-					
/		ピン・カン	5,752	5,445				64	1.2%
年		鉄・アルミ等	4,223	3,560	3,446		3,658	136	3.9%
	迩	へ゜ットホ゛トル	134	169	184		965		
	資源	紙パック	44	36		96	148	52	54.2%
	化	紙類・布類	-	-	-	5,638	10,715		
	量	プラ容装	1	1	22	2,734	6,053	3,319	
		剪定枝チップ	939	1,330	1,202	882	965	83	9.4%
		エコセメント	-	414		499	-	-	-
		計	11,093		10,223				
	破	不燃ごみ	20.9	19.7	19.5	19.6	19.9	0.2	1.2%
	砕 量	大型不燃	10.3	6.7	5.0	5.1	5.9	0.8	14.8%
	量	計	31.2	26.4	24.5	24.7	25.7	1.0	4.0%
		可燃ごみ	399.1	408.8		391.2	367.3	-23.9	-6.1%
	焼	大型可燃	4.8	3.2	3.7	3.9	4.3	0.5	12.7%
	却	破砕可燃	13.5	11.1	9.2	9.1	8.9	-0.3	-2.8%
日	量	搬入量	417.4	423.1		404.2			-5.9%
平		処理量	406.6	403.3		391.1	381.1	-10.0	-2.6%
均処	埋	焼却灰	52.1	50.2	53.4	51.4	49.6	-1.8	-3.5%
理	立	持込み灰	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-100.0%
量	量	破砕残渣	7.0	6.3	6.4	6.6	7.4	0.9	13.0%
		計	59.2	56.5		58.0	57.0	-0.9	-1.6%
t		ピン・カン	15.7	14.9	14.6	14.4	14.6	0.2	1.2%
/		鉄・アルミ	11.5	9.8	9.4	9.6	10.0	0.4	3.9%
"	資	へ゜ットホ゛トル	0.4	0.5	0.5	1.5	2.6	1.1	74.8%
	源	紙パック	0.1	0.1	0.1	0.3	0.4	0.1	54.2%
	化	紙類・布類	-	-	-	15.4	29.4	13.9	90.0%
	量	プラ容装	0.0	0.0	0.1	7.5	16.6	9.1	121.4%
		剪定枝チップ	2.6	3.6	3.3	2.4	2.6	0.2	9.4%
		エコセメント	-	1.1	-	1.4	-	-	-
		計	30.3	30.0	28.0	52.6	76.3	23.7	45.0%
		量中の搬入				•	-	-致しない	
	資 源		11,093	10,955	10,223	19,191	27,836	8,645	1921.1%
-		資源回収量	8,333	8,379	8,391	7,757	7,259	-498	-6.4%
	١\	計	19,426	19,334	18,614	26,948	35,095	8,147	43.8%
		む総排出量	174,818	175,677	177,765	176,406	176,738	332	0.2%
資源化	と率(/ ×100)	11.1%	11.0%	10.5%	15.3%	19.9%	0	-

処理別ごみ処理量の推移



資源化量と資源化率の推移



4.ごみの収集・運搬

本市のごみ収集は従来、燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、ビンカン、有害ごみの5分別収集でした。平成14年10月からは燃やすごみ(名称変更)、燃やさないごみ(名称変更)、プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類、ビン、カン、有害ごみ、大型ごみの12分別収集を開始しました。

燃やすごみは週3回、大型ごみは電話申し込みによる戸別収集、それ以外は週1回、曜日を決めて 収集しています。有害ごみは、燃やさないごみと同じ収集日に有害ごみと分かるように集積所に出 してもらい収集しています。

燃やすごみ、燃やさないごみは、平成11年10月1日から**指定袋**により排出することとしています。 指定袋には、市の清掃キャラクター(キラリン・ピカリン)とごみ減量の標語等を印刷し、**分別排出を更に徹底し、ごみの減量・資源化を推進するとともに、収集作業の安全性と効率性を確保**することを目的としています。14年10月からはプラスチック製容器包装の指定袋を追加しました。なお、ビン、カンは指定袋のほか、透明又は半透明の袋に入れて排出することもできます。

大型ごみは、**住民負担による公平性の確保とごみの減量を目的として**、指定袋制と時期を同じく 平成11年10月1日から手数料を徴収することとしました。品目に応じた処理券を購入し、貼り付け て出してもらっています。(なお。平成15年7月からは、ひとり暮らしの高齢者や障害者等を対象に、大 型ごみを屋外に搬出する**大型ごみサポート収集**を実施している。)

収集体制及び収集状況は次のとおりです。

集積所数及び収集頻度

(平成15年度末現在)

	集積所数	1集積所当たりの戸数	収集頻度
燃やすごみ	16,628	12	3回/週
燃やさないごみ・有害ごみ	16,628	12	1回/週
プラスチック製容器包装類	16,628	12	1回/週
ビン・カン・紙類・布類	16,628	12	1回/週

大型ごみ (戸別収集)を除き、全て同じ集積所を使用している。

プラスチック製容器包装のみ祝日も収集している。

収集車両、稼働日数及び収集量

(平成15年度)

				(1 100 10 100)
	ЧΣ	集 車 両(台)	稼働日数	収集量(集積所)
	直営	委 託	(日/年)	t
燃やすごみ	-	45	299	91,110
プラスチック製		14	310	6,958
容器包装類	-	14	310	0,956
新 聞				2,558
雑誌				4,407
ダンボール	-	13	298	2,945
紙パック				132
布 類				805
ビン		13	298	3,526
カン	_	13	290	1,715
燃やさないごみ	_	8	298	4,682
有害ごみ	-	O	230	20
大型ごみ	-	5	297	1,378
計	-	98	-	120,236

収集車両1台の1日当たりの作業量等

(平成15年度)

(1%) 1 () () () () () () () () ()										
	集積所数	作業回数	収集量 kg	1回当たりの積載量						
	未慎別奴	(1日当り回数)	(1台1日当り量)	kg						
燃やすごみ	185	4.0	6,771	1,700						
プラスチック製	100	3.0	1 602	524						
容器包装類	198	3.0	1,603	534						
新聞			660	300						
雑 誌			1,137	516						
ダンボール	213	2.2	760	345						
紙パック			34	15						
布 類			207	94						
ビン	213	2.0	1 252	673						
カン	213	2.0	1,352	073						
燃やさないごみ	246	2.2	1,964	868						
有害ごみ	346	2.3	9	4						

5.ごみの中間処理

(1) 市川市クリーンセンターの概要

焼却に伴う灰等の処分を民間の最終処分場に依存している本市にとって、ごみ処理量の削減と 資源化を図る必要があります。平成14年10月から、それまで燃やすごみとして処理していたプラ スチック製容器包装や紙類・布類を、新たに資源物として分別収集し、焼却処理量の削減を図っ ています。

クリーンセンターには、**ごみ焼却エネルギーによる発電施設**があります。所内の必要電力を賄うとともに、余剰電力を電力会社に売却するサーマルリサイクル施設として、平成15年度には約2億6千万円の売電収入を得ています。

ごみの焼却によるダイオキシン類の発生量を減らすため、平成13年12月から**排ガス高度処理施設**を、また、集じん灰及び焼却灰に対する重金属の不溶化処理のため、平成14年9月から**灰固形化施設**をそれぞれ整備しました。

クリーンセンターの概要

	7.7	ピンプ の風安							
名 称	市川市	もクリーンセンター							
所在地	市川	市 川 市 田 尻 1003番 地							
敷地面積		41,922 m²							
建築面積		9 , 8 6 9 m²							
施設名	焼 却 施 設	処理施設	小動物焼却施設						
処理能力	600t/24h(200t/24h×3炉)	75 t /5h	500kg/5h						
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	衝擊剪断併用回転式(横型)	2 次燃焼方式						
発電設備	出力: 7,000	kW 発電効率	: 12.7 %						
竣工年月	-	平成6年3月							
設計施工	川崎	重工業株式会社	_						
建設費	2	52億 8,135万 円							

省略

(2) 市川市クリーンセンターのIS014001

地球環境問題がクローズアップされている今、ごみ処理事業においても環境面に対し積極的な 役割が求められています。クリーンセンターでは、環境マネジメントシステムを構築し、環境方 針を定め、**国際規格であるISO14001の認証を取得**(平成12年2月21日)しています。平成15年2月 には**ISO14001の更新審査を更新し、**自主的かつ継続的に環境負荷を低減し、環境にやさしいクリ ーンセンターを目指しています。

環 境 方 針

地球環境保全が人類共通の課題であることから、私たちは、それぞれの活動の場において積極的に推進するようにしなければなりません。

市川市クリーンセンターは市民から排出されたごみを適正に処理するとともに、「環境にやさ しい」ごみ処理システムを目指し、あらゆる環境に影響があるものの抑制を図っていきます。

- 1.ごみ処理に伴い発生する環境への負担を減らすため、環境マネジメントシステムの継続的な 改善をおこないます。
- 2.ごみの焼却により発生する排ガスや排水による汚染を予防するとともに、得られる熱エネルギーの有効利用など資源のリサイクルに努めてまいります。
- 3.環境に係わる法規制を遵守するとともに、さらに厳しい自主基準値を定め、その達成を目指します。
- 4.環境への負荷を減らすため、環境目的及び目標を定めて、その達成を図るとともに、その内容を定期的に見直します。
- 5.この環境方針を、全職員及び構成員に周知するとともに、一般に公表します。

6. ダイオキシン類等有害物質対策

市川市のごみ処理の方法は、「焼却」が中心になっています。これは、埋立処分をするためにご みの減容化を図ることや、腐敗しやすい生ごみを衛生的に処理する必要があること等のためです。

しかしながら、炭素と水素と塩素を含むものを燃やすと、本来環境中には存在しない化学物質であるダイオキシン類が発生します。ダイオキシン類は人体に対する強い毒性、発がん性等が指摘されています。こうしたことから平成12年1月15日、ダイオキシン類による環境の汚染防止及びその除去等を目的としてダイオキシン類対策特別措置法が施行されました。この法律では施策の基本とすべき基準の設定、排出ガス・焼却灰や排出水に関する規制などが定められています。

また、有害物質対策としては焼却灰について千葉県の要綱により埋立時の重金属の規制が定められています。こうした規制に対しクリーンセンターでは、ごみ焼却施設から出る排ガスや灰が環境に与える負荷を低減するため、平成13~14年度にかけて排ガス高度処理施設と灰固形化施設の整備を行いました。

(1)排ガス高度処理施設

排出ガス中に活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着・除去させ、その後この活性炭を炉内に戻し焼却処理することによってダイオキシン類を除去する施設です。工事は平成12年9月に着工し、平成13年10月に完了、同年12月から設備を稼動させています。

国の基準では、既存のごみ焼却施設から出る排出ガス中のダイオキシン類濃度は「1.0 ng-TEQ/N以下」と定めています。施設稼動後の排出ガス中ダイオキシン類濃度の測定結果は、0.002~0.055 ng-TEQ/Nとなっており、基準を大幅に下回っています。また、12分別収集を開始したことにより焼却量が減少し、ダイオキシン類の排出量が減少しています。

(2) 灰固形化施設整備

この施設は、集じん灰や焼却灰にキレート剤と呼ばれる薬剤を注入し、灰中に含まれる重金属等を不溶化することにより、灰埋立後の重金属類の溶出を防ぎ、環境への負荷を低減するものです。工事は平成13年6月に着工し、平成14年3月に完了、同年9月から設備を稼動させています。 稼動後は、重金属類の県指導基準値を下回っています。

7.ごみの最終処分

昭和21年、塵芥収集を開始した当初は田・沼・原野等に直接埋立処分し、30年柏井塵芥焼却場の竣工後、燃えるごみは焼却処理していましたが、焼却灰と燃えない物は同埋立処分していました。昭和55年、都市化の進展と共に適地が無くなり、他県(茨城県北茨城市)へ民間委託を開始しましたが、63年、他県分受入拒否の申し出により、平成元年から県内銚子市の民間処分場(千葉産業クリーン)へ全量委託処分しています。

しかし、自区域内処理の原則にもかかわらず、市内での最終処分場の確保は困難となっている現状を見据え、今後の対応として灰溶融等の減容・無害化・資源化を図り、ゼロ・エミッション(廃棄物として処理すべきものをなくすこと)を目指していかなければなりません。

埋立処分の状況

			 –					
年 度	8	9	10	11	12	13	14	15
F間埋立量	24,324	23,236	23,302	21,685	20,630	21,831	21,158	20,814

(単位:t/年)

第2節 パートナーシップで進める廃棄物対策

廃棄物問題は私たちの毎日の生活と密接なつながりがあることから、市民・事業者・行政がしっかりと連携して減量やリサイクルなどの対策に取り組んでいく必要があります。

そこで、計画や施策の方向性の提示及びチェック・改善等を審議する廃棄物減量等推進審議会、計画や施策の検討段階からの市民参加システムである"じゅんかんプロジェクト"、事業の実施に対しての市民参加システムである"じゅんかんパートナー"など、様々な段階で市民と協働で取組む制度を設け、資源循環型の都市づくりに向けた取り組みを推進しています。

1. 廃棄物減量等推進審議会

- 目 的 一般廃棄物の減量、資源化や適正処理等に関する施策などの審議機関として市川市廃 棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例に基づき設置
- 組 織 審議会は、市議会議員、学識経験者、自治(町)会などからの市民の代表者、生産・販売関係者、廃棄物処理業者などの15名の委員で構成。任期は2年で再任を妨げない。

平成15·16年度廃棄物減量等推進審議会構成(女性委員比率20%)

内訳(うち、女性委員数) 市議会議員2名(0)、学識経験者5名(0)、 市民の代表4名(3)、生産・販売関係者2名(0)、 廃棄物処理業者2名(0)

活 動 平成13年度;循環型社会における市川市の一般廃棄物処理のあり方について

(答申) 平成14年度;「循環型都市いちかわ」の実現に向けた発生抑制のあり方について 平成15年度;「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正に向けた基 本的方向性について

今 後 「資源循環型都市」の実現に向けて、各方面からの幅広い視点による意見を求めなが ら、市民・事業者とともにパートナーシップで推進していく。

2. じゅんかんプロジェクト

- 目 的 廃棄物問題は、市民生活に直結した課題であることから、処理計画や施策の策定当初 から市民が参加できる組織を設置し、市民意見を反映させる。
- 組織 公募市民をベースに、市民団体推薦、事業者、専門家、行政等15名以内の委員で組織
- 活 動 プロジェクト 1 (平成13年度); 一般廃棄物処理基本計画策定に向けた提案 プロジェクト 2 (平成14年度); 家庭で取り組む発生抑制策(行動計画)を提案 プロジェクト 3 (平成15年度); 「ごみ分別ガイドブック」を作成し、市民に配布
- 今 後 市民との協働により循環型社会を目指すとともに、人材発掘、人材育成を目的に継続 していく。

3. じゅんかんパートナー

- 目 的 "資源循環型都市いちかわ"を目指し、市(行政)や事業者と協働でごみの発生抑制、 再使用、再資源化などに自ら、又は多くの仲間と取り組んでいく(広めていく)。
- 組織 公募市民をベースに、自治会推薦者を加えた市民 139名
- 活 動 ・ごみに関する知識の習得(研修会や見学会への参加)、地域連絡会での情報交換
 - ・地域活動(ごみステーションチェック、不法投棄の監視、地元での分別指導)
 - ・家庭での取組み(家庭で取組む発生抑制、再使用策)
 - ・活動内容の報告
- 今 後 パートナーシップで循環型社会を目指す地域の核として増員していくと共に、協力者 を増やしていく。

4. 買物袋持参運動推進検討会

- 目 的 「買物袋持参運動」を推進するにあたり、消費者、事業者、行政の代表による取り組み体制を構築していくことを目的として設置。
- 組織 市川市自治会連合協議会、消費者団体などから消費者の代表者、市川市商店会連合会、商工会議所などから事業者の代表者及び行政を加えて15名の委員により構成される。
- 活 動 第1回検討会では、15年度計画への意見を、第2 回検討会から16年度以降の方向性、継続方法、実 施方法などを中心に検討。
- 今 後 今後は事業推進の中心的組織として、また各分野からの意見を出し合い方向性を決定していく機関として、継続設置していく。



買物袋持参運動参加協力店

第3節 事業系一般廃棄物対策

事業活動に伴い排出される事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任で適正に処理することが義務付けられており、クリーンセンターに自ら搬入するか、市の許可した収集運搬業者に処理を委託することとなります。平成16年4月1日現在、一般廃棄物の処理の許可を受けた業者は38業者、許可車両台数は116台です。

市内の事業所数はおよそ13,600か所あります。これらの事業所は、業種も様々で排出されるごみも多種多様です。排出の実態としては、市が収集する家庭用のごみ集積所に事業系ごみが出されているケースが多く見受けられ、市では**事業者が自らの責任により事業系ごみを適正処理していくこと**を求め、違反事業所への指導、事業系ごみの適正処理のパンフレットの配布、商店会長への商店会としての取組みの要望、家庭ごみが出されていないごみ集積所の廃止など様々な取り組みを行っています。

特に、**延床面積3,000㎡以上**の特定建築物の所有者に対しては、平成5年度より「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する法律等に関する条例」第16条の規定により、**廃棄物管理責任者の選任**及び**減量・資源化・適正処理計画書の作成**を義務づけ、大規模事業所のごみ減量・資源化を図っています。

また、大規模小売店舗立地法の施行に伴い、平成12年8月には、対象建築物に1,000㎡超の小売店舗(大規模小売店舗)を新たに追加し、事業系一般廃棄物の更なる減量・資源化のための啓発・指導に取組んでいます。(対象事業所:平成16年3月末現在 84事業所 内訳 小売店舗39件、事業所17件、その他28件)

第4節 有害廃棄物の処理

有害物質である水銀を含有する乾電池の処分が社会問題となり、本市でも昭和59年から有害ごみとして分別収集を開始し、現在では**乾電池・蛍光管・水銀体温計を有害ごみ**として収集しています。

収集方法は、中身が有害ごみとわかるように透明な袋に入れて、週1回の燃やさないごみ収集日に集積所に出してもらい、収集車に取りつけられたケースにより、燃やさないごみと区分して収集しています。収集された有害ごみは、クリーンセンターで一時保管した後、一定量になった段階で専門処理業者に処理を委託しています。

第5節 不法投棄の防止

市内の山林や原野等への投棄とともに、収集日以外に集積所にごみを出すマナー違反が多く、苦情が絶えない状況にあります。

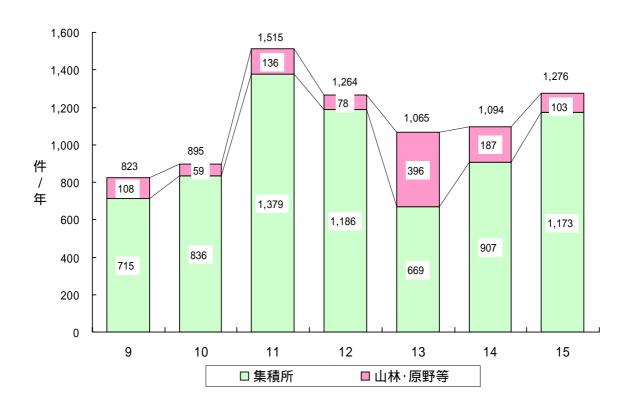
本市では、投棄されやすい場所への防止看板及び監視カメラの設置、土地所有者への防止策の指導、夜間も含めたパトロールの実施及び投棄物の処理等を実施していますが、市民のマナーを高めることが最良の解決策として、各地域の市民団体・関係団体等を通じ、排出マナーの浸透を図っています。

不法投棄処理状況 (単位:件·t)

区分	集和	責所	山林・	原野等	合	計
年度	回数	処理量	回数	処理量	回数	処理量
11	3,194	1,379	268	136	3,462	1,515
12	2,871	1,186	150	78	3,021	1,264
13	1,622	669	1,784	396	3,406	1,065
14	2,441	907	464	187	2,905	1,094
15	2,803	1,173	305	103	3,108	1,276

回数とはクリーンセンターへの搬入の回数を表す

不法投棄処理状況(処理量)の推移 (単位:件/年)



平成11年10月から大型ごみ有料収集および家庭系ごみの指定袋制を実施したが、あわせて不法投棄 監視パトロール体制も整備した。

第6節 小動物(犬・猫等)の死体処理

小動物の死体は廃棄物処理法第2条によって「一般廃棄物」と分類されていますが、本市では 家族の一員として生活をともにしてきたペット(愛がん動物)が亡くなった場合、専用保冷車で 引き取りに伺い、**動物専用火葬施設**にて火葬し、市営霊園脇の**犬猫慰霊碑に納骨**しています。

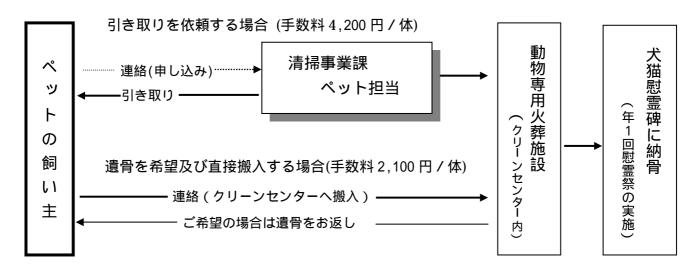
また、動物専用火葬施設(クリーンセンター内)に直接持ち込まれた場合で希望の方には火葬 後の遺骨を渡しています。

不幸にして事故等に遭い死亡した飼い主不明の小動物に対しても同様の処理を施し、死亡した 小動物に安らぎの場を提供するとともに、**地域の生活環境保全**に寄与しています。

また、毎年10月の第1日曜日には、市川市獣医師会により慰霊祭も実施しています。

手数料については、ペットを引き取りに伺った場合は、一体につき4,200円、動物火葬施設まで持ち込んだ場合は、一体につき2,100円となっています。

小動物死体処理のフロー



小動物死体処理状況 (単位:体)

区分	有	有料				料	合		計
年度	犬	猫	小計	犬	猫	小計	犬	猫	計
11	835	915	1,750	87	2,302	2,389	922	3,217	4,139
12	738	904	1,642	65	2,336	2,401	803	3,240	4,043
13	763	923	1,686	19	2,224	2,243	782	3,147	3,929
14	771	995	1,766	30	2,300	2,330	801	3,295	4,096
15	755	994	1,749	31	2,382	2,413	786	3,376	4,162

第 部 平成15年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第3章 ごみの減量・資源化対策事業

第1	節	ごみ	減量	・資	源	化皂	各 発	事	業	の	推	移		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	59
第2	節	区分	別資	原化	(量	の拊	誰移		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	60
第3	節	ごみ	減量	・資	源	化事	業		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	62
	1.	集団	資源[回収	ζ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	62
	2 .	家庭	系ご	ታወ)指:	定纪	き制		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	65
	3 .	大型	ごみの	の有	料	収集	E	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	66
	4 .	電気	式生	ごみ	.処:	理核	熋購	入	費	補	助	制	度		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	67
	5.	コン	ポス	ト容	[器	購 <i>)</i>	人費	補	助	制	度		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	67
	6.	ごみ	減量	化值	資源	化	協力	口尼	5伟	训度	Ŧ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	67
	7.	剪定	枝葉	チッ	プ	化、	生	ご	み	堆	肥	化		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	68
	8.	買物	袋持:	参運	動	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	69
第4	節	啓発	事業	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	70
	1.	小学	4年	生社	会	科副	訓読	本	Γ	ご	み	つ	7	何	?	J	の	作	成		•	•	•	•	•	•	•	70
	2 .	中学	3年	生理	科	副詞	市本	Г	私	た	5	の	環	境	ح	ご	み	問	題	L	の ⁻	作	成		•	•	•	70
	3 .	外国	語版	「資	源	物と	こご	み	の	分	け	方	٠ 出	ιL	ナデ	ר ב	σ.	נו כ	ı —	- フ	7 L	ハツ	<i>,</i>	- 们	万	Ż	•	70
	4 .	市川	市リー	サイ	ク.	ルフ	プラ	ザ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	71
	5.	施設	見学	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	72
	6.	清掃	行政	劦力]者:	表章	1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	73
第:	5 節	余索	机利用	施詞	没の)整	備		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	74

第1節 ごみ減量・資源化啓発事業の推移

大量生産・大量消費という経済システムは豊かな社会と利便性をもたらしましたが、生活様式は 大量廃棄(使い捨て)型に変化しました。このため廃棄物の量が増大し質も多様化したことから、 行政のみでは対処しきれないほどの問題となりました。このため、ごみの減量・資源化への啓発活動を推進していくため以下の事業を実施してきました。

昭和52年 一部の自治(町)会や子ども会などで新聞・雑誌・ダンボール等の自発的な資源回収が 始まる。

昭和56年 小学4年生用副読本を配布。

昭和57年 集団資源回収が全市的な運動として始まる。(7月)

昭和56年 一部地域で集積所でのビン回収を開始。(8月)

平成 2年 集団資源回収参加団体に対し、回収した量に応じた奨励金の交付を始めた。(4月) 市内の7割の集積所で、ビンのほかにカン回収を開始。(4月) 紙パック(牛乳パック)の拠点回収を開始。(10月) 公民館、小中学校を中心として 平成16年4月1日現在98ヶ所で実施している。

平成元年 「シェイプアップ市川」"ごみを減らして"をキャンペーンタイトルに掲げる。(4月)

平成 3年 ビン、カンの集積所回収を市内全域で実施。(4月)

平成 7年 中学3年生を対象とした副読本を配布

平成7年 「市川市リサイクルプラザ」を開設。(6月)

平成 9年 紙パックの集団資源回収を廃止。(4月) ペットボトルの拠点回収を公民館等拠点87ヵ所にて実施。(4月) 平成16年4月1日現在 では104ヶ所で実施している。

平成11年 家庭ごみの指定袋制、大型ごみ収集の有料化を実施。(10月)

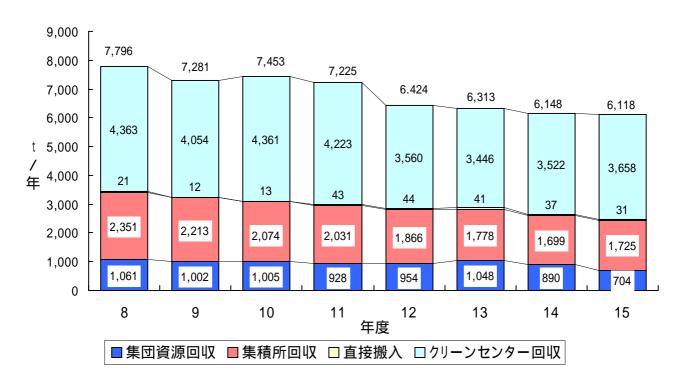
平成12年 電気式生ごみ処理機の購入費補助制度を導入。(5月)

平成14年 (財)市川市清掃公社が「じゅんかん堆肥」を販売。(8月) 12分別を開始。(10月)

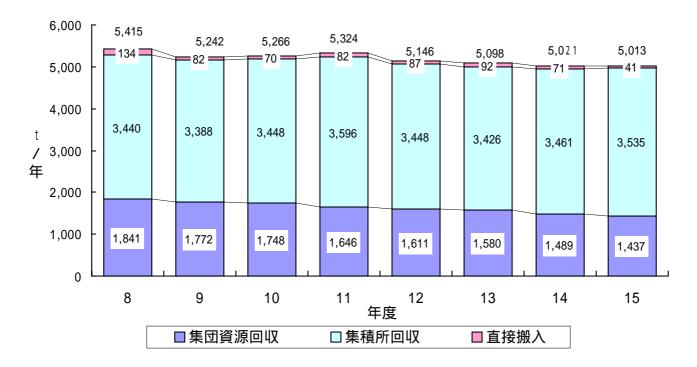
第 部 第3章 ごみの減量・資源化対策事業 第2節 区分別資源化量の推移

		区分	年 単位	11	12	13	14	15	14 15	増 減
	人口		人	447,335	448,642	454,858	461,603	463,103	1,500	0.3%
	_	集団資源回収	t/年	928	954	1,048	890	704	-186	-17.7%
	カン	集積所回収	"	2,031	1,866	1,778	1,699	1,725	26	1.5%
	金金	直接搬入	"	43	44	41	37	31	-6	-14.6%
	属等	施設回収	"	4,223	3,560	3,446	3,522	3,658	136	3.9%
	ņ	小計	"	7,225	6,424	6,313	6,148	6,118	-30	-0.5%
		集団資源回収	"	1,646	1,611	1,580	1,489	1,437	-52	-3.3%
	Ľ	集積所回収	"	3,596	3,448	3,426	3,461	3,535	74	2.2%
	ン	直 接 搬 入	"	82	87	92	71	41	-30	-32.6%
		小計	"	5,324	5,146	5,098	5,021	5,013	-8	-0.2%
	紙	集積所回収	"	-	-	-	67	148	81	皆増
年	パッ	拠点回収	"	44	36	32	29	0	-29	-90.6%
間回	ク	小計	"	44	36	32	96	148	52	162.5%
回収量	ダ ダ 聞 ン	集団資源回収	"	5,596	5,640	5,595	5,229	4,978	-251	-4.5%
	ボゕ゚	集積所回収	"	-	-	-	5,218	9,910	4,692	皆増
	ル。	小計	"	5,596	5,640	5,595	10,447	14,888	4,441	79.4%
	_	集団資源回収	"	163	174	168	149	140	-9	-5.4%
	布 類	集積所回収	"	-	-	-	420	805	385	皆増
		小計	"	163	174	168	569	945	376	223.8%
	製プ容ラ	集積所回収	"	-	-	-	3,143	6,958	3,815	皆増
	器ス 包チ 装ッ	拠点回収等	"	135	170	206	143	60	-83	-40.3%
	類ク	小計	"	135	170	206	3,286	7,018	3,732	1811.7%
	そ	施設 (樹木チップ)	"	939	1,330	1,202	882	965	83	6.9%
	の他	回収(エコセメント)	"	-	414	-	499	0	-499	皆増
Ш		小計	"	939	1,744	1,202	1,381	965	-416	-34.6%
(=	資源回収量合計 (= + + + + + + +)		"	19,426	19,334	18,614	26,948	35,095	8,147	43.8%
(=	一人当り資源回収量 = /)		kg/ 人•年	43.4	43.1	40.9	58.4	75.8	17	42.5%
	資源物含む全排出量		t/年	174,818	175,677	177,765	176,406	176,738	332	0.2%
(=		化率 (100)	%	11.1%	11.0%	10.5%	15.3%	19.9%	4.67	ピイント





ビンの資源化量の推移



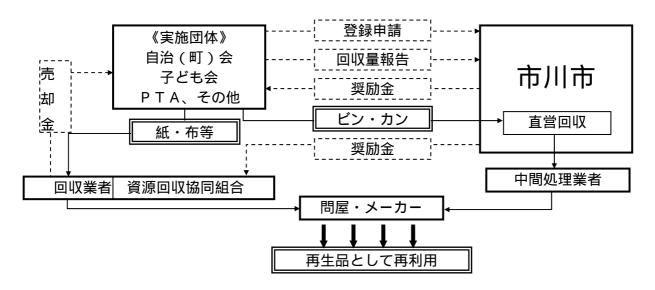
第3節 ごみの減量・資源化事業

1.集団資源回収

市民の自主的な資源回収活動として、集団資源回収が自治会・子ども会等多くの団体で広く行われており、市としてもその活動を支援しています。回収に際しては、市・各団体・業者で協議し実施しており、団体ごとに回収日や回収品目が異なっています。紙類、布類、生ビン(リターナブルビン)は回収業者が直接回収し、雑ビン・カンは市が回収しています。

また、回収活動を促進するため、各登録団体に対しては平成2年4月から、また、回収業者等が加入する市川市資源回収協同組合に対しては7年4月から、それぞれ回収した量に応じた奨励金を交付しています。

集団資源回収フロー



<集団資源回収登録団体への奨励金単価の経緯>

年度	ビン	カン	紙類	布類
平成 2年度	3円/kg	3円/kg	3円/kg	3 円 / kg
平成 4年度	8円/kg	8円/kg	3 円 / kg	3 円 / kg
平成 5年度	8円/kg	8円/kg	5 円 / kg	5 円 / kg
平成11年度	5 円 / kg			
平成 1 5 年度	3 円 / kg	3円/kg	3円/kg	3 円 / kg

< 市川市資源回収協同組合への奨励金単価の経緯 >

	年度	紙類	布類	雑ビン	生きビン	カン
業	務内容	回収及び	回収及び	再生処理	回収及び	再生処理
		再生処理	再生処理		再生処理	
奨励金	平成7年度	4円/kg	4円/kg	-	-	-
単価	平成9年度	4円/kg	4円/kg	1円/kg	15円/kg	1円/kg

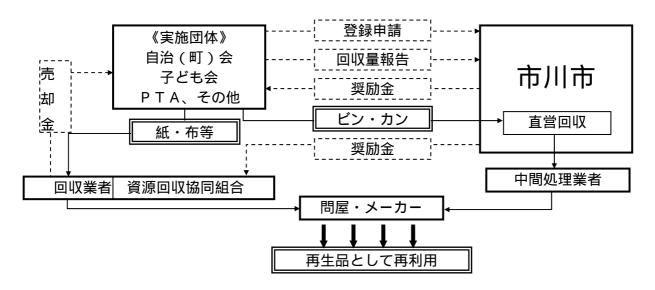
第3節 ごみの減量・資源化事業

1.集団資源回収

市民の自主的な資源回収活動として、集団資源回収が自治会・子ども会等多くの団体で広く行われており、市としてもその活動を支援しています。回収に際しては、市・各団体・業者で協議し実施しており、団体ごとに回収日や回収品目が異なっています。紙類、布類、生ビン(リターナブルビン)は回収業者が直接回収し、雑ビン・カンは市が回収しています。

また、回収活動を促進するため、各登録団体に対しては平成2年4月から、また、回収業者等が加入する市川市資源回収協同組合に対しては7年4月から、それぞれ回収した量に応じた奨励金を交付しています。

集団資源回収フロー



<集団資源回収登録団体への奨励金単価の経緯>

年度	ビン	カン	紙類	布類
平成 2年度	3円/kg	3円/kg	3円/kg	3 円 / kg
平成 4年度	8円/kg	8円/kg	3円/kg	3 円 / kg
平成 5年度	8円/kg	8円/kg	5 円 / kg	5 円 / kg
平成11年度	5 円 / kg			
平成 1 5 年度	3 円 / kg	3円/kg	3円/kg	3 円 / kg

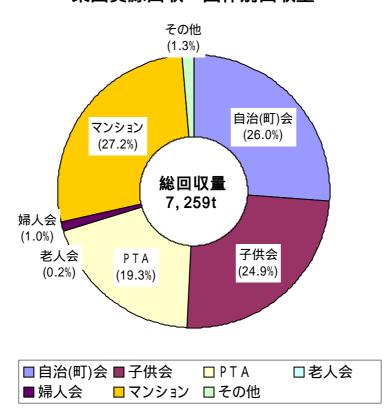
< 市川市資源回収協同組合への奨励金単価の経緯 >

	年度	紙類	布類	雑ビン	生きビン	カン
業	務内容	回収及び	回収及び	再生処理	回収及び	再生処理
		再生処理	再生処理		再生処理	
奨励金	平成7年度	4円/kg	4円/kg	-	-	-
単価	平成9年度	4円/kg	4円/kg	1円/kg	15円/kg	1円/kg

集団資源回収 団体構成 (15年度)

		団体	回収量	奨励金		
	ビン・カン	ビン・カン	紙類・布類			
団体	紙類・布類	の2種類	の2種類を	計		
	の4種類	を回収	回収	пІ		
	を回収				(t)	(千円)
自治(町)会	35	22	3	60	1,887	5,662
子供会	33	10	23	66	1,806	5,418
РТА	10	4	17	31	1,401	4,204
老人会	-	2	1	3	14	43
婦人会	1	-	2	3	74	222
マンション	16	2	81	99	1,977	5,933
その他	1	3	3	7	97	292
計	98	45	133	269	7,259	21,777

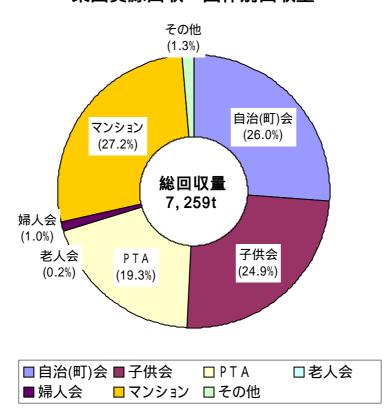
集団資源回収 団体別回収量



集団資源回収 団体構成 (15年度)

		団体	回収量	奨励金		
	ビン・カン	ビン・カン	紙類・布類			
団体	紙類・布類	の2種類	の2種類を	計		
	の4種類	を回収	回収	пІ		
	を回収				(t)	(千円)
自治(町)会	35	22	3	60	1,887	5,662
子供会	33	10	23	66	1,806	5,418
РТА	10	4	17	31	1,401	4,204
老人会	-	2	1	3	14	43
婦人会	1	-	2	3	74	222
マンション	16	2	81	99	1,977	5,933
その他	1	3	3	7	97	292
計	98	45	133	269	7,259	21,777

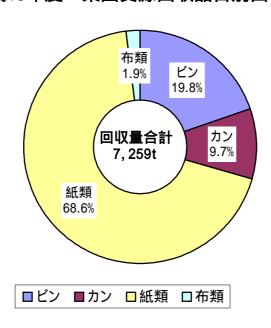
集団資源回収 団体別回収量



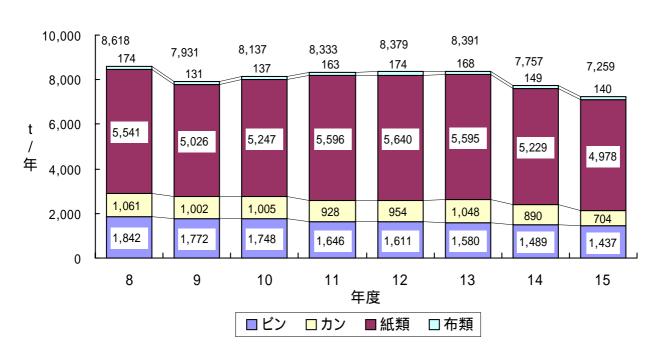
集団資源回収 品目別回収量・奨励金

	1 1	年度	1 2	年度	1 3	年度	1 4	年度	1 5	年度	14 15
	重量	奨励金	重量								
	(t)	(千円)	増減量								
ビン	1,646	8,230	1,611	8,054	1,580	7,901	1,489	7,446	1,437	4,312	-52
カン	928	4,638	954	4,770	1,048	5,240	890	4,450	704	2,112	-186
紙類	5,596	27,980	5,640	28,200	5,595	27,975	5,229	26,148	4,978	14,934	-251
布類	163	815	174	870	168	842	149	743	140	420	-9
合計	8,333	41,663	8,379	41,894	8,391	41,958	7,757	38,787	7,259	21,778	-498

平成15年度 集団資源回収品目別回収割合



品目別回収量の推移



2. 家庭系ごみの指定袋制

家庭ごみの分別排出を徹底し、ごみの減量・資源化を推進するとともに、収集作業の安全性と効率性を確保するため、平成11年10月1日から指定袋制を実施しました。

平成14年10月に始まった12分別に伴い「プラスチック製容器包装用」指定袋を追加して、分別の 徹底を図りました。また、それまでの「燃えるごみ」、「燃えないごみ」の名称を「燃やすごみ」 「燃やさないごみ」と変更し市民に処理する方法をわかりやすくしました。

指定袋は、「市川市家庭系ごみに係る指定袋の認定基準」(平成14年6月12日一部改正)に基づき、燃やすごみ用はポリエチレン製の半透明袋で、サイズは15 、20 、30 、45 の4種類、表面に緑色で「燃やすごみ用」と表示しています。燃やさないごみ用はポリエチレン製の透明袋で、サイズは15 、20 、30 の3種類、表面に赤色で「燃やさないごみ用」と表示しています。プラスチック製容器包装用は、ポリエチレン製半透明で、サイズは30 、45 の2種類、表面に黒字で「プラスチック製容器包装用」と表示しています。

指定袋制の導入は、ごみ分別意識向上を目的とし、自主的なごみ減量への動機付けを誘導するとともに、排出袋を指定することによってごみ集積所での収集時間の効率化が図られ、街の環境美化の保持にもつながっています。

指定ごみ袋の種類

	燃やすごみ用	燃やさない	空きカン	空きビン	プラスチック製
		ご み 用			容器包装用
容量	15,20,30,45	15,20,30	15,20	15,20	30,45
形態	平	袋 ま た は	U 形袋		
材質	低密度ポリエチレン 高密度ポリエチレン	低密度	ポリエチ	・レン	高密度ポリエチレン
色	半透明	透	明		半透明

空きカンと空きビンは、指定袋以外に透明または半透明の袋での排出も可。

指定ごみ袋は、指定袋の認定基準に適合し、市の認定を受けた者が製造する方式で販売。 価格は小売店の自由設定となっている。

(認定業者20社:平成15年度末現在)

3.大型ごみの有料収集

住民負担の公平性の確保及びごみの減量・資源化を目的として、家庭系ごみの指定袋制の導入と同じく平成11年10月1日から**大型ごみの収集を有料化しました。**

大型ごみは他のごみと異なり排出利用世帯が全体の約3分の1と偏りがあります。収集の有料化は、 住民サービスの公平性を考慮したものであるとともに、排出者へのコスト意識の向上を促し、不用 品の再利用・譲渡等による排出抑制を図っています。

料金は品物の重量・大きさによって、5段階(500円、1,000円、1,500円、2,000円、2,500円)に 設定しています。料金に応じた処理券を購入し品物に貼り付けてもらい、申し込み時に指定した日 に戸別収集しています(電話申し込み)。

大型ごみ料金表

料金	主な品目
	ガスレンジ、こたつ(板付き)、米びつ、照明器具、スキーセット、石油ストー
500円	ブ、ファンヒーター、電子レンジ、プリンター、ホットカーペット、いす、湯
	沸器、網戸(4枚)、衣装ケース(5個)、ふとん(2枚)、室内物干し など
1,000円	オーブンレンジ、食器洗い乾燥機、流し台(小型)、ミシン(卓上)、健康器具、
	レンジ台、片袖机、ソファー(1人用)、自転車 など
1,500円	衣類乾燥機、小型タンス、ベット、物干し台(石付き)、小型ロッカー、小型本
	棚、両袖机 など
2,000円	洗面化粧台、大型タンス、大型本棚、大型ロッカー、ソファー(2人用以上)、
	マッサージ機(椅子式)、大型食器棚 など
2,500円	ベッドマット(スプリング入り)、物置(0.5坪以下解体済み) など

表中の大型・小型の区別は、品物の縦・横・高さのうちいずれかが、1.2mを越えるものは大型、 それ以下は小型となります。

平成13年4月1日施行の家電リサイクル法により、テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンは大型ごみとして収集せず、専門業者が収集する体制とした。

4. 電気式生ごみ処理機購入費補助制度

従来から実施している生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器)購入費の補助に加え、平成12年5月から、電気式生ごみ処理機を購入する市民を対象にその購入費の一部を補助する制度を開始しました。

生ごみ処理機は、ごみの減量に個人で取組め、意識面、減量の実態面からも有効なものであり、 燃やすごみの約40%を占める生ごみの減量と肥料としての有効利用を促進することができます。

補助内容:購入費の3分の1(100円未満切り捨て:上限20,000円)

交付台数:90台(平成15年度実績)

(処理型式別内訳)・バイオ型 51台 ・乾 燥 型 39台

5. コンポスト容器購入費補助制度

ごみの発生抑制の一環として、**家庭から出る生ごみの有効活用**を図るため、生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器)購入費の一部補助を行い、家庭で出来るごみ減量・資源化の普及とともに、意識の醸成を図っています。平成8年1月からは、発酵促進剤を使用する屋内型コンポスト容器も補助の対象に加え、補助額を購入費の半額を補助しています。

実施年月日 :屋外型 平成3年6月 屋内型(密閉型) 平成8年1月

補助内容:購入費の半額(100円未満切り捨て:上限3,000円:2基まで)

交付基数:屋外型:50基屋内型:19基 計69基(平成15年度実績)

6.ごみ減量化・資源化協力店制度

消費者である市民と商品の販売を通じて最も密接な関わりを持つ販売店を対象として、商品の簡易包装の促進、使い捨て製品の取扱い減少、買物袋持参運動など様々な工夫により、**ごみの減量・資源化を市民・販売店・市の三者が一体**となって行っています。

平成3年10月1日から実施 : 累計加入店舗数 221店舗(平成15年度末現在)

7.剪定枝葉チップ化、生ごみ堆肥化

市では、生ごみをリサイクルするため、平成11年度に庁内関係課と市内農家や農協と連携して、 生ごみの堆肥化事業に向けた協議会を設置しました。公共施設に生ごみ処理装置を設置し、学校給 食などの調理くず等を利用してできた発酵物と樹木の剪定枝葉をチップ化したものを混合して堆 肥を製造し、試験的に市内農家へ提供しました。

チップはクリーンセンターに搬入された剪定枝葉を粉砕機で木屑にしたもので、もともと道路の 弾性舗装材などに再利用しているものの一部を堆肥製造にも活用しました。

平成12年度からは、試験的に製造を始めた堆肥の品質を実証するため、農家の方々に実際に使っていただいたところ好評を得たので、**平成14年8月1日から「じゅんかん堆肥(木質系土壌改良材)」として製造・販売を開始しました**。これにより、クリーンセンターの焼却量の削減と資源循環も図られています。

【生ごみ処理装置】

処理能力: 15~100Kg/日

設置基数: 10基(平成15年度末現在)

平成11年度 南新浜小学校、市川第二中学校、市役所本庁舎 計3基

13年度 大町第3団地市営住宅 1基

14年度 北方小学校、百合台小学校、本北方保育園 計3基

15年度 中山小学校、菅野小学校、信篤小学校 3基

【じゅんかん堆肥】

企 画:市川市環境清掃部

製造・販売元: 財団法人市川市清掃公社

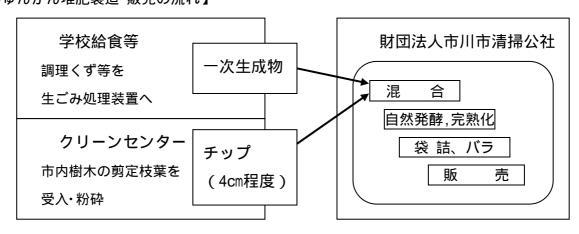
販 売 店:清掃公社、JA市川市ほか

店頭渡し価格:40リットル/20kg 1袋につき 473円(税込)

【じゅんかん堆肥販売実績】

平成15年度 521 t (26,094袋 1袋あたり40ぱ/20kg)

【じゅんかん堆肥製造・販売の流れ】



8. 買物袋持参運動

買い物の際、当たり前のようにもらっているレジ袋は、お店から自宅までの、時間にしてわずかな利用の使い捨て文化の象徴となっています。何度でも繰り返し使える買物袋を持参すれば、レジ袋をもらわずに済み、ごみを減らし資源の無駄も省くことができます。

このため、ごみの発生抑制の意識啓発事業として、平成13年度からモデル地区で「買物袋持参運動」 を開始し、平成15年度にはモデル地区を中心として市内全域で運動を展開しています。

実施方法はマイバッグ協力店で買い物をして、レジ袋を受け取らない場合、「エコカード」(スタンプカード)に買い物1回につきスタンプが1個押されます。スタンプが20個になると、市の指定ごみ袋と交換しています。

モニターには市が作成したナイロン製のオリジナル買い物袋とエコカードを提供し、またマイバッグ 協力店にはのぼり旗とスタンプを配付しました。

年度	地 区 名	参加店舗数	モニター数
4.2	市川大野駅周辺地区	30店	503名
1 3	妙典駅周辺地区	15店	425名
	本八幡駅周辺及び大和田・大洲地区	136店	1,491名
1 4	行徳駅前地区	23店	469名
	市川駅周辺及び真間・国府台地区	147店	1,096名
1 5	南行徳駅周辺及び新井地区	22店	291名
	その他市内全域	296店	2,148名

第4節 啓発事業

1. 小学4年生社会科副読本「ごみって何?」の作成

昭和56年から「きれいですみよい市川に」を作成し、市内小学4年生の社会科学習参考資料として提供してきました。近年、地球環境の保護や地球資源の節約が社会問題として大きく取り上げられ、「ごみ問題」も生活に密着した「環境問題」の1つであり、子どもの頃からの啓発が求められています。平成2年、市川市では「ごみ問題」を単に知識として捉えるのではなく「自分も資源となるものやごみを出している社会の一員」という自覚と「ものを大切にする心」が養われるようにと、「ごみって何?」を作成しています。

・配布対象 市内公立、私立**全小学校4年生** ・配布時期 毎年4月

2.中学3年生理科副読本「私たちの環境とごみ問題」の作成

ごみの減量・資源化啓発の一環として、社会に対する参加意識が目覚める中学生を対象に、地球環境の保護や地球資源の大切さを学んでもらい、使い捨ての生活習慣を見直し、地球環境という大きな観点からごみを捉え、地球を見つめる目を育てて欲しいという願いから市内全中学校3年生に配布しています。

・配布対象 市内公立、私立**全中学校3年生** ・配布時期 毎年4月

3.外国語版「資源物とごみの分け方・出し方」のリーフレット作成

外国語版リーフレットは、資源物とごみの分け方・出し方について、翻訳ボランティアの方々の協力により作成し、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語の6ヶ国語があります。

4. 市川市リサイクルプラザ

家庭で不用となった家具やベビー用品などの引き取りと販売、家電製品などの情報提供やリサイクル講座などを通して、リサイクルの推進とごみ問題全般に関する情報を市民に提供するため、**ニッケコルトンプラザ北側のJR高架橋下**に平成7年6月1日開館しました。

所 在 地:市川市鬼越2丁目18番17号(JR総武線高架下)

施設規模:敷地面積 1,774.0 m² (高架柱部分を除く)

建築面積 798.5 m² (鉄骨平屋建てヘーベル張り)

事業内容:家庭から出る不用品の引き取り・軽修理・展示・販売

リサイクル情報の提供

研修室、リサイクル広場の貸し出し

リサイクル及び廃棄物に関する図書・資料の貸し出し

リサイクル及び廃棄物関連講習会等の開催

毎年、4万人以上の市民に利用されており、家具・ベビー用品などを展示販売しています。そのほか、フリーマーケットの開催やリサイクル講座を実施し「物を大切にする心」を育て、資源循環型社会形成を担う役割を果たしています。(平成15年4月からホームページで販売品の確認ができるようになりました。)

http://www.city.ichikawa.chiba.jp/rcplaza/index.html

なお、JR総武線市川駅南口アーケード街にあったリサイクルショップ「R(あある)」は、市川駅南口の再開発に伴い平成16年3月末をもって閉店しました。

リサイクルプラザ・R(あある)利用状況

		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
ŋ IJ	来館者数	45,992人	49,629人	41,806人	42,087人	42,285人	42,829人
イクルプ	販売点数 (譲渡点数)	1,144点	1,753点	2,559点	3,345点	4,477点	4,802点
ルプラザ	情報提供件数	428件	454件	273件	239件	169件	54件
R (あ	来館者数	-	16,749人	22,811人	13,855人	11,436人	9,556人
(あある)	販売点数	-	741点	955点	676点	341点	179点

11年度から無料月一回の抽選から販売に変更

5.施設見学

本市の清掃事業を広く市民に理解してもらうため、小学生(主に3・4年生)、自治会、婦人会、 市の広報課が行う施設めぐり等の施設見学を実施しています。

(1)	ク	IJ	ーン	ヤ	ン	夕	_
•		•	_	_		_	_	_	

年度	10	11	12	13	14	15
団体数	116	115	82	70	74	64
人 数	数 4,458 3,999 4,079		4,242	4,017	3,875	

(2)衛生処理場

年度	10	11	14	15		
団体数	0	0 32 14		14	13	9
人 数	数 0 0 870		356	318	207	

平成9年度からスクラップアンドビルト方式によって建替えを行い、平成12年度から現在の施設を供用開始しました。



クリーンセンター

6.清掃行政協力者表彰

昭和54年度から、毎年資源回収活動及び地域清掃等により、ごみの減量化や地域の環境美化に貢献された自治(町)会、子ども会、小学校PTA等の団体及び個人に対し清掃行政への協力者として表彰しています。

・ 平成15年度まで 347件 (個人、団体含め)

平成15年度 清掃行政協力者表彰

区分	受 賞 団 体 名	活 動 内 容
	南新浜小学校	平成14年から生徒が空き缶タブやアルミ缶を集め、車椅子 を贈る活動を始め、平成16年1月末に地元の病院に寄贈 し、地元に貢献している。
226	南行徳小学校	平成11年度から春と秋に公園を中心に清掃活動を実施、冬には登校時に通学路のごみを拾い集めて登校する日を設けるなど地域の環境美化に貢献している。
学 校 	南行徳中学校	10年以上にわたり、5月に全校生徒と教員、保護者が一体となってクリーン作戦として、地域清掃に取り組み、地域の環境美化に貢献している。
	大洲中ブロック少年健全育成連絡協議会	7年以上前から、大洲中学校ブロックの8自治会と、大洲中、宮田小、大洲小の生徒とPTAが一緒になり、毎年12月に大規模な地域の一斉清掃を実施し地域の環境美化に貢献している。
ボラン	リバーサイドクリーン グループ	いつも散歩する真間側沿いの道(約600m)を気持ちよく歩けるようにと10人ほどで、2年前から毎月定期的に清掃活動をはじめ、地域の環境美化に貢献している。
ループ ア	健楽道	地域美化活動として、約10年以上前から毎月2回のウォーキングと月1回の山歩きなどの際に落ちているごみを拾い持ち帰るようにして地域の環境美化に貢献している。
自治会	曽谷第六自治会	環境への意識が高く、自治会費を使い、自治会全世帯 (約1,340世帯)に自分たちでデザインした買い物袋を配布し、ごみの発生抑制に取り組み、市の買物袋持参推進運動とも積極的に連携している。
個人	竹内 かほる	自宅周辺(新田)の道路を毎朝見回り、分別など様々なごみの世話を自発的に実践し、集団資源回収にも30年程前から 積極的に取り組んでおり、地域の環境美化に貢献している。

第5節 余熱利用施設の整備

市川市クリーンセンターのごみ焼却施設から発生する熱で起こす電気と温水を利用する余熱利用施設を計画しています。この施設は、プール、温浴施設、スポーツジムなどの三つの機能を併せ持ちます。

建設にあたっては、PFI(Private Finance Initiative)方式により事業を進めています。PFIとは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく制度であり、公共施設の設計、建設、運営、維持管理に、民間の資金と経営能力・技術能力を活用し、効率的で質の高い公共サービスの提供を図っていきます。

【施設の概要】

所在地 市川市上妙典1554番地

敷地面積 6,461㎡

施設規模 4,611.96㎡(鉄骨造2階建て)

施設内用 プールゾーン 25mプール8コース、多機能プール、子供プール

風呂ゾーン 各種浴槽、露天風呂、サウナ、温泉設備

休憩ゾーン 大広間、広間3、飲食施設

その他 スタジオ、トレーニングルーム、コミュニティスペース ほか

供用開始 平成17年度11月予定

第 部 平成15年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第4章 生活排水処理事業

第1節	概要 ・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	75
第2節	生活排水処理量の推移	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	76
第3節	生活排水の収集・運搬	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	77
第4節	生活排水の処理 ・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	77
第5節	衛生処理場の概要 ・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	78
第6節	浄化槽の清掃 ・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	80

第1節 概要

本市におけるし尿収集は、昭和29年から16社の許可業者により行われてきました。

昭和40年の法律の一部改正により市の責務が強化されたのを契機に、それまでの許可業者が企業 合同し、42年11月から2業者に収集委託しました。

その後、市民サ・ビスの向上、収集の効率化、近代化を図るため、公益法人組織の**市川市清掃公社を設立**し、50年6月からし尿の収集・運搬業務を委託しています。

し尿汲み取り手数料は、下水道処理区域内での水洗化世帯との環境衛生面上の差を縮める観点から**52年**4月より無料化を実施し、原則として各世帯月2回の定期収集を行ってきました。その後、水洗化の普及進展という状況の変化並びに汲み取り世帯と水洗化世帯との負担公平の観点から、平成8年10月1日より有料化に移行しました。

旧衛生処理場は昭和41年に竣工しましたが、築30年余りが経過し老朽化が著しくなったこと、およびより一層の環境の配慮などから、平成9年度から11年度までの3ヵ年継続事業で建て替えを行いました。現在の施設は、平成12年4月に処理能力242k /日で供用を開始しています。

浄化槽については、昭和45年に清掃法が改正され浄化槽清掃業が許可制になりました。これにより47年度に5社、49年度に1社、50年度に2社の計8社に浄化槽清掃業を許可し、昭和57年5月から浄化槽汚泥処理手数料を徴収し、現在に至っています。

また、市内河川の汚れの主原因が生活雑排水となっており、台所等から発生する生活雑排水とし 尿を合わせて処理する**合併処理浄化槽の普及促進**を図るため、平成5年度から補助金を交付して合 併処理浄化槽の設置を強く指導しています。なお、浄化槽に関する事務は平成13年度から河川・下 水道管理課へ移管となっています。

し尿汲み取り世帯と水洗化世帯の比較 (年度末)

区分年度	し尿汲み取り世帯	比率	水洗化世帯	比率
昭和52年度	50,950世帯	46.1%	59,501世帯	53.9%
平成15年度	4,175世帯	2.0%	201,762世帯	98.0%

第2節 生活排水処理量の推移

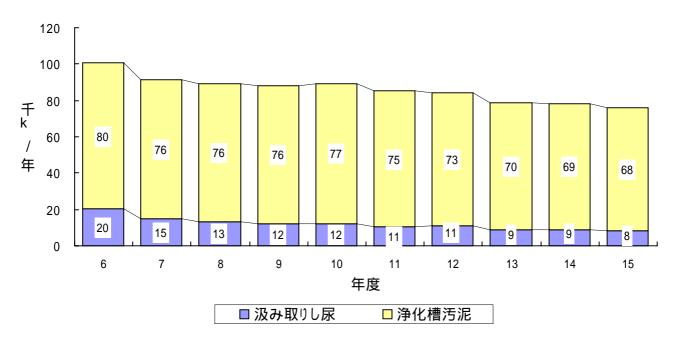
生活排水処理量の推移 (各年度末の3月31日現在)

項目	汲み	取り	浄化	槽	下水	道		処理量	
年度	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	汲み取り	浄化槽	計
11	14,071	5,786	202,542	85,951	232,500	101,760	11,000	75,271	86,271
12	12,955	5,389	199,540	85,940	238,200	104,085	10,534	73,254	83,788
13	11,849	4,966	202,729	89,419	243,120	106,160	9,468	69,857	79,325
14	10,535	4,460	198,973	89,273	251,230	109,550	8,672	68,692	77,364
15	9,672	4,175	198,308	83,062	255,290	118,700	8,183	68,221	76,404

生活排水処理人口の推移 (単位:千人)



し尿等処理量の推移 (単位: 千k /年)



第3節 生活排水の収集・運搬

市民サ・ビスと作業能率の一元化を図るため、昭和50年6月1日に財団法人市川市清掃公社を設立し、収集・運搬業務を委託しています。

(財)市川市清掃公社の概要

名称	財 団 法 人 市 川 市 清 掃 公 社				
所在地	市 川 市 二 俣 新 町 13番 1				
設立年月日	昭 和 50年 6月 1日				
資本金	3,000万円				
	廃棄物の清掃事業の実施及びリサイクルの促進に関する事業を				
事業目的	行うことにより、市川市における生活環境の保全及び資源の有効				
	活用に寄与する。				
	1.一般廃棄物(し尿)の収集及び運搬				
事業種類	2.浄化槽の保守点検及び清掃				
	3.その他前各号の事業を達成するために必要な事業				
職員数	75名				

(平成16年4月1日現在)

第4節 生活排水の処理

し尿及び浄化槽汚泥は、市川市衛生処理場で全量処理しています。

生活排水処理施設

名称	市川市衛生処理場
所在地	市 川 市 二 俣 新 町 15番 地
敷地面積	23,999 m²
建物面積	4 , 1 6 4 m²
処理能力	2 4 2 k / 日
竣工年月	平 成 12年 3月
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式

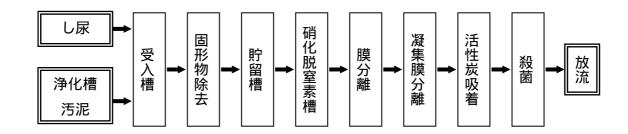
第5節 衛生処理場の概要

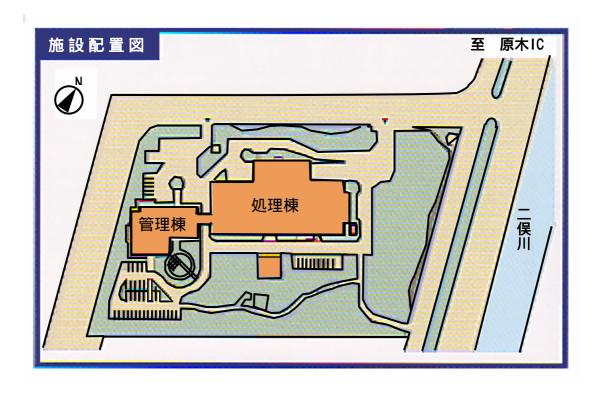
衛生処理場では、最先端の処理方式である**膜分離高負荷脱窒素処理**方式を採用しています。旧施設の処理方式は、30日程度嫌気処理した後20倍程度に希釈して生物処理していたため、非常に大きな施設が必要でした。現在の方式は、固形物を除いた原水を直接無希釈で生物処理し、有機物と富栄養化*の原因物質の1つである窒素を除去します。その後、ほとんどの細菌類も通過できないほどの微細な膜でろ過し、さらに凝集剤を加えることにより、もう一つの富栄養化の原因物質であるリンを凝集膜分離処理で除去します。最後に、溶解性の微量な汚濁物は、活性炭により吸着処理し、殺菌して放流するという、最大限環境への負荷低減を考慮した施設です。

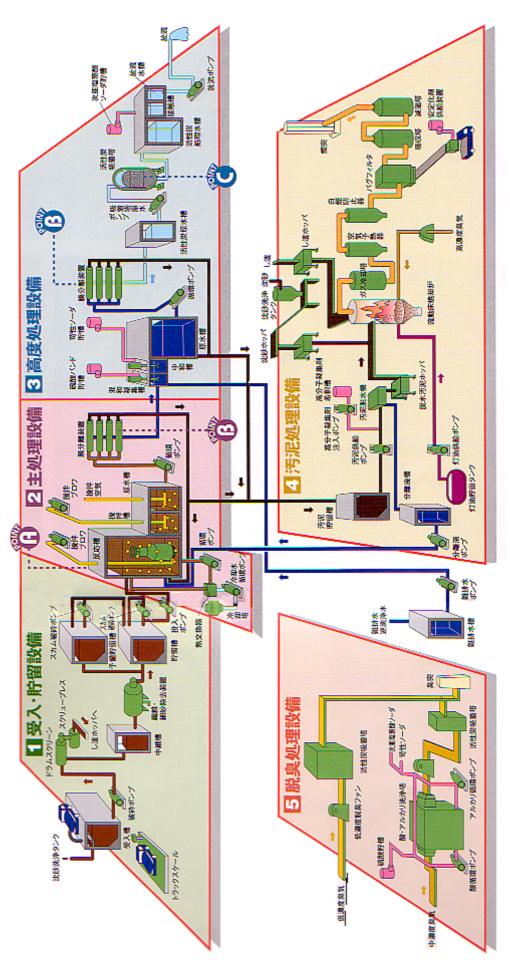
前処理で除去した固形物及び余剰汚泥等の処理残渣は、施設内で同時に焼却処理しています。

*富栄養化:生物が生きていく上で必要な栄養塩類が限度を超えて濃くなること。

膜分離高負荷脱窒素処理フローシート







第6節 浄化槽の清掃

近年の生活水準の向上並びに生活様式の変化に伴い、市民の水洗化指向が強まり、下水道の普及していない地域での合併処理浄化槽*1の設置が増加しています。浄化槽は、その利便さ・快適さの反面、維持管理*2を怠ると水質汚濁や悪臭の要因となります。

市内河川の汚れの主な原因は、生活雑排水、特に台所や浴室等から排出される生活雑排水です。 市では浄化槽管理者に対し浄化槽の維持管理の重要性を周知させるため、広報やパンフレット等に より啓発を行っています。

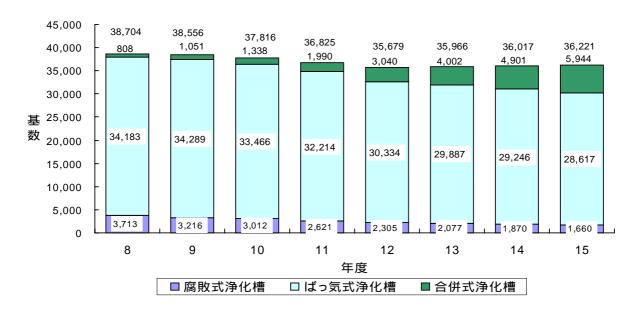
また、平成5年度からは合併処理浄化槽の補助事業を実施しており、生活環境の保全に努めています。

*1合併処理浄化槽: し尿と生活雑排水(台所・洗面・浴室・洗濯等)を併せて処理する浄化槽*2維持管理:保守点検・清掃・水質検査のことであり浄化槽法に定められた浄化槽管理者の義務

浄化槽処理方式別設置基数 (年度別)

方式	腐敗式浄化槽	ばっ気式浄化槽	合併式浄化槽	計
年度	(基)	(基)	(基)	(基)
11	2,621	32,214	1,990	36,825
12	2,305	30,334	3,040	35,679
13	2,077	29,887	4,002	35,966
14	1,870	29,246	4,901	36,017
15	1,660	28,617	5,944	36,221

浄化槽処理方式別設置基数 (年度別)



浄化槽原因別苦情処理件数 (年度別)

原因年度	過ばっ気	モ - タ - ポ ンプの故障		つまり及び 清掃遅れ	施工ミス	活性汚泥 育成不良	その他	合計
11	0	4	0	5	0	1	2	12
12	0	4	0	4	0	3	3	14
13	0	3	0	7	0	1	2	13
14	0	1	0	7	0	1	4	13
15	0	1	0	15	0	1	8	25

合併処理浄化槽補助金交付状況(15年度)

区分		設置費
人槽	基数	補助金額(千円)
5人槽	237	83,898
6人~7人槽	41	16,851
8人~10人槽	25	12,975
11人~20人槽	18	17,658
21人~30人槽	10	16,680
31人~50人槽	4	8,952
合 計	335	157,014

第 部 平成15年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第5章 環境美化事業

第1節	概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・83
第2節	駅前清掃・・・・・・・・・・・・・83
第3節	駅前環境美化パトロール事業・・・・・・・・84
第4節	道路環境美化パトロール事業・・・・・・・・84
第5節	雑草除去 ・・・・・・・・・・・・・・85
第6節	害虫駆除等・・・・・・・・・・・・・85
笙 7 節	汀戸川クリーン作戦 ・・・・・・・・・・・86

第1節 概要

首都東京に隣接する住宅都市として快適な生活環境を確保するため、**道路や駅前広場など公共施設の清掃美化**及び空地の雑草除去指導・害虫の駆除等に努めています。

地域住民による清掃活動として昭和56年から行っている関東地方1都10県による「ゴミゼロ運動」 及び国土交通省と江戸川沿川2区12市町による「江戸川クリーン大作戦」の両運動(例年、5月30日 'ゴミゼロ'前後に実施)に参加協力しています。

この運動は、地域住民にしっかり定着・浸透してきており、自治会など団体独自の自主的な地域 清掃へと移行してきていることから、平成13年度からは、「ゴミゼロ運動」に代わり、年間を通し たサポート体制(清掃資材の配布・ごみの収集など)で地域清掃の促進を図っています。

第2節 駅前清掃

公共利用度の高い**駅前広場周辺を常時清潔な状態に維持**していくため、昭和61年度から市内主要 4駅の清掃を、社団法人市川市シルバー人材センターに委託しています。

(15年度)

駅前清掃	
潮(日1/日7市	

清掃場所		作業内容
市川駅		
本八幡駅	作業日時	日曜、祭日等を除く毎日 午前9時~午後3時
行徳駅	人員	1駅 2人配置
南行徳駅		

屑かご清掃

(15年9月末現在)

区分	屑物入れ	タバコ吸殻入れ	ビン・カン入れ
駅周辺	63 個	86 個	58 個
街 路	78 個	39 個	65 個
計	141 個	125 個	123 個

屑かご等は、平成16年4月施行の「市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例」 (通称:市民マナー条例)に伴い市川駅、本八幡駅をモデル地区として平成15年9月末までに撤去 を行い、平成15年度末には市内全域で撤去しました。

第3節 駅前環境美化パトロール事業

市内鉄道 1 6駅周辺の環境美化の推進を目的に平成12年 1 月から駅周辺のパトロール・投棄物の回収等を財団法人市川市清掃公社に委託しています。

活動場所		作業内容
市内鉄道6路線16駅周辺		作業日時
JR線	市川・本八幡・市川大野・	土日・祝日及び年末年始を除く毎日
	市川塩浜・二俣新町	午前8時~午後4時
東西線	妙典・行徳・南行徳	実施人員
京成線	国府台・市川真間・菅野・	4名(運転手1名・作業員3名)
	京成八幡・鬼越	
北総線	北国分・松飛台・大町	

第4節 道路環境美化パトロール事業

街の環境美化及びポイ捨て防止意識の高揚を図るため、平成14年10月から公共利用度の高い市道(歩道共)、市内学校・公園をパトロールし、散乱している空き缶、空きビン、雑誌等の回収を財団法人市川市清掃公社に委託しています。

活動場所	作業内容		
公共利用度の高い市道(市内全域)	作業日時		
市内学校・公園等	土日・祝日及び年末年始を除く毎日		
	午前8時~午後4時		
	実施人員		
	4名(運転手1名・作業員3名)		

第5節 雑草除去

市街化区域内の住宅に隣接する空地の雑草については、「空地に係る環境衛生の保全に関する条例(昭和45年4月1日)」に基づき繁茂状況を事前に調査し、土地所有者(管理者)に対し刈り取りの指導を行っています。一方、市街化調整区域内の休耕田の雑草除去については、農業振興の面から農業委員会で指導しています。

なお、土地所有者(管理者)が個人で刈り取る場合は、小型草刈機を無料で貸出しています。

九仕	Ħ	7人	+
ボ田	早	阥	厷

(15年度)

区分	除去面積	備考
公 有 地	183,644 m²	
私有地(委託分)	53,977 m²	個人で除草が困難な場合は、1㎡当り50円 で除去実施(消費税相当額加算)
計	237,621 m²	

第6節 害虫駆除等

下水溝等に発生する衛生害虫(蚊・ハエ等)は、発生時期や発生状況を考慮しながら消毒しています。その他、ねずみについては被害防止を図るため、殺そ剤の無料配布を行っています。 (なお、14年度までは各家庭の樹木に発生する害虫(アメリカシロヒトリ等)の駆除を行っていた。)

殺そ剤配布

(15年度)

配布場所	袋 数	
自治(町)会	136 箇 所	4,942 袋
市民課窓口連絡所	4 箇 所	1,000 袋
行徳支所・大柏出張所・南行徳市民センター	3 箇 所	1,700 袋
本庁 (総合市民相談課)	1 箇 所	1,200 袋
環境衛生課	1 箇 所	1,242 袋
計	145 箇 所	10,084 袋

第7節 江戸川クリーン作戦

環境美化事業の一環として、昭和56年度から国土交通省及び江戸川沿の2区12市町による「江戸川クリーン大作戦」に参加協力し、河川敷に散乱するごみの拾集を実施しています。

拾集したごみ量は年々減っており、この運動を通して街をきれいにしようという市民意識が定着・浸透し、各自治会や市民団体等による自主的な地域清掃へとつながっています。

〔平成15年度実施内容〕

実施日:平成15年6月1日(日曜日)

区分	拾集量	参加	団 体	
燃やすごみ	960 kg	団 体 数	43団体	
然やりこみ	860 kg	参加人数	2,220人	
燃サナンノデュ	1,120 kg	参加団体及び人員内訳		
燃やさないごみ		自治(町)会	9団体	579人
	4 000 1	子ども会	5団体	450人
^ ±1		ボーイ・ガールスカウ	ト 9団体	444人
合計	1,980 kg	ロータリークラブ	2団体	36人
		その他	18団体	711人

<参考資料>

平成16年度 一般廃棄物処理実施計画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 87
市勢と廃棄物事業のあゆみ ・・・・・・		•	•	•	•	•	•	•	•	• 99
環境清掃部組織	•									107

平成16年度一般廃棄物処理実施計画

市川市告示第 51 号

平成 16 年度 一般廃棄物処理実施計画について

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年条例第13号)第20条の規定に基づき、平成16年度一般廃棄物の処理に関する計画(一般廃棄物処理実施計画)を次のとおり定め告示する。

平成 16 年 4 月 1 日

市川市長 千葉 光行

. ご み 処 理 実 施 計 画

1.計画区域

市川市全域

2.一般廃棄物の種類及び排出量の見込み

単位:トン/年

		区分	主な種類	年間排出量	家庭廃棄物	事業系 一般廃棄物
1	燃や	すごみ	調理くず、紙くず、容器包装以外の プラスチック類 など	134,260	91,330	42,930
2	燃や	さないごみ	 金属類、ガラス類、陶磁器類 など 	7,260	6,040	1,220
3	大型	ごみ	寝具、家具、自転車、じゅうたん など	3,950	3,120	830
4	有害	ごみ	乾電池、蛍光管、水銀体温計	15	15	0
5		ビン	飲料、調味料等の空きビン	3,280	3,240	40
6		カン	飲料、缶詰等の空きカン	1,570	1,540	30
7	(紙パック	牛乳・ジュースの紙パック (中が銀色のものは除く)	150	150	0
8	資源	新聞	新聞紙、折り込みチラシ	3,010	3,010	0
9	物	雑誌	週刊誌、単行本、書籍など	4,420	4,420	0
10)	ダンボール	ダンボール	2,890	2,890	0
11		布類	古着、タオル など	800	800	0
12		プラスチック製容器包装	ペットボトル、プラスチックボトル 類、ポリ袋 など	6,970	6,970	0
		合	計	168,575	123,525	45,050
		動 物	死 体			4,200 体

3. 本実施計画の位置付け

本実施計画は平成 14 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画(いちかわじゅんかんプラン21)の推進及び実施のために必要な平成 16 年度の市民参加・情報公開、発生抑制・排出抑制、循環的利用・再資源化、収集運搬、適正処分等の各事業について定めるものです。

4. 市民参加・情報公開プラン

主な事業名	事業のあらまし
循環型社会推進懇談会 の開催	循環型社会を作り上げていくためには、市民・事業者と行政が連携を図る必要があります。 市の施策の検討、具体化等について市民参加を呼びかけ、廃棄物問題等を協働で検討していく循環型社会推進懇談会(じゅんかんプロジェクト)を開催します。
廃棄物減量等推進員 制度	資源循環型都市いちかわの普及やごみ集積所等の清潔保持のために地域リーダーとして活躍してもらっている廃棄物減量等推進員(じゅんかんパートナー)とともに、地域コミュニティでの循環型社会の形成を促進します。
廃棄物減量等推進審議会 の開催	一般廃棄物の減量・資源化や適正処理等に関する施策などを審議する廃棄物減量等推進審議会を開催し、「資源循環型都市」の実現に向けて、各方面からの幅広い視点による意見を求めていきます。
じゅんかん白書の作成	循環型社会の実現に向けた取り組みや廃棄物処理、リサイクルの実 績等を著した「じゅんかん白書」を作成し、いちかわじゅんかんプラ ン21の推進状況を広く公表していきます。
ホームページの充実	施策、情報等を幅広く提供していくためにホームページの充実を図っていきます。アドレス http://www.city.ichikawa.chiba.jp/

5 . 発生抑制・排出抑制プラン

(1)家庭廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業のあらまし
買い物袋持参運動	3 ヵ年継続で実施してきた同事業が終了し、事業の骨格作りは完了 したため、本年度以降は、事業者・市民を中心とした運動に広げ、推 進していきます。
ごみ減量化・ 資源化協力店制度	商品の簡易包装、使い捨て製品の取扱自粛、ビン・カン・紙パック等の資源物の回収などの取り組みを実施する販売店を拡大していきます。 買い物袋持参運動の啓発など様々な機会でのPRに努め、事業者への簡易包装等を促進させていきます。
電気式生ごみ処理機・ 生ごみ堆肥化容器の 普及	家庭から出る生ごみの減量、有効活用を促進するため、電気式生 ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器の購入世帯に対し、購入費用の一部 を補助します。
小中学生への副読本の配付	小学4年生の社会科、中学3年生の理科の学習の参考書として、「ごみって何?」「私たちの環境とごみ問題」という副読本を配付します。 将来を担う子どもたちに、学校での授業を通してごみの減量とリサイクルの推進や地球環境保護を伝えていきます。
リサイクルプラザの 運営	リサイクルやごみ問題全般に関する情報発信基地として、家庭からの不用品の引き取り・展示販売、リサイクル講座、不用品の情報提供などの事業を行ないます。フリーマーケットの開催や会場提供によって不用品再使用の促進を図ります。
大型ごみ有料収集	住民サービスの負担公平性の確保とともに、不用品の再利用、譲渡による発生抑制を図るため、大型ごみの有料収集を継続します。
清掃施設見学会の実施	ごみ処理の実態を身近に体験してもらうため、年間を通してクリーンセンター等の見学会を実施し、中間処理や最終処分の状況を理解してもらい、分別の徹底と発生・排出抑制の普及啓発をしていきます。

(2)事業系一般廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業のあらまし
事業系ごみ適正処理の啓発	許可業者との未契約事業所に対して啓発パンフレットを送付し、 事業系ごみの適正処理、発生抑制を促進します。また、事業所個別訪問によって指導を強化していきます。
事業用大規模建築物 所有者の啓発・指導	延べ床面積3,000㎡以上の特定建築物及び大規模小売店舗(1000㎡ 超)の所有者等に対して、廃棄物管理責任者の選任及び減量・資源化 計画書の作成を義務づけ、事業用大規模建築物から排出されるごみの 発生抑制について啓発・指導します。

6.収集運搬プラン

(1)家庭廃棄物の指定袋制

分別の精度を高め、収集の効率化、環境美化を促進するために、燃やすごみ・燃やさないごみ・ プラスチック製容器包装の排出には指定袋制を継続します。

(2) 収集運搬する一般廃棄物の区分および排出方法等

		区分	排出方法	収集回数	収集形態	収集量/年 (トン)
		燃やすごみ	市川市の指定袋に入れ、指定曜日の 朝8時までに集積場所へ搬出	週 3 回	直営(市) 委託(市) 直接搬入	510 89,780 1,040
家		燃やさないごみ	市川市の指定袋に入れ、指定曜日の 朝8時までに集積場所へ搬出	週 1 回	直営(市) 委託(市) 直接搬入	850 4,760 430
庭	集積所	大型ごみ (有料)	電話申込により市の指示に従い、市 川市が発行した処理券を貼付して、 指定日の朝8時までに家の前に搬 出	戸別収集 (5点まで)	直営(市) 委託(市) 直接搬入	850 1,360 910
廃	収	有害ごみ	透明な袋に入れ、指定曜日の朝8時 までに収集場所へ搬出	週 1 回	直営(市) 委託(市)	2 13
棄物物	集他	ビン	市川市の指定袋又は透明若しくは 半透明、乳白色のポリ袋に入れ、指 定曜日の朝8時までに集積場所へ 搬出		直営(市) 委託(市)	10 3,230
120		カン	市川市の指定袋又は透明若しくは 半透明、乳白色のポリ袋に入れ、指 定曜日の朝8時までに集積場所へ 搬出	週 1 回	直営(市) 委託(市)	10
		紙パック	中を洗って切り開き、よく乾かしてからひもで束ねて、指定曜日の朝8時までに集積場所へ搬出		委託(市)	140

(収集運搬する一般廃棄物の区分および排出方法等 つづき)

		区分	排出方法	収集回数	収集形態	収集量/年 (トン)
		新聞	ひもで束ね、指定曜日の朝8時までに集積場所へ搬出 (折込みチラシの混入可)		委託(市)	3,010
		雑誌	ひもで束ね、指定曜日の朝8時まで に集積場所へ搬出	. 週 1 回	委託(市)	4,420
家	集積	ダンボール	ひもで束ね、指定曜日の朝8時まで に集積場所へ搬出		委託(市)	2,890
庭廃	所収集	布類	洗濯をして、透明又は半透明の袋に 入れて、指定曜日の朝8時までに集 積場所へ搬出		委託(市)	800
棄物	朱	プラスチック製 容器包装	市川市の指定袋に入れ、指定曜日の朝8時までに集積場所へ搬出 ぺットボトルはその他のプラスチック製容器 包装と一緒の袋に入れて排出	所へ搬出 プラスチック製容器 週 1 回		6,910
	小計		計	123,4	55 トン	
	拠点 紙パック 公民館等公共施設に直接持参 原 則 3 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1		直営(市)	70		
			家 庭 廃	棄物 計	123,5	25 トン
	車	燃やすごみ				42,930
一般廃棄物	· 業 玄	燃やさないごみ	事業者自らの責任において適正に	必要の都度	直接搬入	1,220
展 第	N	大型ごみ	処理する	必安の即及	許可業者	830
物		資源物				70
			事業系一般	廃棄物 計	45,0	50 トン
				合 計	168,5	75 トン
	動	物 死 体	クリーンセンターに自己搬入するか. みによって戸別収集します。	、電話申し込	直営(市)	4,200体

特定家庭用機器再商品化法施行令第1条各号に掲げる機械器具(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・ 洗濯機)は、大型ごみの排出方法を適用しない。

有害ごみの収集日は燃やさないごみと同一曜日。

ビン・カン・紙パック・新聞・雑誌・ダンボール・布類の収集日は同一曜日。なお、紙パック・新聞・雑誌・ダンボール・布類は、収集日が雨天の場合はなるべく排出しない。

プラスチック製容器包装は、収集日が風の強い場合はなるべく排出しない。

(3)一般廃棄物の収集方法等および排出禁止物

一般廃棄物の収集方法・搬入方法

家庭廃棄物(一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物)は、(2)の収集運搬する一般 廃棄物の区分により、市又は市が委託した業者により定期的に収集し、中間処理施設へ搬入し ます。引越し等一時的に多量に発生するごみは市川市クリーンセンターに自ら搬入するか、 市長が許可した収集運搬業者に依頼します。

<参考資料> 平成16年度一般廃棄物処理実施計画

事業系一般廃棄物(事業活動に伴って生じた一般廃棄物)は、事業者が自ら市川市クリーンセンターに搬入するか、市長が許可した収集運搬業者に運搬させなければなりません。

ただし、一定の要件を満たす事業者は、家庭廃棄物の集積場所に排出することができます。 なお、一般廃棄物を自ら搬入する場合は、市川市クリーンセンターの受入基準に従わなけれ ばなりません。

排出禁止物

市の指定する集積場所及び指示する場所には、爆発・引火・感染等の危険性のあるもの、有害性のあるもの(市が収集する有害ごみを除く)、著しく悪臭を発するもの、その処理が著しく困難なもの及び処理施設の機能に支障が生ずるものを排出してはなりません。

排出禁止物等の処理

- ア.市の指定する集積場所及び指示する場所に排出してはならないもの及び処理施設で処理できない一般廃棄物については、購入店で引き取ってもらうか、専門の処理業者に依頼し、適正に処理するものとします。
- イ.特定家庭用機器再商品化法施行令第1条各号に掲げる機械器具(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機)は、処理施設での処理が著しく困難なため、小売業者に引き取りを依頼するか、専門業者に収集運搬を依頼し、製造業者等が適正に再商品化できるようにするものとします。

7.循環的利用プラン

(1)循環的利用促進のための資源物の回収方法等

区分	回収方法	資源物の種類	回収量 (トン)
集積所回収	8 種類の資源物を排出者の身近に ある集積所で回収します。	ビン、カン、紙パック、 新聞、雑誌、ダンボール、 布類、プラスチック製容 器包装(ペットボトルを 含む)	23,020
拠点回収	公民館等の公共施設に回収箱を 設置し、拠点回収を継続します。	紙パック、 ペットボトル	70
処理施設からの 資源回収	クリーンセンターに搬入された 燃やさないごみ及び大型ごみ(不燃 系)は破砕処理後、金属を回収しま す。また、剪定枝は粉砕後、木屑(チ ップ)として回収し、堆肥としての 利用を図ります。	金属(鉄、アルミ等) 剪定枝チップ	4,570
集団資源回収	自治(町)会、子供会、PTAな どの集団資源回収を継続します。	ビン、カン、新聞、雑誌、 ダンボール、布類	7,520
	合 計		35,180

(2)生ごみ堆肥化事業(じゅんかん堆肥)

学校給食などの食品残渣(生ごみ)は、資源として循環的に利用していくため、市庁舎食堂や小中学校の公共施設に生ごみ処理装置を設置し、処理後の一次生成物をクリーンセンターに搬入される街路樹等を粉砕した木屑(剪定枝チップ)に混合して堆肥化を促進します。

生ごみ処理装置は既に設置している10基のほか、本年度は新たに3基を新設します。

(3)余熱利用施設の整備

クリーンセンターのごみ焼却によって発生する余熱を有効利用する温水プール、温浴施設などの健康増進施設を整備していきます。

この施設は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づく事業として、公共施設の設計・建設・運営などに、民間の資金や技術を活用し、市の財政負担の縮減と市民への質の高いサービスの提供を図っていくものです。

本年度は、建設工事が中心となり、PFI事業に関するガイドラインに沿って、設計、建設工事等のモニタリング(監視)を行ないます。

【施設概要】

1.所在地:市川市上妙典1554番地

2.敷地面積: 6,461 ㎡

3. 施 設 規 模 : 鉄骨造 2 階建 約 4,600 ㎡

4. 施 設 内 容 :

1) プールゾーン 25mプール、多機能プール、子供プール等

2) 風呂ゾーン 浴室、露天風呂、サウナ室、温泉機能

3)休憩 ゾーン 大広間、集会室、飲食施設

4) 管理・供用ゾーン フロント、ロビーラウンジ、事務室、会議室等

5) その他トレーニングルーム、スタジオ

5 . 供 用 開 始 : 平成 17 年 11 月予定

8. 適正処分プラン

(1)中間処理

搬入される廃棄物の処理量及び処理方法

(施設		搬入廃棄物	処理量/年 (トン)	処理形態	処理方法等
市川	焼却処理	燃やすごみ 大型ごみ(可燃系) 破砕後可燃物 合計	133,260 1,580 3,360 138,200	±	燃やすごみ及び大型ごみ(可燃系)を焼却処理します。破砕後の可燃物は焼却処理し、減容化します。
市クリー	破砕処理	燃やさないごみ 大型ごみ(不燃系) 合計	7,260 2,140 9,400	直営(市)	燃やさないごみ及び大型ごみ (不燃系)を破砕処理します。
ンセ	資源化処理	鉄、アルミ等 (施設内選別回収)	3,460	委託	燃やさないごみ及び大型ごみ (不燃系)を破砕処理し、鉄・ア ルミ等の金属を回収します。
ンタ		剪定枝葉	1,000	委託	委託によりチップ化処理
ĺ	破砕不適物 処理	大型ごみ(破砕不適物)	110	委託	専門業者へ委託
	水銀回収処理	有害ごみ	15	委託	専門業者へ委託
		ビン カン 紙パック	3,280 1,570 150	委託	ビンは手選別により無色、茶色、 その他の色に選別し、カレット 処理します。 カンは磁力選別により鉄とアル ミに選別します。
	選別、保管、 梱包処理	新聞 雑誌 ダンボール 布類	3,010 4,420 2,890 800	委託	収集委託業者がそれぞれ選別を 行い、古紙・布問屋へ搬入しま す。搬入物を製紙メーカー等が 引き取り再商品化していきま す。
		ペットボトル その他のプラスチック製 容器包装	960 6,010	委託	選別・圧縮梱包を中間処理業者が行い、再商品化を(財)日本容器包装リサイクル協会に委託します。

搬入される廃棄物は市川市内で発生したものに限る。

焼却処理量はごみピットから焼却炉投入までの水分蒸発量は控除していない。

ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法第8条の規定に基づき、排出ガスに含まれるダイオキシン類 について、既存の廃棄物処理施設に適用される大気排出基準に適合させます。

また、ばいじん及び焼却灰等についても同法第24条の規定に基づいた基準に適合させます。

(2)最終処分

処分方法・処分量

処分方法	処分物	処分量/年 (トン)	処分形態	委託先
	焼 却 灰	10,600		委託先;千葉産業クリーン(株) 所在地;千葉県銚子市
.=	አπ Δμ /Χ	7,000		委託先;大平興産㈱ 所在地;千葉県富津市
埋立処分 	計	17,600	委託	
	破砕残渣	2,700		委託先;大平興産㈱ 所在地;千葉県富津市
	合計	20,300		

9.処理施設の概要

(1) 焼却処理施設

施設名	市川市クリーンセンター焼却処理施設
所 在 地	市 川 市 田 尻 1003番 地
形 式	全連続燃焼式ストーカ炉
稼働年月	平 成 6 年 4 月
処理能力	600 t /24 h (200 t /炉×3炉)

(2)破砕処理施設

施設名	市川市クリーンセンター 不燃・大型ごみ破砕処理施設
所在地	市 川 市 田 尻 1003番 地
形 式	衝 撃 せ ん 断 併 用 回 転 式 (横 型)
稼働年月	平 成 6 年 4 月
処理能力	7 5 t / 5 h

. 生活排水処理実施計画

1.計画区域

市川市全域

2. 処理計画人口等

計画区域人口 466,600 人(年度末人口)

(1) 合併処理浄化槽人口:76,000人(処理区域 別紙)

(2)下水道人口:257,130人(処理区域 別紙)

(3) その他

单独処理浄化槽人口:125,020人

非水洗化人口(汲み取り人口):8,450人

3. 合併処理浄化槽の普及促進事業

(1) 合併処理浄化槽の設置費補助(5~10人槽)

し尿と生活雑排水を合わせて処理でき、水質浄化のために効果のある合併処理浄化槽の設置費(単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換上乗せ補助を含む)の一部を補助します。

(2)普及啓発

浄化槽の定期点検、清掃または合併処理浄化槽の設置費補助事業について、広報やパンフレットなどによる啓発を行ないます。

4.し尿・汚泥処理計画

(1) 収集運搬

区分	収集形態	収集量/年	収集頻度	搬入先
し、尿	委託(市)	6,500 k	定期又は申し込みの都度	
	許可業者	1,100 k	定期又は申し込みの都度	市川市衛
净化槽汚泥	許可業者	71,000 k	浄化槽清掃実施の都度	市川市衛生処理場
収集:	量合計	78,600 k	(日平均処理量 215.3 k /日)	- 30

(収集方法等)

公共下水道処理対象区域内では、し尿及び生活雑排水を公共下水道に排水する。

浄化槽管理者は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。保守点検は千葉県の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託し、清掃については市長が許可した浄化槽清掃業者により年1回以上清掃をしなければならない。

浄化槽汚泥は、市長が許可した収集運搬業者に依頼し、市川市衛生処理場に搬入する。

し尿は、市長が委託した業者のバキューム車により定期的に収集する。なお、定期収集を超えて汲み取りを必要とする場合は、申し込み制により市長が委託した業者により収集し、市川市衛生処理場に搬入する。

仮設トイレ等のし尿は、市長が許可した収集運搬業者に収集を依頼するものとし、収集運搬業者はこれを市川市衛生処理場に搬入する。

(2)中間処理・最終処分

区分		中間処理	最終処分		
	処理主体	処理方法・処理量	処理主体	処理方法・処理量	
し 尿 浄化槽汚泥 余 剰 汚 泥	直営(市)	(膜分離高負荷脱窒素処理) 発生汚泥等 し渣 : 220 t 繊維細砂脱水:2,240 t 汚泥脱水 :2,500 t			
焼却		処 理 量 :4,960 t	委 託	焼却残渣:300 t 委託先:千葉産業クリーン(株) 所在地:千葉県銚子市	

5.処理施設の概要

施設名	市川市衛生処理場
所在地	市川市二俣新町15番地
形式	膜分離高負荷脱窒素処理方式
処理能力	2 4 2 k / 日
余剰汚泥処理	脱水処理:遠心分離方式 焼 却 処 理 : 流 動 床 方 式

(別紙)

合併処理浄化槽処理区域(一部地区含む)

玉	府	台	本:	北	方	堀	之	内	=		俣
真		間	北:	方	町	南	大	野	_1	吴新	圃
八		幡	国		分	大	野	町	本	行	徳
東	菅	野	中日	国	分	柏	井	町	加展	藤新	f田
宮	久	保	北口	国	分	大		町	千	鳥	町
鬼		越	須 :	和	田	奉	免	町	高	浜	町
高	石	神	稲;	越	町	東		浜	上	妙	典
中		山	曽		谷	高		谷	塩		浜
若		宮	下!	貝	塚	高	谷新	间	福		栄
北		方	東	国	分	原		木	新		浜

下水道処理区域(一部地区含む)

国府	台	鬼	越	下 新	宿	福	栄
市	Ш	鬼	高	河	原	行徳馬	R前
市川	南	高 石	神	妙	典	新	浜
真	間	中	山	押	切	入	船
新	田	若	宮	湊	•	日 之	出
平	田	北 国	分	湊 新	田	末	広
大	洲	堀 之	内	香	取	本	塩
大 和	田	田	尻	欠 真	間	富	浜
東大和	1田	高	谷	相之	<u>'</u> 川	塩	焼
稲 荷	木	原	木	新	井	宝	
八	幡	=	俣	島	尻	幸	
南八	幡	本 行	徳	広	尾		
菅	野	関ケ	島	南行	徳		
東菅	野	伊 勢	宿	塩	浜		

市勢と廃棄物事業のあゆみ

市川市は、千葉県の西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市、鎌ヶ谷市、南は浦安市と接して東京湾 に臨み、西は江戸川を隔てて東京都と隣接しています。

市の**面積は56.39km**²であり、地形は**東西8.20km・南北13.33km**と南北に長く、北部は標高20mを越える 丘陵となっていますが、おおむね標高2~3mの平坦地です。

都心から20km圏に位置し、鉄道7路線・高速道路2路線が整備されており、良好な**郊外住宅都市**として発展しています。また、臨海部の埋立地には、企業が進出し、京葉工業地帯の一翼を担っています。



人口	464,873人 (平成16年10月1日 現在)
世帯数	206,963 世帯(")
世帯当り人数	2 . 25 人/世帯
面積	56.39 km²
人口密度	8,213 人/km²
東西延長	8.20 km
南 北 延 長	13.33 km

年 度	区分	内容
昭和9年度	市制施行	· (11月)
21年度	ごみ	掃除巡視員制度 を設け市内を5地区に分け、塵芥処理、環境衛生業務を実施
		(6月)
23年度	その他	衛生課発足 (6月)
25年度	ごみ	衛生班7班を編成し、「ごみ投入共同箱」及び各家庭へのごみの巡回収集を実
		施 (4月)
29年度	し尿	し尿汲み取りをし尿収集許可業者により実施 (7月)
	その他	・明治33年制定「汚物掃除法」が廃止され、「 清掃法 」が制定される (4月)
		・「市川市清掃条例」制定 (10月)
30年度	ごみ	じんかい táthm72丁ロ に抗サウスタン
		柏井町2丁目に 柏井塵芥焼却場 (18 t /日)完成 (2月)
36年度	し尿	大野町2丁目地先にし尿貯留場を設置 (11月)
37年度	ごみ	柏井塵芥焼却場(37.5t/日)増設 (2月)
	し尿	清掃課発足(10月)
38年度	ごみ	・各戸のごみ箱を廃止しポリ容器・紙袋による混合収集方式に改め、市街地は
		週3回、その他の地域は週2回の 定期収集 を開始 (3月)
		・犬猫死体焼却場を南八幡に設置 (3月)
39年度	し尿	二俣新町に衛生処理場建設着工 (11月)
	その他	部制施行に伴い経済衛生部に所属 (4月)
40年度	ごみ	柏井塵芥焼却場(50t/日)増設 (3月)
	し尿	清掃第2係を設け、し尿汲み取り業者の指揮監督にあたる (9月)
41年度	し尿	衛生処理場 竣工 (200k /日) (3月)
42年度	し尿	し尿収集業者を企業合同させ、協同組合を設け、し尿収集を2業者に委託(40.
		11市川清掃事業協同組合、42.9協同組合市川興運) (11月)
	その他	「市川市清掃条例」全面改正 (9月)
43年度	その他	清掃課を清掃第1課、清掃第2課に分離 (4月)
44年度	し尿	衛生処理場 増設(100k /日) (3月)
4= 4= 17	その他	「空地に係る環境衛生の保全に関する条例」制定 (12月)
45年度	ごみ	民間2業者にごみ収集を委託し、駅周辺の早朝収集開始 (6月)
	その他	・都市計画ごみ処理場として都市計画決定 (12月)
40/75 177		・「 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 」が制定される (12月)
46年度	ごみ	大型ごみ収集を開始(年6回) (7月)
4-7	その他	環境衛生部に部名変更 (10月)
47年度 	ごみ	仮称市川市高谷清掃工場建設工事着工 (7月) (7月) (4.4.5 1.7.5 1
	し尿	衛生処理場余剰汚泥処理装置・脱臭装置完成 (10月)
	その他	「市川市 廃棄物の処理及び清掃に関する条例 」制定 (3月)

年 度	区分	内容
48年度	ごみ	柏井塵芥焼却場閉鎖・操業中止 (12月)
	し尿	「市川市汲み取り便槽等の補修、改造工事資金貸付規則」制定 (10月)
	その他	保健衛生部に部名変更 (1月)
49年度	ごみ	・ごみの分別収集一部地区で試行実施 (4月)
		・大型ごみ破砕処理施設着工 (10月)
		・ 清掃工場竣工 (450t/日) (12月)
		・燃えるごみ週3回、燃えないごみ週1回の全市域分別収集開始(12月)
	し尿	・「市川市浄化槽清掃料金補助金交付要綱」を制定し、補助金交付開始
		(4月)
		・衛生処理場増設(100k /日) (3月)
	その他	機構改革により保健衛生部から 清掃部 として独立し、清掃第1課・清掃第2課・
		清掃第3課・清掃工場・衛生処理場となる (4月)
50年度	ごみ	・清掃工場大型ごみ破砕処理施設竣工(60t/5h) (4月)
		・大型ごみ、月1回の集積所収集開始 (4月)
51年度	ごみ	・柏井塵芥焼却場解体取り壊し (10月)
		・一部の自治会等で 紙の資源回収 始まる (2月)
	し尿	衛生処理場前処理設備・汚泥乾燥設備・脱臭設備完成 (3月)
52年度	し尿	し 尿汲み取り料金の無料化 実施 (4月)
53年度	その他	機構改革により清掃部と環境部が合併し環境清掃部となり、清掃第1課・清掃
		第3課が清掃事務所に、清掃第2課が清掃管理課となる (4月)
54年度	その他	・機構改革により清掃事務所・清掃管理課を統廃合し、新たに清掃事務所制を
		しき、管理課と業務課を設置する (5月)
		・「土砂等による土地の埋立、盛土並びにたい積に関する指導要綱」施行
		(9月)
55年度	ごみ	・最終処分を民間業者に一部委託開始 (5月)
		・集団資源回収開始 (7月)
	41	・最終処分を民間業者に全量委託開始 (1月)
	その他	「市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例」制定
=0.4= rtr	_>-	
56年度	ごみ	ピン、月1回の集積所収集開始(集団資源回収地区を除く) (8月)
	し尿	「市川市浄化槽清掃料金補助金交付規則」制定 (4月)
	その他	「市川市環境美化条例」制定 (7月)
57年度	ごみ	大型ごみ個別収集申込み制を一部区で開始 (7月)
	し尿	浄化槽汚泥処理手数料有料化実施 (5月)
58年度	し尿	「浄化槽法」公布 (5月)
59年度	ごみ	廃乾電池 (筒型)を有害ごみとして週1回の分別収集を開始 (4月)
		ビン収集を月2回に増加 (4月)
	その他	「市川市清掃工場建設基金の設置、管理及び処分に関する条例」制定 (3月)

年 度	区分	内容
60年度	ごみ	・廃蛍光管を有害ごみとして週1回の分別収集を開始 (10月)
		・「市川市ごみ処理基本構想」策定 (3月)
	し尿	「浄化槽法」施行される (10月)
61年度	ごみ	駅前広場周辺の道路等の清掃業務を財団法人市川市高齢者福祉事業団に委託
		開始 (4月)
	その他	機構改革により清掃部となり、清掃事務所制を廃止し、管理課を清掃管理課、
		業務課を清掃業務課とし、清掃工場準備室を新設した (7月)
62年度	ごみ	燃えないごみ(直営収集分)の中間処理を民間業者に一部委託開始 (7月)
63年度	ごみ	・定期収集後の集積所周辺の巡視及び清掃を行うため、巡回清掃業務を民間業
		者に委託開始 (4月)
		・「市川市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理編)」策定 (10月)
	し尿	「市川市一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理編)」策定 (10月)
平成元年度	ごみ	・ 不法投棄防止協力員制度 を開始 (4月)
		・ビン回収地区を3割から4割に拡大。回収回数も月2回から週1回に増 (8月)
	その他	市川市のキャンペーン・タイトル 「シェイプアップ市川」" ごみを減らして "
		を掲げる。
2年度	ごみ	・ビン回収地区を市域の7割地区に拡大すると共に カンの回収 もビンと併せ週1
		回実施 (4月)
		・集団資源回収参加団体に対して 報償金 の交付を開始 (4月)
		・大型ごみの中間処理を民間業者に委託開始 (4月)
		・「家庭ごみ減量化アンケート」実施 (8月)
		・(仮称)市川市クリーンセンター(焼却施設600t/日・不燃・大型ごみ破砕
		施設75 t /5 h) 建設工事着工 (9月)
		・牛乳パックの回収を公民館・小学校で開始 (10月)
		・「事業所ごみ減量化アンケート」実施 (11月)
		・庁内で紙ごみの回収を開始 (3月)
	その他	・機構改革によりクリーン推進課を新設し、また、清掃工場建設準備室を清掃
		工場建設室とした (7月)
		・ごみの発生から処分まで、また、身近にできるごみ対策について、女性の視
		点から考え、行動し、施策に参加する場として 『女性の会』 が発足 (8月)
		・ごみ処理業務のイメージ改革として、ごみ収集車のカラーリングの実施とキ
		ャラクター (キラリン・ピカリン) を制作 (10月)
3年度	ごみ	・ビン、カン回収を市内全域に拡大 (4月)
		・市内在住者を対象に コンポスト容器購入費補助制度 を開始 (6月)
	その他	・ごみ処理業務のイメージ改革として、 新デザインのユニホーム を着用(4月)
		・「 再生資源の利用促進に関する法律」 制定 (4月)
		・「 廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 改正 (10月)
		・「市川市ごみ減量化・資源化協力店」制度開始 (10月)

年 度	区分	内容
4年度	ごみ	・不法投棄防止協力員制度を廃止 (3月)
		・「市川市収集処理システム検討調査」実施 (3月)
	し尿	「市川市汲み取り便槽等の補修、改造工事資金貸付規則」廃止 (4月)
	その他	「一般廃棄物処理手数料」に消費税相当額導入 (4月)
5年度	ごみ	・廃棄物減量等推進員(クリーンパートナー42名)設置 (7月)
		·市川市 廃棄物減量等推進審議会 の設置 (8月)
		・新清掃工場(クリーンセンター)仮稼動開始 (11月)
		・フロンガス回収(対象は冷蔵庫とエアコン)開始 (3月)
	し尿	「市川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」並びに「市川市合併処
		理浄化槽維持管理費補助金交付要綱」を制定し、補助金交付を開始(4月)
	その他	・「市川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」並びに「市川市廃棄物の処理
		及び清掃に関する条例施行規則」廃止 (6月)
		・ 「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」 並びに「市川市廃棄物
		の減量及び適正処理等に関する条例施行規則」施行 (7月)
6年度	ごみ	・クリーンセンターの竣工 (4月)
		・ごみの収集方法の一部変更(プラスチック、ゴム、皮革類等を 燃えるごみ と
		して収集) (4月)
		・JR総武線を境に燃えるごみを2地区に分ける (4月)
		・廃棄物減量等推進員10名増員(計52名) (7月)
		・大型ごみ戸別収集を市内全域に拡大 (10月)
		・旧清掃工場解体取り壊し着工 (12月)
		・「一般 廃棄物処理基本計画ごみ処理編」 策定 (3月)
	し尿	「一般廃棄物処理基本計画生活排水処理編」策定 (10月)
	その他	・清掃工場名称変更と組織替え、施設広報係、科学技術係(公害防止の強化)
		の新設 (4月)
		・クリーンセンター見学会開始 (5月)
		・清潔で、明るく、緑豊かで、住むことに愛着のもてるまちの実現に全力を傾
		けることを誓い、 「クリーン・グリーン都市」 を宣言 (11月)
7年度	ごみ	・廃棄物減量等推進員10名増員(計62名) (7月)
		・旧清掃工場解体取り壊し完了 (1月)
		・「ごみ処理と資源化物処理に係る基本方針」取りまとめる (3月)
	その他	・市川市リサイクルプラザの開設 (6月)
		・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」制定(6月)
		・都市計画汚物処理場として市川衛生処理場を都市計画決定 (11月)
8年度	ごみ	
	- •	・「市川市分別収集計画」策定 (10月)
	 し尿	し尿収集運搬手数料有料化を実施 (10月)
		` ,
	その他	・機構改革により清掃工場建設室を廃止し、施設課を新設 (4月)
		・都市計画ごみ焼却場の都市計画変更 (12月)

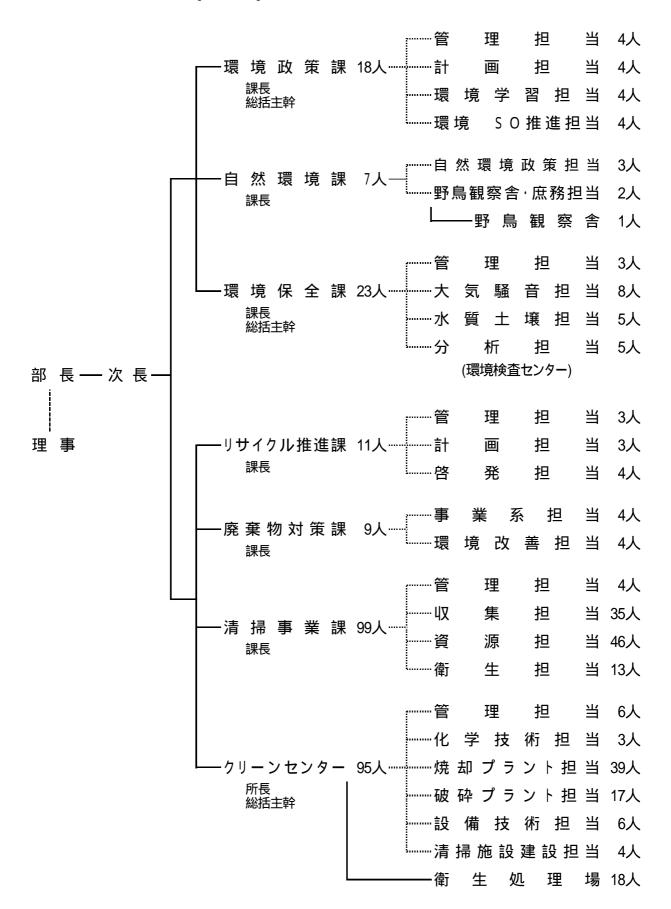
年 度	区分	内容
9年度	ごみ	・「ごみと資源物アンケート」実施 (5月)
		・廃棄物減量等推進員10名増員(計82名) (7月)
		・「市川市一般 廃棄物処理施設整備基本計画」 策定 (3月)
	し尿	・新衛生処理場建設着工 (9月)(スクラップアンドビルト方式)
		・旧衛生処理場施設の撤去開始 (11月)
	その他	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づくペッ
		トボトル・紙パックの拠点開始 (4月)
10年度	ごみ	・ 指定袋制 及び 大型ごみ収集有料化 を市川市廃棄物減量等推進審議会に諮問
		・ 指定袋制 及び 大型ごみ収集有料化 の答申を受ける (11月)
	その他	・「特定家庭用機器再商品化法」制定 (6月)
		・市川市家庭系ごみに係る 指定袋の認定基準 を制定 (1月)
		・「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」一部改正 (3月)
44年	- >->.	(大型ごみ収集有料化に伴う手数料規定の改正)
11年度	ごみ	・剪定枝葉のチップ化開始 (4月) ・「第2期市川市分別収集計画」策定 (6月)
		・指定袋制及び大型ごみ収集有料化実施 (10月)
	し尿	・単独処理浄化槽清掃料金補助金交付廃止 (4月)
		・新衛生処理場試運転開始 (9月)
	W	・新衛生処理場竣工(3月)
	その他	・機構改革により、清掃部に政策調整担当を設置しクリーン推進課をリサイク
		ル推進課へ改称 (4月) ・クリーンセンター「ISO14001認証取得に向けて」の宣言 (4月)
		・「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則」一部改正
		(5月)
		・市川市リサイクルプラザ不用品有料販売開始。収益は福祉事業へ (11月)
		・クリーンセンター ISO14001の認証を取得 (2月)
12年度	ごみ	・電気式 生ごみ処理機購入費補助制度 を開始 (5月)
		・クリーンセンター排ガス高度処理施設整備工事着工 (9月)
		・事業系ごみの減量と適正処理について啓発リーフレットを市内12,000の事業
		所へ送付 (11月)
	し尿	
		・「合併処理浄化槽清掃料金補助金」及び「合併処理浄化槽維持管理費補助金」
	その他	交付廃止 (4月)
	てい他	・「循環型社会形成推進基本法」制定。併せて、廃棄物処理法の改正等の個別 法律も整備される(5~6月)
		次律も空備される(5~6月) ・市川市リサイクルプラザリサイクルガラス工芸教室を開設 (6月)

年 度	区分	内容
13年度	ごみ	・「特定家庭用機器再商品化法」施行 (4月) ・クリーンセンター灰固形化施設整備工事着工 (6月) ・「ごみ処理・リサイクルに関する市民意識調査」実施 (7月) ・廃棄物減量等推進員を公募。循環型社会へ対応すべく、呼称をクリーンパートナーからじゅんかんパートナーへ変更(市内14地区81名) ・一般廃棄物処理基本計画を市民参加で策定する「じゅんかんプロジェクト」設置 (8月) ・クリーンセンター排ガス高度処理施設整備工事完成 (9月) ・プラスチック容器包装類のモデル回収開始 (10月) ・買物袋持参運動モデル地区で開始 (10月) ・市川市一般廃棄物処理基本計画(いちかわじゅんかんプラン21)ごみ処理編策定 (3月)
	し尿	市川市一般廃棄物処理基本計画(いちかわじゅんかんプラン21)生活廃水処理 編策定 (3月)
		・市役所本庁舎ほか18施設でISO14001の認証を取得 (3月)
14年度	ごみ	 ・クリーンセンター灰固形化施設整備工事完成 (4月) ・第3期市川市分別収集計画策定 (6月) ・じゅんかん堆肥の販売 (8月) ・焼却量の削減、資源化率の向上を目指した「資源物とごみの12分別収集」(集積所収集)を全市域で開始 (10月) ・クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業の実施方針を公表 (12月) ・機構改革。廃棄物処理を環境行政の一環として推進していくため「環境清掃部」として一元化。清掃管理課を環境衛生課として、衛生処理場を合併。清
		掃施設課をリサイクル推進課に統合 (4月) ・クリーンセンターISO14001更新審査 (2月)
15年度	ごみ	・買物袋持参運動推進検討会発足 (7月) ・ひとり暮しの高齢者、障害者等を対象に「大型ごみ」のサポート収集を開始 (7月) ・「資源有効利用促進法」に基づきメーカー等による家庭系使用済みパソコン の回収・リサイクルの開始(10月) ・「じゅんかんプロジェクト」と協働でごみ分別ガイドブックを作成し、市民 に配布 (11月) ・リサイクルショップ「あある」閉館 (3月)
	その他	・「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」並びに「市 川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する施行条例規則」一部改 正 (12月) ・「空地に係る環境衛生の保全に関する条例」並びに「空地に係る環境衛生の 保全に関する施行規則」一部改正 (12月)

年 度	区分	内容
16年度	ごみ	・廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦。(市内14地区149名)(7月) ・市民、事業者によるマイバック運動推進会発足(7月)
	し尿	・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の補助事業を開始 (4月)
	その他	・機構改革により環境衛生課を廃止し、廃棄物対策課を新設 (4月) ・衛生処理場をクリーンセンターに、環境検査センターを環境保全課に統合。 (4月)

環境清掃部組織

環境清掃部機構(265人) 平成 16 年 4 月 1 日現在



事務分掌

環境政策課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 環境基本計画の策定に関すること。
- (3) 環境基本計画の推進及び調整に関すること。
- (4) 環境審議会に関すること。
- (5) 市の施設(クリーンセンターを除く。)に係るIS014001に関すること。
- (6) 環境学習の推進に関すること。
- (7) 新エネルギーに関すること。
- (8) 環境清掃部の所管に係る事務事業の連絡及び調整に関すること。
- (9) 部内他の課の所掌に属しない事項に関すること。

自然環境課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 自然環境保全再生指針に関すること。
- (3) 自然環境の保全及び再生の啓発及び推進に関すること。
- (4) 野鳥観察舎の管理に関すること。
- (5) ラムサール条約に関すること。

環境保全課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 環境の監視、測定、指導及び規制に関すること。
- (3) 環境保全協定の締結に関すること。
- (4) 公害防止に係る助成に関すること。
- (5) 公害に係る苦情の処理に関すること。
- (6) 公害に係る特定施設等の届出に関すること。
- (7) 環境の調査及び研究に関すること。
- (8) 環境検査センターに関すること。
- (9) その他公害防止に関すること。

リサイクル推進課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理の施策に係る総合調整に関すること。
- (4) ごみの資源化及び減量の推進に関すること。
- (5) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (6) 廃棄物減量等推進員に関すること。
- (7) ごみのない街づくりに関すること。

- (8) リサイクルプラザに関すること。
- (9) し尿の収集運搬に関すること。
- (10) 財団法人市川市清掃公社との連絡に関すること。

廃棄物対策課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (3) 事業系一般廃棄物の適正処理の指導に関すること。
- (4) 不法投棄の監視及び指導に関すること。
- (5) 土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積事業の許可及び指導監督に関すること。
- (6) 産業廃棄物対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。

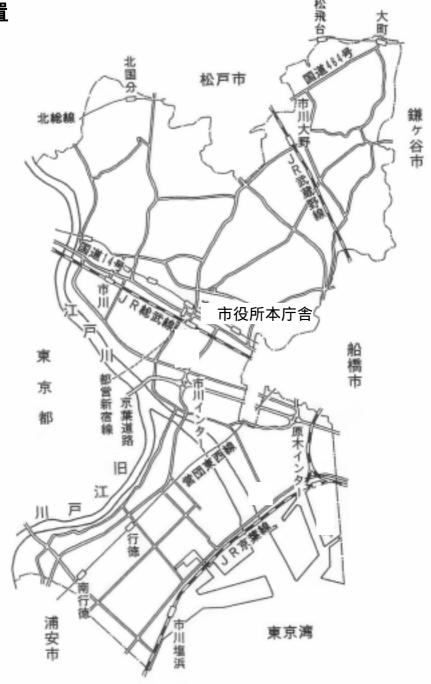
清掃事業課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) ごみの収集運搬及び委託業者の指導監督に関すること。
- (3) 資源ごみの回収に関すること。
- (4) 不法投棄物の収集運搬に関すること。
- (5) 犬猫死体の収集及び運搬に関すること。
- (6) 空地の雑草除去に関すること。
- (7) ねずみ族及び衛生害虫の駆除に関すること。

クリーンセンター

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) センターの見学者への広報啓発に関すること。
- (3) ごみの計量及び搬入調整に関すること。
- (4) 焼却炉、破砕機及び犬猫死体焼却炉の運転業務に関すること。
- (5) 発電及び電気の供給に関すること。
- (6) 電気、機械設備等の保守点検に関すること。
- (7) 焼却残渣等の処分に関すること。
- (8) センターにおけるISO14001の運用及び進行管理に関すること。
- (9) 一般廃棄物処理施設の計画及び総合調整に関すること。
- (10) 余熱利用施設の建設及び管理運営に係る指導監督に関すること。
- (11) 衛生処理場に関すること。
- (12) センターの維持管理に関すること。

施設配置



課名、施設名	所 在 地	電話
環境政策課	市川市南八幡2-18-9(分庁舎 B 棟)	
清掃事業課		
自然環境課		
環境保全課		
リサイクル推進課	同上(分庁舎A棟)	
廃棄物対策課		
環境検査センター	市川市田尻1003番地	047(327)9282
クリーンセンター		047(328)2326
衛 生 処 理 場	市川市二俣新町15番地	047(327)0288